

執行猶予者保護観察法 (昭和29年4月1日)
法律第58号

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律 (昭和29年3月31日)
法律第18号

(ウ) 政 令

刑法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (昭和29年6月26日)
政令第167号

アメリカ合衆国の設置した連合国戦争犯罪法廷によつて刑を

科せられた者の仮出所適格性取得期間の特例に関する政令 (昭和29年8月9日)
政令第233号

(カ) 省 令

更生保護事業を営む者の監督及び寄附金募集に関する規則 (昭和29年6月28日)
省令第75号

処分の審査請求に関する規則の一部を改正する省令 (昭和29年6月28日)
省令第76号

地方更生保護委員会の決定等に関する規則の一部を改正する省令 (昭和29年6月28日)
省令第77号

保護観察所組織規程の一部を改正する省令 (昭和29年11月1日)
省令第130号

保護観察所組織規程の一部を改正する省令 (昭和29年11月20日)
省令第140号

3 保護司及び更生保護会職員等の更生保護事業に従事する者の表彰については、特に保護司(法第13条)並びに更生緊急保護法(第15条)にそれぞれ規定してあるように、職務上功労ある者を表彰し、これらの人々の業績を広く一般に周知させる必要があるため、この事業に多年に亘り献身従事し、その功績が特に顕著な人々につき、保護観察所長、地方更生保護委員会委員長の推選に基き慎重に選考のうえ、それぞれ表彰方の手続を執つた結果、5月3日の憲法記念日に当り藍綬褒章を授与された者4名(内保護司3名、更生保護会職員1名)、11月27日東京日比谷公会堂において開催された全国更生保護大会において法務大臣より表彰状を授与された者14名(内保護司10名、更生保護会職員4名)なお、右のほか更生保護事業に対する民間協力功労者49名に対し法務大臣より感謝状が授与された。

4 法務省の附属機関である中央更生保護審査会の委員の任免手続等の庶務的事務、更生保護事業審議会の開催及び議事の整理、同委員の任免手続等の庶務事務をつかさどり、なお、保護司法に定める全国定数52,500名の保護司の委嘱及び解嘱その他の身分関係事務を処理したほか、法務大臣又は地方更生保護委員会委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱、解嘱その他保護司制度の向上に関する意見を聞くため、法務省の附属機関として、各保護観察所の所在地(全国49箇所)に設置されている保護司選考会の委員の委嘱、解嘱等の関係事務を処理してきた。

5 上記記述する業務のほか、各課事務の総合調整、職員の人事、厚生及び経理に関する事務並びに官印の管守、公文書類の接受、発送、保存、国有鉄道被救護者割引証等の関係事務、国会等における請願、陳情の処理、その他会同の招集及びその準備手続等に関する事務を掌理してきた。

□ 調査連絡課

法務省組織令第30条

業務の内容

1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項

2 更生保護に関する資料の整備に関する事項

3 保護司の設置区域及び組織に関する事項

4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項

5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項

6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

業務の実施状況

1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項

(1) 仮出獄を取消された者及び戻し収容された者の実態調査について、刑務所又は少年院より仮釈放を許可され、保護観察の実施中に、再び犯罪又は非行があつて、その仮釈放を取消され、刑務所や少年院に再収容となつた者についてその状況を調査し、その原因を究明することは、今後の仮釈放ならびに保護観察の適切な実施を期するために極めて必要なことであり、このために、本年度においてはプリテストとしていわゆる追跡調査の方法をとり、本人が入つてから、出て、社会生活に敗れ、再び送られて、現在の刑務所や少年院の生活をなしておる状態までを一貫して調査した。

(2) 更生保護研究委託 更生保護制度の科学的運営に資するため仮釈放、保護観察、恩赦等に関する主要事項を選び出して公私の学術研究機関、専門家、権威者にその研究を委託して調査研究を実施している。

昭和29年度に委託した更生保護研究は次の通りである。

○ 保護観察のケース研究のあり方に関する研究

委託先 日本更生保護協会事務局長 牛込 治郎吉

保護観察のケースワークの技術と方法の向上をはかる必須の基礎的作業として各地においてケース研究会がもたれる気運にあるが、保護観察という特殊なケースワークに対するケース研究の方式は、いまだ定式化されていない有様であり、且つこれに関するまとまつた参考文献もない現状に鑑み、これに関する研究を本年度は選定委託した。

2 更生保護に関する資料の整備に関する事項

(1) 保護月報の作成配布 犯罪者予防更生法等の運営、事務処理の便宜に資するため、主として保護局、地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の執務上参考となる訓令、通牒、指示、調査、解説資料、情報等を定期的に集録発行し、保護局管下の各庁及び関係庁、施設団体に配布している。昭和29年中においては第18号及び第19号を編集発行した。なお、昭和30年より保護月報の編集方針(職員の教養訓練誌としての性格樹立)、内容を刷新して、新企画の下に作成すべく準備中である。

(2) 保護庁職員の教養訓練資料の作成配布 保護局、地方更生保護委員会、保護観察所職員の執務上必要な一般的教養の涵養を図るための資料として保護資料第6号「パロールとその他の釈放手続について」(米国)、「瑞典行刑制度概要」及び「犯罪少年の人物評定法に関する研究」を作成し、保護局、地方更生保護委員会、保護観察所に配布した。

(3) 更生保護誌の作成 保護司の一般的教養訓練を目的として、論文、実務研究、ケース研究、保護観察日記、体験記、座談会、情報連絡、実務上の質疑応答等を収録した雑誌更生保護を当課において、昭和25年11月以降編集作成しているが、昭和29年においては、

その第5巻第1号より第12号を作成し、全国の保護司並に関係機関に送付した。

3 保護司の設置区域及び組織に関する事項

保護司の定数52,500人は保護司法第2条の定めるところにより、都道府県の区域を区分した全国781の保護区に配置されている。本年は市町村廃置分合に伴う行政区劃の変更により保護区及び保護区ごとの保護司の定数に一部改正が行われた。

これらの保護司が統一的活動を行うため自主的な組織として各保護区毎に保護司会が結成され、その連合組織体が各保護観察所及び地方委員会管轄区域ごとに置かれ、全国組織体としては全国保護司連盟が東京都に置かれている。

単位保護司会においては毎月定期的会合を開いて保護観察事務及び犯罪予防活動について打合せや研究をなしているが、殊に科学的な保護観察の知識と技術の向上を図るため担当保護観察ケースの相互研究、環境の調査調整、補導援護協力者の発見獲得、関係機関との連絡、犯罪予防活動の促進のための犯罪原因の調査並びにその施策、観察協会、B・B・S運動、更生保護婦人会、職業補導協議会等の協力組織の育成、更生保護事業の普及宣伝等について相互に調査研究をなし、総合的な運営を図っている。この会合に保護観察所長、係官が出席して指導するとともに、事務打合せにも活用している。

4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項

(1) 更生保護会は更生緊急保護法第5条に基き法務大臣の認可を受けて更生保護事業を経営する民間の組織体であり、これら更生保護会は事業の内容を異にする二つの種類に分れている。

一は更生緊急保護法第1条に定める釈放者等〔満期釈放者、刑執行免除者、刑執行猶予者（但し裁判確定前の者及び保護観察に付されなかつた者）起訴猶予者〕に対し国の委託を受けて同法第2条に定める更生保護措置を行い、並びに犯罪者予防更生法第40条及び執行猶予者保護観察法第6条に定める保護観察中の者に対し国の委託を受けて救護又は援護の措置を行うことを目的とする更生保護会と、他の一は前記の更生保護会に対する指導連絡又は助成を行うことを目的とする更生保護会がある。

当課は更生保護会の設立認可事務及び公益法人設立許可事務その他更生保護会の監督事務を行つている。

昭和29年には更生保護会の一般的整備充実に重点を置いて事務を行い、保護施設の改善、対象者に対する処遇の向上、幹部職員の資質の向上を図るため教養訓練の強化に努めるとともに、更生保護会に対する国からの補助金交付の事務を行つた。

昭和29年末更生保護会現在数

直接更生保護会	169
連絡助成更生保護会	48
計	217

昭和29年中更生保護会に対し交付した補助金

事務費補助金	18,310,100円
施設費補助金	5,613,900円
計	24,924,000円

(2) 全国更生保護大会実施に関する事項

高松宮殿下御臨席のもと、保護司及び更生保護会の代表者(2,600人)の大会を、法務省主催により東京に開催し、(1) 保護司活動の強化方策と社会資源の活用、(2) 更生保護会の運営の強化、(3) 執行猶予者保護観察制度の適正な運営、(4) 保護観察の技術の向上等に関する協議及び保護観察事例研究を行い、多大の成果をあげた。

当課は、右大会の準備及び実施の事務を主管した。

5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項

犯罪予防対策の樹立及び民間における犯罪予防活動の助長のため常に関係資料の蒐集調査を行い、また関係各庁、団体と緊密な連絡を保ち、相提携して更生保護思想の啓蒙普及を図り、中央及び地方を通じて各種の施策及び行事を行つた。

特に犯罪予防活動の一環として例年の通り7月1日より31日の一カ月間「社会を明るくする運動」を社会を明るくする運動実施委員会（関係各庁、団体、報道関係代表者等をもつて構成）主催、法務省主唱の下に全国的に展開した。中央においては新聞、ラジオ、ポスター、リーフレット等により更生保護事業への関心を一段とたかめ、その他名士書画展示会、少年保護展示会、優良図書展示会、愛の図書寄贈運動、講演会等各種の催しを通じて更生保護思想の啓蒙宣伝に努めた。

地方においては、地方委員会、保護観察所が中心となつて、各地の実情に応じた特色ある催しを挙行し、同事業の啓蒙普及に相当の成果を挙げることができた。

6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

更生保護に関する関係各庁（最高裁判所家庭局、刑事局、厚生省、省内矯正局、刑事局等）及び各種団体（日本更生保護協会、全国保護司連盟、全国更生保護会連盟、日本BBS連盟、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、社会福祉事業振興会等）と常に密接な連絡を保ち、更生保護事業が総合的な立場から円滑な運営が行われるよう期している。

(1) 青少年問題協議会

中央協議会は、青少年問題協議会設置法（昭和28年法律第83号）により内閣に設置され、法務事務次官が委員として、又、刑事、矯正、保護及び人権擁護の4局長が幹事として、これに参加しており、その常務連絡を当課が掌っている。

当課においては、青少年問題に関する総合的施策の一環として、特に青少年の更生保護に関して、中央協議会及び各省庁に対して、必要な連絡協調を行つている。

地方協議会は、前記の設置法により都道府県及び一部の市町村に設置され、保護観察所長、保護司の代表等がその構成員となつて連絡活動を行つている。

(2) B・B・S運動（大兄弟運動）

保護観察の効果をより豊かなものとするために「保護観察の面において保護司活動のよりよい補助としてのB・B・S運動」として育成すべく努力をなした。7月23日、24日、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の一環行事として、赤坂離宮会議室において「第7回B・B・S全国大会」を開催多大の成果を得た。

(3) 更生保護婦人会

更生保護婦人会は、婦人の保護司又は更生保護に熱意を持つ一般婦人によつて、各地に

各種の形態をもつて組織されているが、当課においては右の更生保護婦人会の指導育成に関する事務を掌っている。

昭和29年7月には「社会を明るくする運動」実施行事の一環として、各地の更生保護婦人会の代表者200名による代表者会議を、法務省主催により東京に開催し、更生保護婦人会の組織及び任務等基本的諸問題について協議した。

ハ 観 察 課

法務省令第31条

業 務 の 内 容

- 1 保護観察に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終予及び退院に関する事項
- 4 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項

業 務 の 実 施 状 況

- 1 昭和29年度における業務の主要目標は、前年度に引続き保護観察の強化徹底を期することにあつたが、特に昭和29年7月1日から「刑法の一部を改正する法律」「執行猶予者保護観察法」が施行されて、執行猶予者の保護観察制度が全面的に実施されることになつたので、この制度の円滑な運営を図ることに主力を置いた。
- 2 これがため、事務処理態勢及び諸手続を更に整備充実するために、次の省令通牒が出された。その主なものを掲げると次の通りである。
 - (1) 処分の審査請求に関する規則の一部を改正する省令（昭和29.6.28法務省令第76号）
 - (2) 地方更生保護委員会の決定等に関する規則の一部を改正する省令（昭和29.6.28法務省令第77号）
 - (3) 保護観察手続の一部改正について（昭和29.6.1保護第557号）
 - (4) 引致及び留置の手続並に引致状請求書等の様式の一部改正について（昭和29.6.25保護第636号）
 - (5) 出入国管理令に定める被退去強制の容疑ある受刑者又は在院者の釈放及び保護観察について（昭和29.6.10保護第593号）
 - (6) 保護観察成績の評定基準について（昭和29.3.1保護第257号）
 - (7) 地方更生保護委員会統計表の制定について（昭和29.2.3保護第43号）
 - (8) 保護観察所統計の制定について（昭和29.2.3保護第44号）
 - (9) 特殊事務処理保護司の配置について（昭和29.11.18保護第1091号）
 - (10) 罰金刑について刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付された者の通知について（昭和29.11.19保護第1092号）
- 3 保護司の保護観察事件担当数及び保護観察成績報告書の提出状況調査、保護観察対象者の保護観察成績状況調査、保護観察に付された執行猶予者についての諸調査、その他各種の調査を行い、保護観察の実状を把握することに努め、指導監督の適正を図るとともに、地方更生保護委員会及び保護観察所からの質疑に対する回答を行い、保護観察制

度の運営に遺憾なきを期した。

- 4 6月3日地方更生保護委員会の委員長、事務局長会議を開催し、執行猶予者保護観察制度の施行に伴う準備態勢の整備を期するとともに、11月29、30の両日、地方更生保護委員会委員長及び保護観察所長会議を開催し、執行猶予者保護観察制度を中心に保護観察及び仮釈放制度の運用上の諸問題について協議し、必要な指示を行つた。
- 5 執行猶予者保護観察制度の円滑な運営を図るため、前年度に引続き裁判所、検察庁等の関係機関との連絡協議会の開催を地方更生保護委員会並に保護観察所に奨励してきたが、これら関係機関との連絡協調に相当の効果をあげた。
- 6 12月1日から全国63カ所に合計68名の特殊事務処理保護司を配置し、保護観察当初における対象者の把握と事務処理の迅速適切を期した。
- 7 昭和29年度における地方更生保護委員会の仮釈放審理件数は総計43,480件うち仮釈放許可40,639件、また、同年中に保護観察所が取り扱つた保護観察件数は、総計137,866件うち終了したもの61,308件である。

次に地方更生保護委員会の決定に対する再審査の請求は昭和29年中4件で、うち2件は棄却、1件は取り下げ、他の1件は決定を翌年に持越した。

【統 計 表】

主要なものを次頁以下に掲げる。

昭和29年度 地方更生保護委員会統計(1)
 仮釈放事件等の受理及び処理状況

事件種別	受理・処理		受理(職権により立件したものを含む.)				処				未済	
	旧受	新受	本年受	移送	小計	計	許可	棄却不可	却下	移送		死亡その他
仮退院	729	7,734	1	7,735	8,458	7,350	211	50	2	191	7,804	654
仮出獄	1,133	4,562	2	4,564	5,697	4,308	162	3	1	111	4,585	1,112
	3,321	30,457	4	30,461	33,782	28,574	1,681	29	17	354	30,655	3,127
釈放	4,454	35,019	6	35,025	39,479	32,882	1,843	32	18	465	35,240	4,239
	-	13	-	13	13	10	1	-	-	-	1	12
退院	4	164	-	164	168	144	8	-	-	6	158	10
	4	177	-	177	181	154	9	-	-	7	170	11
院	2	30	-	30	32	22	7	-	-	1	30	2
	3	227	-	227	230	223	5	-	-	-	228	2
	5	257	-	257	262	245	12	-	-	1	258	4
不定期刑の終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,861	12,571	3	12,574	14,435	11,918	386	53	3	304	12,664	1,771
	3,325	30,625	4	30,629	33,954	28,721	1,689	29	17	360	30,816	3,138
合計	5,186	43,196	7	43,203	48,389	40,639	2,075	82	20	664	43,480	4,909

註 青少年と成人との別は立件の日の年齢による。

昭和29年度 地方更生保護委員会統計(2)
 仮出獄取消事件等の受理及び処理状況

事件種別	受理・処理		受理(認知立件したものを含む)				処				未済
	旧受	新受	旧受	新受	計	理由ありと認められたもの	理由なしと認められたもの	死亡その他	計		
戻し収容の申請(法第43条)	5	143	5	143	148	123	23	-	146	2	
仮出獄の取消(法第44条)	10	208	10	208	218	199	8	7	214	4	
	26	854	26	854	880	774	50	26	850	30	
保護観察の停止(法第42条の2第2項)	36	1,062	36	1,062	1,098	973	58	33	1,064	34	
	2	109	2	109	111	105	3	1	109	2	
保護観察停止の解除(法第42条の2第2項)	1	729	1	729	730	686	26	5	717	13	
	3	838	3	838	841	791	29	6	826	15	
保護観察停止の取消(法第42条の2第6項)	-	55	-	55	55	55	-	-	55	-	
	1	253	1	253	254	253	-	-	253	1	
保護観察の仮解除(法第8条第1項)	1	308	1	308	309	308	-	-	308	1	
	3	4	3	4	4	1	-	-	3	-	
保護観察仮解除の取消(法第8条第2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	17	516	17	516	533	483	34	8	525	8	
	28	1,839	28	1,839	1,867	1,716	76	31	1,823	44	
合計	45	2,355	45	2,355	2,400	2,199	110	39	2,348	52	

註 青少年と成人との別は立件の日の年齢による。

昭和29年度 保護観察所統計 (2)

保護観察事件の男女別本年受理人員、終結人員、年末現在人員

受理 事件種別	本 受理人員	本 年人員	本 年終 結人員	年 末 現 在 人 員		保 護 觀 察 中 保 護 施 実	所 在 不 明	在 止 中			計
				保 護 觀 察 中 法 第 3 3 條 第 4 項	保 護 觀 察 中 法 第 4 2 條 第 2 項			所 の 他	假 除 中		
家庭裁判 所決定	男	16,777	20,552	36,867	1,442	153	1,266	39,830			
	女	1,726	1,773	3,187	402	21	81				
計		18,503	22,325	40,154	1,844	174	1,347	43,521			
仮退院	男	7,112	7,628	8,583	773	939	960	10,316			
	女	780	797	983	216	19	46				
計		7,892	8,425	9,566	989	658	1,006	11,245			
仮出獄	男	33,333	33,752	13,715	67	939	54	14,775			
	女	624	589	215	—	19	3				
計		33,957	34,341	13,930	67	658	57	15,012			
刑執行 猶予	男	2,284	295	1,990	159	939	25	2,174			
	女	204	17	183	11	19	1				
計		2,488	312	2,173	170	658	26	195			
計	男	59,506	63,227	61,255	2,441	153	2,307	67,095			
	女	3,334	3,176	4,568	629	21	131				
計		62,840	65,403	65,823	3,070	174	2,438	72,468			

昭和29年度 保護観察所統計 (3)

保護観察終了事由調

終了事由 青少年成人別	家 庭 裁 判 所 決 定		假 除 満 期 又 は 期 間 満 了		退 院 退 院 又 は 期 間 満 了		假 除 満 期 又 は 期 間 満 了		退 院 退 院 又 は 期 間 満 了		計
	解 除	家 裁 取 消	家 裁 取 消	家 裁 取 消	退 院	退 院 又 は 期 間 満 了	退 院	退 院 又 は 期 間 満 了	退 院	退 院 又 は 期 間 満 了	
青 少 年	3,141	2,081	2,081	170	222	6,493	909	71	57	7,752	
青 少 年 計											
成 人	12	204	204	25	80	46	2	128	32,361		
成 人 計											
計	3,153	2,285	2,285	195	302	6,539	911	128	196	61,308	

註 () 内は旧4号観察で内数を示す。

職業調査一終結時

職業分類 事件種別	建設、電気従事者及び 機械園従事者										単純労働者			運輸、機械園、運転及び 類似従事者			製造			修理			従事者			計			
	農・林業者 (農園、林業、養蚕、製紙、製糖、製茶、製酒、製油、製粉、製糖、製茶、製酒、製油、製粉)	漁業者 (水産養殖、漁)	鉱夫 (採石夫を含む)	大工	左官・コンクリー	ト工	気罐士・火夫	電気工・架線工	土工・工夫	運搬・配達夫	人夫・雑役	その他	船員	自動車運転手・助手	車夫	その他	金属加工工	紡織工	織物製品製造従事者	製材工・製材所	木工指物家具建具職	印刷・製本工	紙製品作製工	靴製造修理工	飲食品加工工		その他		
家庭裁判所 決定 退院 執行 予	2,587	715	333,244	441	317	32	167	150	1,443	309	1,139	103	87	684	29	74	953	150	225	165	230	157	70	143	401	520			
退院	781	228	150,888	147	96	15	27	42	445	100	446	35	33	238	29	21	326	38	63	74	92	52	19	61	140	168			
執行	4,037	772	758,513	737	395	63	254	212	4,489	470	3,757	228	80	572	44	109	1,173	134	341	318	596	259	83	311	448	766			
予	18	—	2	4	1	—	—	1	3	—	7	1	—	6	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—			
計	7,423	1,715	1,243,845	1,329	809	110	448	405	6,380	879	5,349	367	200	1,500	102	206	2,453	322	629	560	920	469	172	515	989	1,454			
職業分類 事件種別	サービス職業従事者										専門的、技術的、 管理的職業従事者			事務従事者			無職			不			計						
家庭裁判所 決定 退院 執行 予	商店員	飲食店員	露店・行商人	広告宣伝人	広屋・パタヤ	厨師・外交員	勸誘	周旋・仲買人	その他	家事使用人	理髪・美容師	料理人・バ	1・2・3	給仕・女中	接客婦	靴・履	靴・履	靴・履	靴・履	靴・履	靴・履	靴・履		靴・履	靴・履	靴・履	靴・履	靴・履	靴・履
退院	900	265	122	13	49	50	18	113	258	73	61	225	142	9	125	27	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
執行	376	124	46	6	12	13	4	52	112	72	30	83	67	10	36	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
予	1,184	335	462	34	220	187	107	228	260	166	139	97	40	37	252	122	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
計	2,465	724	630	53	281	250	129	394	630	313	230	405	249	56	413	156	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
予	900	265	122	13	49	50	18	113	258	73	61	225	142	9	125	27	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
計	18,065	5,118	1,018	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90	1,449	90

二 恩赦課

法務省組織令第32条

所掌事項

- 1 恩赦制度の調査研究に関する事項
- 2 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- 3 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- 4 前科の抹消に関する事項

業務の実施状況

1 個別恩赦

昭和29年に取扱つた個別恩赦の人員は283人である。これは昭和27年の2,739人(旧受を含む)、昭和28年の4,624人(旧受を含む)に比較して著しい減少と云えるが、昭和27年は講和恩赦の際定められた特別恩赦基準により実施されたものであり、また昭和28年は前年の立太子の礼に際して定められた特別恩赦基準によるものが昭和28年の前半に集中した関係から、いずれも取扱人員が非常に多かつたのである。

本29年の受理及び処理の状況は、別表第1号表及び第2号表のとおりであるが、簡単に説明すると次のとおりである。

受理人員は合計283人でその内訳は旧受81人、新受202人となつてゐるが、その中監獄の長からの恩赦上申が最も多く、死刑確定者に対する上申27件を含めて95件で、新受事件の約46%を占めている。受理人員283人の処理の内訳は、恩赦の情状があると認め中央更生保護審査会から法務大臣にその申出をして恩赦の決定のあつたものが89人、情状がないとして申出をしなかつたものが33人で、残りの111人は未済として翌年に繰越された。恩赦決定人員89人について、これを恩赦の種類別に見ると減刑45人、刑の執行の免除20人、復権15人、特赦9人となつており、減刑が最も多く全体の約15%を占めてゐるが、そのうちの24人は、死刑より無期に減軽されて2名を除いては例外なく長期に亘り服役し、行刑成績優秀のものであり、また残り21人は仮出獄後遵守事項をよく守り保護観察成績良好のものである。次いで刑の執行の免除が全体の約22%で、そのうち保護観察所長の上申により刑の執行を免除された2人は、いずれも無期懲役に処せられ、服役期間及び仮出獄後の期間を通じて既に20年以上を経過して保護観察成績良好のものである。残る検察官の上申により刑の執行を免除された18人は、病気その他の理由により刑の執行停止後相当期間経過し、行状良好で残刑の執行が適当でないと言されたものである。以下復権が全体の約17%、特赦が約10%の順になつてゐる。

なお未済として翌年に繰越された事件のうち、監獄の長の上申にかかるもの85人のうちには死刑確定者に対するもの65人が含まれてゐる。

第2号表は上記受理及び処理の状況を本人の出願に基づく恩赦の上申と検察官、監獄の長及び保護観察所長の職権による上申とに区分して記載したものである。

期間短縮

恩赦の出願は恩赦法施行規則第6条の規定により有罪の言渡確定後或る一定の期間を

経過した後でなければ出来ないが、同条但書により中央更生保護審査会に願出でて許可があつた場合には、期間経過前であつても出願ができることになつている。これがいわゆる「恩赦につき期間短縮願」である。

本年に受理した短縮願は別表第3号表のとおり、旧受18人、新受76人、合計94人であつて、そのうち恩赦出願の理由ありと認め許可されたものが23人、その理由なしとして不許可となつたものが60人、残り11人が翌年に繰越された。

昭和29年度 恩赦事件年表

第1号表 恩赦の種類別

処理別 受理別	受				既				済				未												
	旧受		新		受		内		済		内		未		済										
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員									
	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除	特赦	刑の免除									
検察庁	8	8	68	13	2	39	14	68	76	76	54	9	18	6	33	4	2	21	22	22	4	12	6	22	
刑務所	72	72	95	—	92	3	—	95	167	167	82	24	—	24	—	56	2	—	58	85	85	84	1	—	85
保護観察所	1	1	39	1	22	2	14	39	40	40	36	21	2	9	32	1	—	3	4	4	—	1	—	3	4
合計	81	81	202	14	116	44	23	202	283	283	172	45	20	15	89	5	58	15	83	111	111	4	85	9	111

第2号表 出願と職権の別

処理別 受理別	受				既				済				未			
	旧受		新		受		内		済		内		未		済	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
	出願	職権	出願	職権	出願	職権	出願	職権	出願	職権	出願	職権	出願	職権	出願	職権
検察庁	8	2	66	66	54	4	4	21	21	—	—	22	22	22	—	—
刑務所	72	44	51	51	82	8	16	35	35	23	23	85	85	75	10	10
保護観察所	1	12	27	27	36	22	10	3	3	1	1	4	4	3	1	1
合計	81	58	144	144	172	59	30	59	59	24	24	111	111	100	11	11

第3号表 恩赦出願期間短縮願

処理別 受理別	受		既		未	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
在監者	4	33	7	22	29	8
その他	14	43	16	38	54	3
合計	18	76	23	60	83	11

ホ 特別調査課

法務省組織令第33条

業務の内容

特別調査課の所掌事務は次のとおりである。

- 1 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項
- 2 中央更生保護審査会が行う赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する連絡及び関係書類の整備に関する事項
- 3 仮出所中の者の保護監督に関する事項
- 4 赦免、刑の軽減、仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事項

業務の実施状況

1 巣鴨在所者の数は逐年減少してきているが、平和条約発効後の在所者の異動状況は別表(1)に掲げるとおり、本29年初頭においてなお802名を数える状況であった。よつてこれら在所者の速かなる出所を実現するため、本年度も前年に引き続き個別的に赦免又は刑の軽減或いは仮出所の勧告を行い、また勧告済の者にしてその理由ありと認められるときは、勧告後の本人の健康状態、行状、成績及び留守家庭の状況その他刑の執行上酌量さるべき事情等及び本人が戦犯に問われた事件についてその後収集された証言書その他当時の事情を積明するに足る資料等を追加情報として関係国に送付し、もつて釈放の促進に努めた。

本年度における勧告の状況は別表(2)に掲げるとおり224件にして、平和条約発効後の累計は1,111件となつている。

2 以上の勧告及び追加情報の送付に対して関係国が行つた赦免、刑の軽減及び仮出所の許可は別表(3)に示すとおり、本年度において125件、平和条約発効後の累計529件となつているが、我方の勧告に対する関係国の決定状況は国を異にすることによつて、その間に著しい相違が認められる。即ち

(1) 米国政府は従来仮出所適格性を取得した者に対してのみ仮出所を許可してきたのであるが、昭和28年後半期からは従来の仮出所のほかに、減刑仮出所の措置（未だ仮出所適格性を取得していない者に対し本人が適格性を取得しうる如く刑を軽減し、同時に仮出所を許可する。）をとるに至り、本年度においても仮出所により32名、減刑仮出所により21名、合計53名が仮出所を許されている。

なお、米国政府は、本年7月巣鴨在所者の仮出所適格性の取得に関し、在所者は服役10年にして仮出所適格性を附与されることを認める旨通報してきたので、政府はこれに対応して、直ちに「アメリカ合衆国の設置した連合国戦争犯罪法廷によつて刑を科せられた者の仮出所適格性取得期間の特例に関する政令」（昭和29年8月9日政令第238号）を公布実施した。これによつて刑期が30年をこえ又は終身にわたる者も服役10年にして仮出所適格性を取得しうることとなつたが、この政令の実施により2名の終身刑の者が本年中に仮出所適格性を取得するに至つた。しかしながら、本年末にお

ける米国関係在所者は264名を数え、関係国中最も多く、しかも長期刑者が多いため全員釈放までにはなお相当の歳月を要するものと思われる。

(2) 英国政府は、自国の法制上仮出所制度がないため我方の勧告に対して仮出所を許可することなく、本年度においても僅かに赦免2名、減刑4名、計6件の決定を与えるにとどまつている。従つて本年末になお93名の在所者を数え、その出所率は極めて低調である。

(3) 和蘭政府は米国政府と同様に仮出所を許可する方針であるものの如く、我方の勧告に対し仮出所60名、減刑1名、計61件の決定を行つているが、これは前年度の仮出所許可13件に比し相当活潑に仮出所を許可していることを示している。しかしながら、本年末の在所者はなお米国及び濠州に次いで142名の多きを数える状況で、全員釈放には前途なお多難を思わせるものがある。

(4) 濠州政府は戦犯釈放問題に最も冷淡で、従来から1名の仮出所も許さず、すべて自国の法制を適用してレミッションによる満期釈放を許可するにとどまつている。本年度においても我方の勧告に対し赦免、刑の軽減、仮出所は全然認めず、僅かにレミッション制による満期出所10名に同意してきただけで、関係国中最も低調であつて、年末の在所者数は米国に次ぎ157名の多数を示し、昭和56年にならなければ刑期満了とならない者が7名もある状況である。

(5) 仏国政府は戦犯釈放に極めて好意ある態度を示し、既に昭和27年、同28年の両年に亘つて殆んど全員の出所を許可し、本年初頭には僅か2名を残すのみとなつていた。しかもこの2名に対しても我方の勧告を容れて赦免を許可してきたので、ここに仏国関係戦犯問題は同国の友好的措置により全部解決するに至つた。

(6) 極東国際軍事裁判所において判決の言渡をうけた所謂A級戦犯者は平和条約発効時13名が在所し、そのうち1名は昭和27年死亡したので本年初には12名となつていた。A級戦犯者の赦免、刑の軽減、仮出所は我方の勧告に対し関係8カ国の多数決によつて決定されることとなつているが、従来関係国はA級戦犯者の出所を全然許可していなかつたところ、本年1月3日在所者南次郎に対し病気の理由により医療仮出所を許可し、その後も2名の者が同様の理由のもとに医療仮出所を許されるに至つた。

3 仮出所を許可された者は、その刑期が満了するまでの期間（医療仮出所者は仮出所許可の理由となつた疾病が継続する期間）保護観察所長の保護監督に付されることとなつているが、本年初において保護監督をうけていた者は419名で、本年中の増減状況は別表(4)に掲げるとおり、増116名（仮出所）減147名（刑期満了145名、死亡2名）にして、年末現在の保護監督数は388名となり、しかもこれらの者の仮出所中の行状成績は何れも良好であつた。

4 以上述べたとおり巣鴨在所者の釈放に関しては、本年度も前年に引き続き個別的に赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告を行い、また追加情報の送付に努めてきたが、更に9月26日渡米した吉田首相初め関係国に赴く外交官その他学識経験者を通じ、或いは我国に來朝する関係国要人等に事情を訴えて戦犯問題解決の促進をはかると共に、宗教その他の民間諸団体の協力を得て、宗教的・人道的立場からして側面的に釈放運動を展開する等あ

らゆる面から戦犯釈放の施策を講じてきた。

これらの努力の結実として戦犯問題に関し特に本年度において具現した事項は

- (1) 仏国関係戦犯者の全員釈放により同国関係の問題が全部解決したこと。
- (2) 米国関係戦犯者の仮出所適格性取得期間の短縮が認められ、これに関する政令が公布実施されたこと。
- (3) A級戦犯者の仮出所が初めて許可されたこと等を数えることができ、前年に比し戦犯釈放に関する機運も濠州、英国等を除いてやや高まつてきた感がある。

(1) 巢鴨在所者異動状況 (昭29.12.31)

年度別及入出所別		関係国別									計
		米	英	和	豪	仏	比	中	極東		
昭和 二七 年	平和条約発効前 在在所者	425	116	217	23	42	—	91	13	927	
	入所	1	—	1	3	—	—	—	—	5	
	出所	—	—	—	—	—	—	91	—	91	
	減刑出所	28	—	—	—	—	—	—	—	28	
	満期出所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和 二八 年	死	1	1	—	—	3	—	—	—	5	
	死亡	1	—	—	—	1	—	—	1	3	
	計	30	1	—	—	4	—	91	1	127	
	年末現在々所者	396	115	218	26	38	—	—	12	805	
	昭和 二九 年	入所	—	—	1	158	—	56	—	—	215
出所		—	—	—	—	—	56	—	—	56	
減刑出所		73	—	13	—	—	—	—	—	86	
満期出所		—	—	—	—	32	—	—	—	32	
死亡		2	17	—	16	4	—	—	—	39	
出所者 累計	計	78	18	14	16	36	56	—	—	218	
	年末現在々所者	318	97	205	168	2	—	—	12	802	
	出所	—	2	—	—	2	—	—	—	4	
	減刑出所	53	—	60	—	—	—	—	3	116	
	満期出所	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
出所者 累計	死亡	1	1	1	10	—	—	—	—	13	
	計	54	4	63	11	2	—	—	3	137	
	年末現在々所者	264	93	142	157	—	—	—	9	665	
	出所	—	2	—	—	2	56	91	—	151	
	減刑出所	154	—	73	—	—	—	—	3	230	
出所者 累計	満期出所	—	1	—	—	32	—	—	—	33	
	死亡	4	19	1	26	7	—	—	—	57	
	計	4	1	3	1	1	—	—	1	11	
	年末現在々所者	162	23	77	27	42	56	91	4	482	

(2) 勸告並びに追加情報送付状況 (昭和29.12.31)

勸告の種類		関係国別									計
		米	英	和	豪	仏	比	中	極東		
昭和 二七 年	赦免、刑の軽減	15	10	—	—	—	—	—	—	25	
	仮出所	85	85	174	17	35	—	—	—	396	
	追加情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		100	95	174	17	35	—	—	—	421	
昭和 二八 年	赦免、刑の軽減	297	—	31	6	—	—	—	12	346	
	仮出所	40	19	11	12	2	—	—	—	84	
	追加情報	32	—	—	—	3	—	—	1	36	
計		369	19	42	18	5	—	—	13	466	
昭和 二九 年	赦免、刑の軽減	7	1	2	41	—	—	—	—	51	
	仮出所	36	4	3	56	—	—	—	—	99	
	追加情報	41	30	—	—	—	—	—	3	74	
計		84	35	5	97	—	—	—	3	224	
合 計	赦免、刑の軽減	319	11	33	47	—	—	—	12	422	
	仮出所	161	108	188	85	37	—	—	—	579	
	追加情報	73	30	—	—	3	—	—	4	110	
計		553	149	221	132	40	—	—	16	1,111	

(3) 関係国の決定状況 (昭和29.12.31)

年度別事項別		関係国別									計
		米	英	和	豪	仏	比	中	極東		
平和条約発効前	仮出所	310	132	275	14	32	—	128	1	892	
昭和 二七 年	赦免	—	—	—	—	—	—	(86) 177	—	177	
	減刑	28	—	—	—	—	—	—	—	28	
	計	28	—	—	—	—	—	—	—	205	
昭和 二八 年	赦免	—	—	—	—	—	56	—	—	56	
	減刑	60	—	13	—	—	—	—	—	73	
	計	2 (8) 75	17	13	—	(6) 38	—	—	—	199	
昭和 二九 年	赦免	—	2	—	—	2	—	—	—	4	
	減刑	32	—	60	—	—	—	—	3	95	
	計	21	4	1	—	—	—	—	—	21	
合 計	赦免	—	2	—	—	2	56	177	—	237	
	減刑	120	—	73	—	—	—	—	3	196	
	計	34	21	1	—	38	—	—	—	62	
計		156	23	74	—	40	56	177	3	529	

註 (1) 括弧内は仮出所中の者に対する処分決定を示し、内数とする。
 (2) 減刑仮出所は、仮出所適格性未取得者に対し、本人が適格性を取得しようのように刑を軽減し同時に仮出所を許可する措置。

(4) 保護監督事件処理状況

(昭29.12.31)

年月別	区分	受理人員	終 結 人 員					計	年・月末 現在人員
			赦免	刑満了	沖移	纏送	死亡		
平和条約発効時		691	—	—	—	—	—	691	
昭和27年		28	86	82	1	2	171	548	
昭和28年		86	—	215	—	—	215	419	
昭和 二 九 年	1月	2	—	15	—	—	15	406	
	2月	11	—	38	—	—	38	379	
	3月	22	—	8	—	1	9	392	
	4月	6	—	6	—	—	6	392	
	5月	15	—	9	—	—	9	398	
	6月	—	—	5	—	—	5	393	
	7月	16	—	8	—	—	8	401	
	8月	—	—	11	—	—	11	390	
	9月	20	—	15	—	—	15	395	
	10月	2	—	9	—	—	9	388	
	11月	—	—	15	—	1	16	372	
	12月	22	—	6	—	—	6	388	
計		116	—	145	—	2	147		
累 計		921	86	442	1	4	533		

註 (1) 平和条約発効時までの仮出所許可人員は892名であつたが、条約発効時被保護監督人員として引続かれたものは上表のとおり691名である。
 (2) 昭和27年受理人員(28)は平和条約発効後のものである。

(6) 訟 務 局

法務省設置法第3条、第10条
 法務省組織令第34条~第41条

業 務 内 容

訟務局は、国又は行政庁を当事者参又は加人とする争訟をつかさどる。
 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)によつて、国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁と当事者とする訴訟については、法務大臣が行政庁を指揮して訴訟を処理することになつており、訟務局は、法務大臣のこの権限に属する事項をつかさどつてゐる。

第一課から第六課までの課があり、次の事項に関する事務を所管している。

- 1 国籍に関する争訟に関する事項
- 2 選挙に関する争訟に関する事項
- 3 出入国の管理に関する争訟に関する事項
- 4 国の利害に係るある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
以上第一課
- 5 国家賠償に関する争訟に関する事項
- 6 不法行為に基く損害賠償に関する争訟に関する事項
- 7 社会保障に関する争訟に関する事項
以上第二課
- 8 契約に基く民事に関する争訟に関する事項
- 9 国の債権の回収に関する争訟に関する事項
以上第三課
- 10 農業、漁業、鉱業その他産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事項
以上第四課
- 11 国家公務員に関する争訟に関する事項
- 12 労働関係の争訟に関する事項
- 13 国税滞納処分及び間接税の賦課処分に関する争訟に関する事項
- 14 財政及び金融関係の行政に関する争訟に関する事項
以上第五課
- 15 所得税、法人税その他直接税の賦課処分に関する争訟に関する事項
以上第六課

訟務局の所管する訴訟事件を大別すれば、

- 1 民事事件
- 2 行政事件—— { ㊸ 一般行政事件
 ㊹ 税務行政事件

の二者となるが、以下これらの事件別の業務内容を説明しよう。

① 民 事 事 件

国を当事者又は参加人とする民事訴訟事件は、私人相互間の民事訴訟事件と較べて、そ

の種類、訴訟手続等の点では変りがない。ただ特殊のものとして国家賠償事件があるだけである。

国を被告(被申請人、債務者、相手方)とする事件ばかりでなく、国を原告(申請人、債権者、申立人)とする事件もあり、事件は全国各地の裁判所に係属するので、訟務局は、これらの訴訟を自ら処理するほか、各法務局(訟務部)及び各地方方法務局(訟務課)に訴訟を処理させその処理を指揮している。

② 行政事件

行政庁の違法な処分取消もしくは変更を求める所謂抗告訴訟又は行政処分無効確認を求める訴訟、その他公法上の権利関係に関する訴訟が行政事件であるが、これらの事件も全国各地に亘り係属し、その数も龐大であるので訟務局が直接訴訟を処理するほか法務局及び地方方法務局の職員を指揮して訴訟を処理することは民事事件と同様である。なお、行政庁を当事者とする訴訟については、当該行政庁だけで訴訟を処理しているものもあり、当局は、その訴訟について行政庁を指揮し事件処理の劃一適正を図っている。

業務の実施状況

昭和29年度における当局の訴訟事件の処理状況を民事事件、一般行政事件(行政事件のうち税務行政事件以外のもの)及び税務行政事件の三者に分けて説明すれば、次のとおりである。

1 民事事件の処理状況

民事事件の処理状況は、別表(1)ないし(3)のとおりであるが、これを概観すれば各行政庁から処理依頼を受けた事件数は、昭和28年からの未済繰越事件1,436件、29年中の新受理事件2,963件、計4,399件である。そのうち本年度の既済件数は2,473件、未済件数は1,926件で、処理件数の56%が同期間内に既済となつた。これを事件の手続別にみると、通常訴訟手続によるものは、受理722件中既済275件で、処理率38%(うち勝訴152件、敗訴14件、勝訴率91%、敗訴率9%である。)和解、調停の成立により事件終了したもの74件、訴の取下等によつて事件の終了したもの35件で、督促手続によるものは、受理129件中既済107件、処理率85%。調停手続によるものは、受理68件中既済47件、処理率69%。即決和解手続によるもの受理2,644件中既済1,625件、処理率61%。保全訴訟、強制執行手続によるものは、受理688件中既済312件処理率45%。公示催告その他の手続によるものは、受理107件中既済88件処理率82%。日本電信電話公社等の事件で、当局が協力して訴訟を実施している事件は、受理41件中既済19件、処理率46%である。なお、全既済事件の訴額合計は、1,029,539,191円となつている。

これを総受理件数について、前年度と比較すると472件の増加を示しているが、更にこれを手続別に前年度と比較すると、訴(控訴事件を除く)、調停、支払命令等の事件は、大体横ばいであるが、増加した主な事件とその増加率は、控訴事件が増加率74%、保全訴訟事件が増加率41%、強制執行事件(競売事件、過料執行事件を含む)が増加率49%、即決和解事件のうち、開拓者資金関係事件が増加率33%となつていて、事件増加の傾向にあることは昭和28年度と同様であるが、本年は、特に、控訴事件、保全訴訟事件、強制執行事件の増加が顕著であつた。

2 一般行政事件の処理状況

本年度における一般行政事件の処理状況は、別表(4)ないし(6)のとおりであるが、これを概説すると、昭和28年度から繰越された旧受事件は、第一審3,381件、控訴審518件、上告審149件、計4,048件、本年度の新受事件は、第一審536件、控訴審132件、上告審27件、計695件であり、以上合計すなわち本年度の受理事件総数は4,746件であるが、このうち、本年度において処理した既済事件は第一審412件、控訴審100件、上告審52件、合計564件であつて、結局昭和30年度に繰越した未済事件は、第一審3,505件、控訴審550件、上告審124件、合計4,179件である。

一般行政事件の内容に入つて本年度の概観を述べれば、次のとおりである。

(1) 農地関係事件(別表(5)参照)

農地関係事件は、従来は、殆んどすべて旧自作農創設特別措置法又は旧農地調整法による農地等の買収(売渡)処分ないし賃貸借解約等の許可(不許可)処分に関するものであつたが、本年度に入つて新農地法(昭昭27年法律第229号)によるこれらの処分に関する訴訟が多数提起され、新受事件の二割余(84件)を占めるに至つた。このことは新農地法による処分が本年度において初めて訴訟の段階において多く争われるに至つたことを示す事実として注意すべきものである。また、昭和27年度以来増加傾向の顕著であつた農地等買収(売渡)処分無効確認訴訟が、本年度においても著しく増加し、遂に取消訴訟より多数に上つたことも注目すべき傾向といえよう。これらの無効確認訴訟の大部分は、前年度と同様、数年前になされた処分について無効原因たる瑕疵があるとして提起されたものである。

(2) その他の事件(別表(6)参照)

農地関係事件以外の一般行政事件は、行政の全般にわたつて多種多様な内容をもつているが、種類別に見て件数の比較的多いものは公務員及び労働関係に関するもの、社会補償に関するもの、漁業・鉱業に関するもの等である。

本年度において特に注目すべきものは、新警察法(昭和29年法律第162号)関係の事件6件であつて、これらは新警察法を無効のものとして旧警察法に基く公安委員の地位の確認や新警察法による警察費の支出の禁止を求めたものである。なお、その他一般の注意をひいたものは本年のメーデーにおける皇居外苑使用不許可処分に対して提起されたその使用権確認等を求める訴訟や、駐留軍板付飛行場拡張に供される土地の使用認定処分の取消を求める訴訟などである。

3 税務事件の処理状況

昭和29年度における税務事件の処理状況は別表(7)のとおりであるが、これを概説すると昭和28年度から繰越した旧受事件は第一審298件、控訴審19件、上告審13件、計330件、昭和29年中の新受事件は、第一審243件、控訴審19件、上告審8件、計270件、以上旧受新受を合せて昭和29年度の総受理件数は600件である。そのうち、今年度処理した既済件数は第一審69件、控訴審18件、上告審7件、計94件で、昭和30年度に繰越した未済件数は第一審472件、控訴審20件、上告審14件、計506件である。これを昨昭和28年度に比べると新受件数で45件、未済件数で176件の増加を示しており、税務事件は劇

年増加の傾向をたどっている。

昭和30年度に持越しした未済事件 506 件を争点別にみると、主として法律関係（法律解釈の問題）が争点であるもの 162 件、計算関係（課税標準の認定）が争点であるもの 257 件、双方に亘るもの 87 件であり、又これを税種目別にみると、所得税賦課処分の取消を求める訴訟が最も多く 365 件で全体の 7 割を占め、これについて法人税関係、国税徴収関係の順となつている。

次に、今年度における税務事件の特色を概観すると、つぎのとおりである。

(1) 多数の納税者が共同原告となつて訴を提起する、いわゆる集団訴訟

前年度と同様、この種事件は主として、民主商工会及び生活擁護同盟に属する者が所属団体の支援のもとに提起するものと、中小企業等協同組合法によつて設立された企業組合の組合員に対し、その事業所得が組合の所得でなく、組合員個人の所得であるとして課税した処分の取消を求めるものであるが、昭和30年度に持越ししたこの種事件は事件数 124 件に対し、その原告数は 2,435 名に及んでいる。前者の事件は、原告に共通の問題はなく、各原告の業種業態に応じて事件の内容も千差万別であるから、実質上は原告数と同じ事件数が提起されていると云えよう。裁判所の取扱いも、原告毎に弁論を分離して各別に審理する傾向にある。

(2) 国税滞納処分に関する詐害行為取消事件

国税滞納者が滞納処分を免れるため、故意にその財産を他に譲渡した行為の取消を求めるため、国が原告となつて提起する訴訟である。この種詐害行為取消事件は今年度 3 件であるが、今後も、悪質な滞納者の詐害行為に対しては、この種訴訟の提起の必要性が考えられ、その増加が予想される。

(3) 株主相互金融等に関する課税処分の取消を求める事件

大規模な街の金融機関として保全経済や日本勧業保全株式会社の如く、一時世間の注視を浴びたものに、いわゆる株主相互金融方式によるものと匿名組合方式によるものがある。この株主相互金融方式による会社が融資を受けない株主に対して支払った優待金を利益の配当とみて法人税並びに源泉徴収所得税を賦課した処分、また匿名組合方式による出資者に対し支払われた配当を所得税法第42条第3項の利益分配とみて源泉徴収所得税を課徴した処分に対し、それはともに利益の配当ないし分配ではないと抗争し、その取消を求める事件である。いずれも、事実上及び法律上複雑困難な問題を含んでいる。この種の事件は東京、横浜、名古屋等に合計 4 件提起されたが、今後なお増加することが予想される。

(4) 法人税法上役員賞与の性質が争われる事件

法人の役員賞与は、本来株主に帰すべきその企業の利益から支払われる謝礼であるから、その時期の如何にかかわらず、原則として損金を構成しないと云うのが従来からの税務当局の解釈である。これに対し役員賞与も労務に対する報酬であるから損金であるとの観点から、これを法人所得に計上した課税処分の取消を求める事件である。既に同種事件は東京・大阪・神戸に合計 5 件提起されているが、役員賞与の本質に関する重要な案件として注視されている。

29. 1 ~ 29. 12 末

別表(1) 昭和29年度 手続別民事争訟事件一覽表

内訳 事件種別	処理状況	受			既			未			済			
		計	旧	新	計	勝訴又はこれに準ずるもの	和解、調停成立等	和解、調停成立等	計	申立準備中	第一審	控訴審	上告審	
総計	計	4,399	1,436	2,963	2,473	364	37	1,191	881	1,926	1,334	539	47	6
小計	計	722	399	323	275	152	14	74	35	447	10	384	47	6
原告	国	203	103	100	91	48	3	18	22	112	9	89	12	2
被告	国	420	244	176	141	90	9	29	13	279	—	244	31	4
参加人	国	44	36	8	8	4	—	4	—	36	1	31	4	—
命令異議申立	立	55	16	39	35	10	2	23	—	20	—	20	—	—
命令執行	命	129	14	115	107	37	2	2	66	22	14	8	—	—
督促	促	68	27	41	47	14	—	14	19	21	5	16	—	—
公訴	公	68	10	58	53	37	—	3	13	15	9	6	—	—
その他	他	620	206	414	259	91	8	5	155	361	273	88	—	—
支調保執公訴	支	16	5	11	10	6	—	1	3	6	2	4	—	—
命令執行	命	91	16	75	78	19	1	1	57	13	7	—	—	—
和解	解	2,644	739	1,905	1,625	—	12	1,085	528	1,019	5	—	—	—
小・物	小	209	76	133	66	—	—	40	26	143	1	—	—	—
物	物	85	77	8	47	—	—	21	26	38	—	—	—	—
物	物	58	29	29	22	—	—	11	11	36	—	—	—	—
物	物	169	117	52	92	—	—	47	45	77	—	—	—	—
物	物	66	48	18	33	—	—	24	9	33	—	—	—	—
物	物	123	28	95	106	—	—	85	21	17	—	—	—	—
物	物	724	77	647	566	—	—	402	164	158	—	—	—	—
物	物	615	191	424	389	—	—	255	122	226	—	—	—	—
物	物	595	96	499	304	—	—	200	104	291	—	—	—	—
力	力	41	20	21	19	8	—	6	5	22	1	—	—	—
事	事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
件	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
協	協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訴	訴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
額	額	2,319,753,072	1,082,098,395	1,237,654,677	1,029,539,191	257,746,592	3,842,790	354,951,603	412,988,836	1,290,213,881	538,521,517	730,913,336	3,502,900	4,539,608
計	計	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

別表(2)

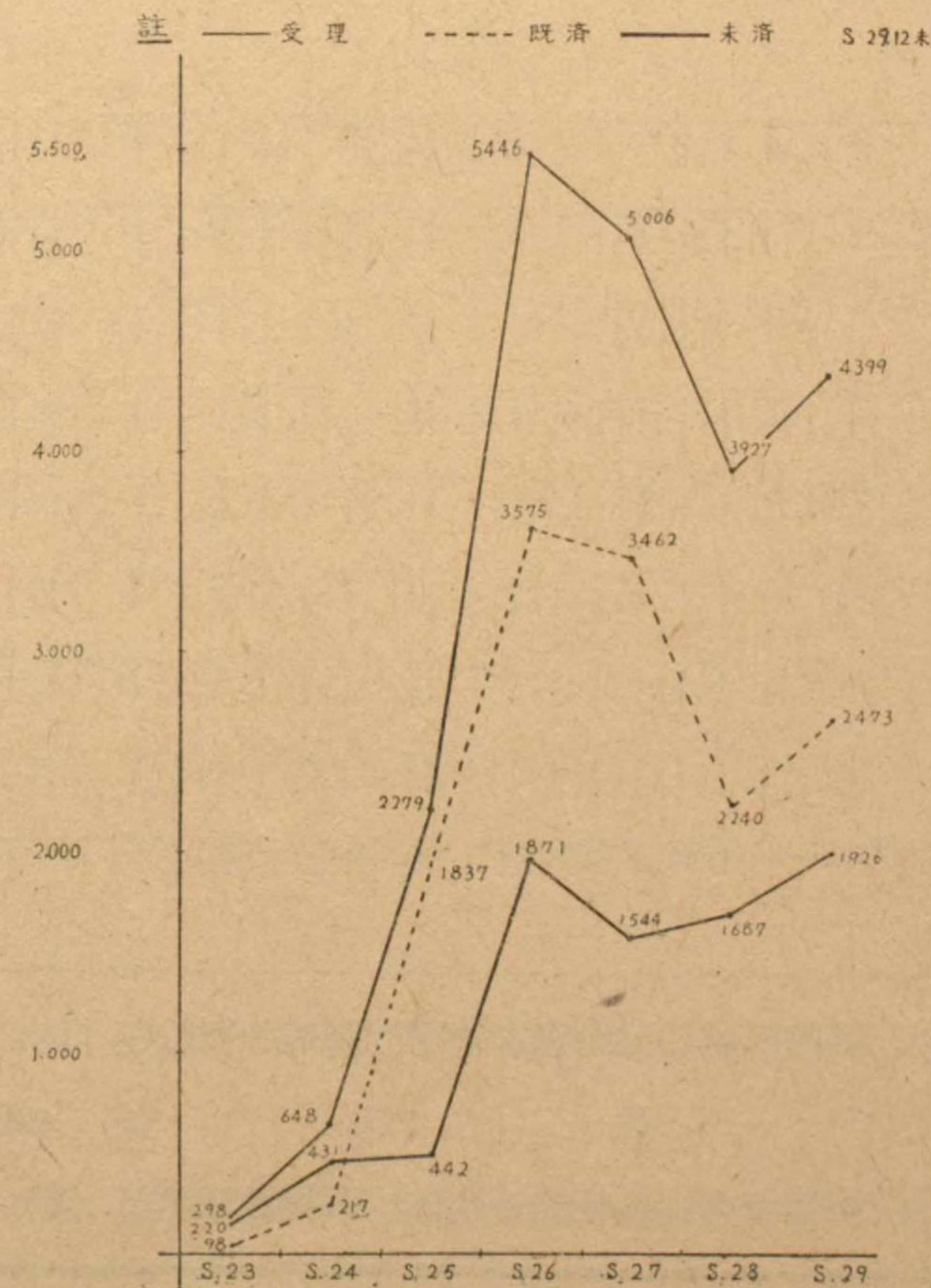
昭和29年度 各局別処理状況表

	総計	旧受	新受	既済計	勝訴	敗訴	成立	不成立	未済計	申準備立中	第一審	控訴審	上告審
本省	330	152	178	175	55	8	56	56	155	9	115	25	6
東京	471	231	240	177	10	—	72	95	294	212	74	8	—
横浜	92	40	52	32	1	1	22	8	60	55	5	—	—
神奈川	28	19	9	11	3	—	—	8	17	15	2	—	—
千葉	43	15	28	5	—	—	1	5	37	37	—	—	—
水戸	22	5	17	17	—	—	5	12	5	5	—	—	—
宇都宮	67	9	58	48	1	—	36	11	19	18	1	—	—
前橋	43	15	28	33	—	—	10	23	10	10	—	—	—
静岡	281	34	247	90	3	—	50	37	191	187	4	—	—
甲府	48	6	42	42	1	—	34	7	6	4	2	—	—
長野	55	6	49	44	1	—	35	8	11	9	2	—	—
新潟	24	6	18	13	8	—	5	—	11	5	6	—	—
計	1,174	386	788	513	28	1	270	214	661	555	98	8	—
大阪	493	225	268	248	61	5	99	83	245	175	65	5	—
京都	162	52	110	44	10	1	16	17	118	106	12	—	—
神戶	96	41	55	55	9	—	23	23	41	32	9	—	—
奈良	12	9	3	11	1	—	7	3	1	—	1	—	—
和歌山	10	8	2	4	—	—	4	—	6	5	1	—	—
和歌山	42	8	34	30	—	—	22	8	12	10	2	—	—
計	815	343	472	397	81	6	171	134	423	328	90	5	—
名古屋	218	22	196	161	38	—	54	69	57	20	36	1	—
津	49	13	36	34	—	—	31	3	15	12	3	—	—
岐阜	39	11	28	24	3	—	17	4	15	12	(3)	—	—
福井	18	4	14	13	—	—	7	6	5	4	(1)	—	—
金沢	31	11	20	13	5	—	5	3	18	8	(10)	—	—
富山	22	8	14	12	—	—	6	6	10	5	(5)	—	—
計	377	69	308	252	46	—	120	91	120	61	58	1	—
広島	80	22	57	65	10	—	45	10	15	3	12	—	—
山口	60	29	31	47	2	—	22	23	13	10	3	—	—
岡山	59	7	52	56	1	—	51	4	3	2	1	—	—
鳥取	21	—	21	19	—	—	18	1	2	1	1	—	—
松江	18	7	11	6	—	—	5	1	12	10	2	—	—
計	238	66	172	193	13	—	141	39	45	26	19	—	—
福岡	159	59	100	108	27	4	50	27	51	20	27	4	—
佐賀	15	2	13	10	—	—	8	2	5	4	1	—	—
長崎	34	10	24	28	7	—	17	4	6	4	2	—	—
熊本	41	3	38	17	—	1	6	10	24	19	5	—	—
大分	39	15	24	21	8	—	8	3	18	6	12	—	—
鹿兒島	58	20	49	47	—	—	38	9	11	7	4	—	—
宮崎	26	5	21	12	2	—	9	—	26	7	6	1	—
計	357	99	258	243	44	5	139	55	114	67	43	4	—
仙台	153	59	94	71	10	1	33	27	82	52	28	2	—
福島	41	21	20	31	13	1	7	10	10	2	8	—	—

	総計	旧受	新受	既済計	勝訴	敗訴	成立	不成立	未済計	申準備立中	第一審	控訴審	上告審
山形	28	15	13	20	3	—	6	11	8	3	5	—	—
盛岡	52	38	14	17	2	—	2	13	35	25	10	—	—
秋田	167	48	119	119	12	—	70	37	48	44	4	—	—
青森	57	21	36	24	11	—	6	7	33	21	12	—	—
計	498	202	296	282	51	2	124	105	216	147	67	2	—
札幌	157	44	113	110	24	2	35	49	47	20	25	2	—
函館	225	16	209	163	14	—	90	59	62	58	4	—	—
旭川	64	7	57	57	2	—	15	40	7	7	—	—	—
釧路	23	5	18	4	—	—	4	—	19	19	—	—	—
計	469	72	397	334	40	2	144	148	135	104	29	2	—
高松	80	28	52	50	5	12	2	31	30	19	11	—	—
徳島	13	3	10	10	1	—	6	3	3	—	3	—	—
高知	20	7	13	12	—	1	9	2	8	2	6	—	—
山形	28	9	19	12	—	—	9	3	16	16	—	—	—
計	141	47	94	84	6	13	26	39	57	37	20	—	—
合計	4,399	1,436	2,963	2,413	364	37	1,191	881	1,926	1,334	539	47	6

別表(3)

民事事件件数表



(7) 人権擁護局

法務省設置法第3条、第11条
法務省組織令第42条～第45条

目的

憲法が国民に保障する基本的人権につき、国民の人権思想を啓もうするため、人権思想講演会その他各種の方法をもつて人権思想の普及高揚を図り、又国民の基本的人権が国家機関、団体、或いは個人によつて侵害されることのないように監視し、若しこれが侵害されたときは、被害者又は第三者の申告、或いは新聞報道等により、事実の調査をなし、調査の結果侵害の事実があれば救済のため速かに適切な処置をとる。その他貧困者の訴訟援助、民間における人権擁護運動の助長、人身保護等の事務を取扱う。

人権擁護局は第一課ないし第三課をもつてこれらの事務を処理している。

人権擁護局の各課における取扱事務は次の通りである。

イ 第一課

法務省組織令第43条

業務内容

- 1 人権擁護に関する企画に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人権擁護局の所掌に関する事項で他の課の所掌に属しないもの

業務の実施状況

1 人権侵犯事件処理規程の改正

昭和29年6月21日法務省訓令第1号をもつて人権侵犯事件処理規程施行以来の実績にかんがみ第一種事件及び第二種事件の区別を廃止し、且つ事件処理を適正明確にし、その他所要の改正を加えた。

2 人権侵犯事件処理文書の様式制定

昭和29年9月29日人権第234号通達をもつて人権侵犯事件処理文書の様式を制定した。

3 人権擁護調査員証の制定

昭和29年11月8日訓令第2号をもつて、法務省設置法の規定により、人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事務に従事する職員の身分を示す証票を制定し、職務執行に当り支障なきを期した。なお証票の用紙は縦8.5cm、横6.5cmとし表面は橙色とし、中央上部に銀色五三の桐を印し、裏面は白色とした。

4 人権擁護委員の現状

人権擁護委員の職務は、人権擁護員法第2条に示されているように「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若しこれが侵犯された場合には、その救済のためすみやかに適切な措置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努める」ことであつて、人権侵犯事件の調査や啓もう活動を行つているのであるが、委員にはどのような人々がなつていのかを見ると、昭和29年末の委員4,934名のうち婦人の委員は115

名である。なお職業を大別すると次のようになる。

農 業	1,250人
弁 護 士	737
宗 教 家	689
商 業	425
会 社 員	369
公 務 員	266
教 育 者	243
報 道 関 係 者	227
団 体 役 員	220
医 業	130
各 種 委 員	66
地 方 議 会 議 員	47
司 法 書 士	21
会 計 士	6
無 職	238
計	4,934

なお、委員相互の連絡調整を図るとともに、資料や情報の収集、研究等を行うため一定の区域毎に人権擁護委員協議会(297カ所)をさらに都道府県ごとに(但し、北海道は4カ所)人権擁護委員連合会(49カ所)を組織しているほか、全国49の連合会を一丸とした全国人権擁護委員連合会を設けて活動している。

(イ) 人権擁護委員年次別委嘱状況 (各年12月末現在)

年 次 別	市	町	村	計
昭 和 2 3 年	55人	8人	4人	67人
昭 和 2 4 年	475	14	4	496
昭 和 2 5 年	780	731	4	1,515
昭 和 2 6 年	809	1,786	720	3,115
昭 和 2 7 年	854	1,849	1,032	3,735
昭 和 2 8 年	876	1,843	1,585	4,304
昭 和 2 9 年	950	1,595	2,025	4,934

(ロ) 人権擁護委員手帳の交付

昭和29年6月、人権擁護委員がその職務を執行するに当り便宜のため人権擁護委員手帳を各委員に交付した。

(ハ) 人権擁護委員協議会及び同連合会開催状況

人権擁護委員の連絡調整を図るために設置された人権擁護委員協議会及び連合会は、これらの職務を行うために年数回会同を開催してその全きを期しているが、その開催

状況は次の通りである。

協議会	527回
連合会	92回

(二) 第3回都道府県人権擁護委員連合会会長会同開催

昭和29年5月18日大阪市において第3回都道府県人権擁護委員連合会会長会同を開催し、全国49連合会の会長が出席、今後の人権擁護の諸問題について種々研究討議が行われた。

口 第二課

法務省組織令第44条

業務内容

第二課における所管事項は次の通りである。

- 1 人権侵害事件の調査に関する事項
- 2 人権侵害事件の情報の収集に関する事項

業務の実施状況

1 人権侵害事件の調査及び情報の収集について

昭和29年中、いわゆる人権問題として、人権擁護局や、法務局、地方法務局が受理した事件数は42,287件である。人権擁護局の発足（昭和23年）以来、昭和28年までに受理した各年次平均受理数12,734件に較べると、実に3倍以上の急激な増加がみられ、更に飛躍的な上昇をみた昭和28年の29,144件に比較してみても、なお13,143件の増加を示している。

年次別事件数についてみると、

昭和23年	48件
昭和24年	5,076件
昭和25年	5,692件
昭和26年	15,689件
昭和27年	20,757件
昭和28年	29,144件
昭和29年	42,287件

となつている。昭和29年中の事件種類別による受理件数は、別表(1)の通りであるが、申告或は通報して来るこの種事件は、関係者にとつて非常に重大な要素が織込まれており、途方にくれ、悲嘆のあまり相談に来るのが多いのであるから、事情を詳細に聴取した上で、適当な解決方法を指示したり、或は人権問題として採り上げることが相当であると考える事件については、必要な調査を行い、適切な救済方法を講じている。

前記、昭和29年中に受理した総件数の43,287件の侵害事件を、公務員によるものと、私人によるものとに大別してみると次のようになつている。

(1) 公務員による侵害事件	1,248件
(イ) 特別公務員によるもの	673件

(ロ) 一般公務員によるもの	575件
(2) 私人による侵害事件	41,039件
(イ) 人身売買	225件
(ロ) 村八分	119件
(ハ) 差別待遇	515件
(ニ) 強制圧迫	1,748件
(ホ) 名誉信用等侵害	1,202件
(ヘ) その他	37,230件

なお、申告或は通報がなくとも、新聞、ラジオ、その他報道機関を通じて人権侵害の疑いのある情報を認知した場合には、直ちに調査を開始することは勿論であるが、人権意識に乏しい現段階のわが国情よりして、国民各個人の例に徴してみると、自分の人権が侵害されているにかかわらず、これに気付かなかつたり、或は看過してしまうという虞がないとは云えないだけに、関係職員、並びに人権擁護委員の積極的な情報収集が一層強く期待されるのである。

昭和29年中の件数を受理区分についてみると、

情報認知	465件	1.1%
申告受理	28,871件	68.3%
人権擁護委員より通報	12,657件	29.9%
関係官庁より通報	103件	0.2%
移送	191件	0.5%
計	42,287件	100.0%

であつて、被害者本人或は関係者よりの口頭或は書面による申告が大半を占め、人権擁護委員よりの通報がこれに次いで約30%となつてはいるが、昭和28年に比較して、委員より通報された事件は件数としても、約1.7倍に、パーセントにおいても、約5.3%増加している。

次に、処理状況についてみると、総処理件数は42,180件であつて、その内訳を示すと、

告発	5件
処分勧告	6件
一般勧告	86件
和解	1,529件
不問	884件
非該当	2,397件
所管庁移送	167件
移送	163件
中止	358件
指示	35,557件
その他	1,028件
計	42,180件

となつている。このうち告発した事件は、特別公務員の暴行陵虐事件3件と人身売買事件、強制圧迫事件各1件の計5件。処分勧告をなしたものは特別公務員の暴行陵虐事件同じく捜索押収に関する侵犯事件各1件、教育職員の体罰に関する事件3件、その他の公務員による侵犯事件1件の計6件であつた。また一般勧告をなしたものは公務員による侵犯事件38件、私人による侵犯事件48件の計86件であつた。

ハ 第三課

法務省組織令第45条

業務内容

自由人権思想の啓蒙、人権に対する侵害の排除及び被害者の救済人身の保護、国選弁護、貧困者の訴訟援助である。

業務の実施状況

本年も自由人権思想の啓蒙宣伝活動に主力を注ぎ、特に2月15日の人権擁護局創設記念日、5月3日憲法記念日、6月1日人権擁護委員法施行記念日、8月15日終戦記念日、12月10日を最終日とする世界人権週間等には全国的に各種の行事を実施し、一般国民の自由、人権思想の高揚を図つた。

1 人権相談所の開設

開催箇所数	1,129箇所
受理件数	12,999人

2 講演と映画の会

開催箇所数	542箇所
講師数	881人
聴取人員	266,309人

3 講演会(講演のみ実施)

開催箇所数	592箇所
講師数	719人
聴取人員	139,807人

4 学校講演会

開催箇所数	808箇所
講師数	894人
聴取人員	388,033人

5 討論会(公聴会・弁論会を含む)

開催箇所数	52箇所
参加人員	2,117人
聴取人員	19,305人

6 映画会(映画又は幻灯)

開催箇所数	481箇所
観覧人員	290,464人

7 座談会(懇談会を含む)

開催数	1,070箇所
-----	---------

(216)

参加人員	43,501人
8 ラジオ放送回数	1,037回
9 新聞発表回数	2,380回
10 ポスター発行回数	382回
部数	148,377部
11 リーフレット発行回数	118回
部数	1,143,608部
12 パンフレット発行回数	63回
部数	75,739部
13 チラシ発行回数	475回
部数	2,330,670枚
14 都道府県市町村広報紙への掲載回数	
回数	1,628回
15 各種懸賞募集回数	33回
応募人員	16,140人
16 資料展示会回数	23回
観覧人員	2,012人
17 懸垂幕・横断幕・立看板による宣伝	
掲示回数	1,841回
掲示箇所数	1,757箇所
掲示日数	9,763日(延)

その他以上の外にもニュース・カーによる巡回放送を全国的に実施した外、研究会・民間自動車会社の協力を得て「バス」の車体に懸垂する宣伝等、種々の媒体による宣伝を実施したが、手段方法等がそれぞれ相違するため集計することを得ないため、ここに記載し得ない種類の活動も多々ある。

なお、この外に当局の定期刊行資料を作成し、次の部数を全国官庁・民間団体等に配布した。

1 新聞「人権」の発行	
発行部数	1回(27号)
印刷部数	10,000部
2 人権擁護局報	
発行部数	3回(8号・9号・10号)
印刷部数	13,300部

(217)

(8) 入国管理局

法務省設置法第3条,第11条の2
法務省組織令第46条~第52条

目的及び業務の内容

出入国管理令(昭26.10.4政令319号)及び外国人登録法(昭27.4.28法律125号)に基づき本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理並びに本邦に在留する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。

入国管理局において取扱う事務は次の通りである。

- 1 出入国の管理に関する事項
- 2 本邦における外国人の在留に関する事項
- 3 外国人の登録に関する事項
- 4 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

これらの所掌事務は、法務省組織令(昭27.政令384号)に定められてあるところにより、総務課、入国審査課、資格審査課、審判課、警備課及び登録課によつてそれぞれ分掌されている。

イ 総務課

法務省組織令第47条

業務内容

総務課においては、次の事務を掌るものとされている。

- 1 出入国管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- 2 出入国管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- 3 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- 4 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- 5 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- 6 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

業務の実施状況

- 1 総務課においては、入国管理業務に関する当局の基本方針を確立するため及び適切な企図、運営について協議するため毎週1回幹部会を開催したほか、入国管理連絡会を随時開催して関係機関と密接に連絡し、入管業務の運営に万全を期した。
- 2 入国管理業務の一般的企画については主として組織、機構等に関するもの及び諸法令の立案、国会関係の手續及び公布にいたるまでの間の事務について掌理している。

なお、本年度中において立案公布された法令は次のとおりである。

法律

法務省設置法の一部を改正する法律(昭29.6.1法律第133号)

省令

入国審査官及び入国警備官の服制改正について(昭29.5.10省令52.53号)

訓令

入国審査官及び入国警備官官給与品及び貸与品規程の一部を改正する訓令(昭29.5.10訓令第1.2号)

- 3 月報、資料の作成発刊に関する事務としては、入国管理月報を毎月作成発刊した。その編集方針は、中央から発せられた訓令、重要通達等を収録して、中央における入管業務の方針を記録するとともに、各種の資料、解説、情報その他を載せ入管実務上の参考として局内及び管下出先機関その他省内関係局に配布しており、12月末において既に17号を発刊し毎月の発行部数は300部である。

その他本年度中に発刊した資料は次のとおりである。

「入管執務調査資料」として第14号「入管情報」、第15号「戦前の在日華僑」、第16号「入管情報」、第17号「避難民とナンセン旅券に関する研究」、第18号「在日朝鮮人の北鮮帰国渡航問題」、第19号「アメリカにおける外国人管理行政」、第20号「ソ連人、大陸系中国人及び無国籍人の入出国状況」等で発行部数は各400部をそれぞれ管下及び関係機関に配布した。

以上のほか「出入国管理統計月報」第11、12号を発刊したが、4月以降は「法務統計月報」に併合発行した。

- 4 海外視察

鈴木局長は昭和29年5月7日から6月18日まで40余日にわたつてアメリカ移民帰化局の業務と施設を視察のため渡米、武野総務課長、田村入国審査課長が随行した。

- 5 入管職員の人事研修等に関する事務については、主管課である官房人事課と常に密接に連絡して入国審査官、入国警備官の適正なる配置等につき意見を具申して協力したほか、職員の研修に関しては法務研修所に協力した。

- 6 入管業務の一体的運営を計るため、入国者収容所、入国管理事務所長会同を招集して基本的方策につき討議研究をしたほか、主要港出張所長会同を招集して中央、地方の緊密化を計り併せて重要事項の指示徹底を行つた。

本年度中に行つた主な会同は次の通りである。

主要港出張所長会同(昭29.2.11~12 於本省)

収容所長、事務所長会同(昭29.7.6~7 於本省)

同(昭29.12.11~12 於本省)

- 7 以上のほか総務課においては、入国管理局各課事務の総合調整、職員の共済、厚生及び給与、会計に関する事項並びに公文書の接受、発送、官印の管守に関する事項等を掌理した。

ロ 入国審査課

法務省組織令第48条

業務内容

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項

ハ 資格審査課

法務省組織令第19条

業務内容

資格審査課の所管事項は次のとおりである。

本邦に在留する外国人より提出される

- 1 在留資格取得許可申請
- 2 在留資格変更許可申請
- 3 在留期間更新許可申請
- 4 永住許可申請
- 5 在留資格に属する活動以外の活動を行う申請
- 6 再入国許可申請

等の受理、審査及び許可（許可に伴う手数料徴収を含む）事務をつかさどる。

以下上記1から6までの内容を順次説明すれば、

- 1 在留資格取得とは、日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により上陸の手続を経ることなく本邦に在留することになる外国人は、当該事由の生じた日から60日を超えて本邦に在留しようとする場合は、当該事由発生の日から30日以内に在留資格の取得を申請し、法務大臣の許可を受けなければ、本邦に在留することが出来ないという規定により在留資格を取得することをいう（出入国管理令22条の2）。
- 2 在留資格の変更とは、上記の方法により在留資格を取得した外国人及び在外公館より本邦への入国査証を得て本邦に上陸した外国人が、上陸港において入国審査官より夫々出入国管理上の在留資格を附与され在留することとなるが、その在留資格から他の在留資格へ変更することである（令20条）。
- 3 在留期間の更新とは、現に有する在留資格に付随して付与される在留期間が満了し、なお引続き在留を希望するとき令の定める規定により、事前に法務大臣に在留期間更新許可申請を行うものである（令21条）。
- 4 永住許可申請とは、次の区分に依る申請のことをいう。
 - (イ) 前記1に述べた国籍離脱等に基づく在留資格取得中、本邦に永住を希望する者の場合の申請（令22条の2）
 - (ロ) 前記2に述べた在留資格の変更中、本邦に永住を希望する者の場合の申請
上記の者より申請があつた場合、法務大臣は当該外国人の素行が善良で、且つ、独立の生計を営むに足る資産又は技術を有し、なおその者の永住が日本の利益に合すると認めるときに限り許可するものである（令20条）。
- 5 在留資格に属する活動以外の活動を行う申請とは、次の場合をいう。
在留外国人がその者の有する主たる在留資格に属する在留活動の外に、併せてそれ以外の活動を行うために事前に法務大臣に対しこれが許可につき申請することであり、前記2に述べた在留資格の変更とは異なる（令19条2項）。
- 6 再入国許可とは、本邦に在留する外国人が、その在留期間満了の日以前に再び入国す

る意図を以て出国せんとするとき、法務大臣に対してこの許可を申請するものである（令26条）。

以上、資格審査課の主たる所管事項を列記したが、その外これ等に附随する業務として入国後二重国籍が立証された場合の在留資格の抹消事務、一般外国人から日米行政協定及び国連軍協定に基づく軍人、軍属、その家族への身分変更、又逆に軍人、軍属及びその家族の身分から一般外国人になる場合等の申請書の受理、審査、許可及び在留資格抹消等の事務がある。

業務の実施状況

当課においては在留外国人の適正なる在留を計るため、在留外国人に対し対外的には関係官庁或は関係機関を通じて令その他の関係法規の周知徹底を期すべく始終啓蒙宣伝に努力し、対内的には各地方事務所を指揮監督し本業務の完全なる運営を計りつつある。

本年6月その一環として全国各入国管理事務所担当官を一堂に会し、在留資格審査事務に関する第2回ゼミナールを催し、事務処理上の具体的案件、地方機関の執務状況、質疑要望事項等について活潑なる意見を2日間に亘り討議し、現在及び将来に亘る取扱について検討し、その一貫性を期し円滑なる業務の運営を計つた。

なお、資格審査課において処理した昭和29年度業務実績は次の通りである。

29. 1—12

件名	総件数			既済				未済 (懸案)
	総数	繰越	受理	総数	許可 証印	未証印	却下	
在留資格取得	19,020	67	18,953	19,020	18,908	10	84	18
在留期間更新	5,370	57	5,313	5,370	4,816	84	243	227
在留資格変更	207	—	207	207	183	—	20	4
再入国許可	7,566	—	7,566	7,566	7,482	—	48	36
総計	32,163	124	32,039	32,163	31,389	94	395	285

ニ 審判課

法務省組織令第50条

業務内容

- 1 出入国管理に関する法令案の作成
- 2 出入国管理に関する法令集の作成、質疑回答集並びに出入国に関する行政処分例の編さん、諸外国の出入国管理関係法令の翻訳書作成
- 3 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件の応訴事務
- 4 入国審査官の行う違反審査事務の管理
- 5 特別審理官の行う口頭審理事務の管理
- 6 異議申立に対する法務大臣の裁決に関する事務
- 7 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事務

8 通報者に対する報償金に関する事務

業務の実施状況

1 上記 業務内容 1 及び 2 を実施するため行つた主なる事項を、① 立法事項、② 重要通達、③ 執務参考資料の配布に区別して、概要を下に掲げる。

① 立法事項

- イ 出入国管理令施行規則の一部を改正する省令（2月27日公布法務省令第14号）
この省令は、新たに千葉、尼崎、土生、松山、小倉の5港を出入国港（外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。一令第2条第8号）に指定した。これによつて全国出入国港は、78港となつたわけである。
- ロ 出入国管理令施行規則の一部を改正する省令（8月11日公布法務省令第94号）
この省令は、警察法の施行により従来の警察吏員が廃止されたので、これに伴い規則第30条、39条中にあつた「警察吏員」を削除したものである。

以上2件は、直接その立法に当つたものであるが、他官庁の立法で、出入国管理関係法令に関係があるため連絡を受けそれに協力したものは、下記の3件がある。

- イ あへん法（4月22日公布法律第71号）
この法律の附則第16項で、出入国管理令の一部を改正し、同令第5条（上陸の拒否）に、あへん法に定めるけし、あへん若しくはけしがらの不法所持者を加えるとともに、同令第24条（退去強制）にあへん法に違反して有罪の判決を受けた者を加えたもので、いわゆるあへん法違反者について、出入国管理上入国、在留を認めないこととしたわけである。
- ロ 警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（6月8日公布法律第163号）
この法律の第40条において出入国管理令の一部改正を、第42条において外国人登録法の一部改正をそれぞれ行つたが、その内容は、右法令中の「警察吏員」を削除するとともに、従来の「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改めたものである。
- ハ 防衛庁設置法（6月9日公布法律第164号）
この法律の附則第12項により、出入国管理令の一部改正を行い、同令第61条の8中「海上公安局」を「海上保安庁」に改めた。

② 重要通達

出入国管理令の解釈上及びその運営上重要と思われる案件に関し、関係機関と連絡協議して、「出入国管理令に定める被退去強制の容疑ある受刑者又は在院者の釈放及び保護観察等について（6.10保護第593号）」を立案し、出先機関に通達した外、出入国管理法令に関する出先機関その他からの質疑に対して、回答案を作成し、適切な回答を行つた。

③ 執務参考資料の配布

- イ 外国の出入国管理法令の翻訳、印刷、配布
- ロ 出入国管理に関する行政処分例の印刷、配布

を行つた。

- 2 (A) 外国人登録令及び出入国管理令に関する行政訴訟の概要は次のとおりである。
イ 昭和29年中に提起されたもの 13件
ロ 上記13件のうち昭和29年中に完結したもの 4件（何れも原告側の取下によるもの）
ハ 係属中のもの 9件
- (B) 人身保護請求事件で請求棄却の判決があり、請求者より最高裁に上告中のものが1件ある。

3 昭和29年中に行つた違反審査、口頭審理、異議申立及び退却強制令書の発付件数は次のとおりである。

違反審査	4,104件
口頭審理	2,184件
異議申立	1,976件

4 通報者に対しては、被通報者に退却強制令書が発付された場合に限り、一定の報償金を交付しているが、昭和29年中の通報者、被通報者及び報償金交付金額は次のとおりである。

通報者	113人
被通報者	605人
交付金額	495,000円
退去強制令書発付	2,401件

上記退去令書発付件数を国籍別及び事由別に見ると次のとおりである。

国 籍 別	事 由 別
朝 鮮 1,781 ^件	不法入国 1,554 ^件
中 国 324	不法残留 470
米 国 185	リ号該当 157 (懲役1年以上の刑に処せられた者)
英 国 17	麻薬違反 70
そ の 他 94	手続違反 55
	そ の 他 95

上記不法入国 1,554件の国籍別は、朝鮮が 1,429件で最も多く、中国が 115件、その他 10件である。

ホ 警 備 課

法務省組織令第51条

業 務 内 容

- 1 違反調査及び違反防止に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 3 水難から救護された外国人の送還及び自費出国に関する事項
- 4 入国者収容所、収容場その他施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する

事項

- 5 保証金の納付返還及び受取に関する事項
- 6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

業務の実施状況

警備課所管事務所の実施方針は昨年とほぼ同様であるが、関係法令並びに実施手続等の整備に重点を置き**入国警備官執務提要**を刊行した外、被収容者処遇規則の一部を改正し、被収容者の処遇と収容所、収容場の保安、衛生を維持するうえに不備な点を補うとともに給食、給与の適正を図り、加えて28年末「指紋原紙等鑑識資料の取扱要領について」の通達により、被収容者の指紋採取及び原紙、並びに写真の取扱要領を従来の国警依存的な行き方から法務省の取扱要領に転換させ、警察との関係を明文をもつて調整し、入管独自の確立等の措置をもつようになった。

なお所管業務実施状況のうち特異なものは、次のとおりである。

- 1 昭和29年2月24日、25日の2日間全事務所、収容所の警備部課長を集め昨年度の実績を検討して本年度の方針を指示又は協議した。
- 2 昭和29年2月26日部課長会同に引き続き警備官の武器の携帯、使用に万全を期することと、これが斯道奨励を兼ね第1回全国入国警備官拳銃射撃大会を東京において開催し、団体競技には福岡入国管理事務所が優勝し法務大臣賞を獲得した。
- 3 横浜入国者収容所（欧米人専用）において29年2月ハンスト事件が発生し、一時広く海外まで反響を及ぼしたが、同所員の努力により意外にも短期間のうちに解決した。事件の内容はおもに施設の不備等が原因であり、これが川崎センター建設への足がかりとなり、同所の実現を期待している次第である。

大村収容所における主なる事項は、一昨年9月新収容所が完成し、爾来29年6月8日第32次までに昭和29年度は5回837名の朝鮮人を送還し、順調な運営が暫らく続いたが、韓国側の終戦前から日本に居住していた者に対する退去強制処分者の引取拒否は遂に不法入国者についても日本側が手続違反者を密入国者に仕立したというふうになり、これを全面的に拒否することとなり、その後再三に亘る折衝にもかかわらず、益々強硬態度を続け、その上、長期収容者の全面的釈放までも要求するに至った。これに対する双方の主張は、その都度外務省経由の口上書によつて主張し続けて来た。一方被収容者の増加と収容の長期化に備える必要に迫られ、一時閉鎖中の旧収容所を再開し、続いて12月下旬には浜松刑務所の所管替を受け、横浜入国者収容所浜松分室を設置するのやむなきに至り、同所に中国人を除き収容を開始した。

その間、大村においては被収容者のハンスト事件が相次ぎ、入管の非常事態が予測されるに至った。

登録課

法務省組織令第52条

業務内容

- 1 外国人登録法の規定に基く地方公共団体の登録事務についての指導監督に関する

事項

- 2 外国人登録法の運用解釈に関し、地方公共団体に対する指導監督に関する事項
- 3 地方公共団体に対する委託費の予算積算、配賦計画等に関する事項
- 4 本邦在留外国人の登録上の記録等に関する事項
 - (1) 地方公共団体において調製し、当課に送付された全国の登録外国人の登録原票写票の分類、整理、保管及び記載内容の点検、是正等に関する事項
 - (2) 外国人の居住地又はその他の登録事項の変更の都度、地方公共団体からの報告に基づき、上記の写票に変更事項を記入する補正業務に関する事項
 - (3) 外国人の登録の有無に関し、他の関係機関からの照会に対する回答並びにその証明書発行に関する事項
 - (4) その他登録失効番号に関する公告、返納をうけた登録証明書の整理保管、登録番号台帳の整理に関する事項
- 5 出入国記録に関する事項
 - (1) 各出入港からの報告に基づき、外国人の出入国記録のカード作成、分類、整理及び保管等に関する事項
 - (2) 在留外国人の在留資格の取得、喪失、変更及び在留期間の更新等に伴う記録の補正事務並びに不法残留者のリスト（週報、月報）作成に関する事項
 - (3) 外国人の出入国の事実に関し、他の関係機関からの照会に対する回答及びその証明書発行に関する事項
- 6 外国人関係各種統計表作成に関する事項（業務の実施状況1の2の(3)を参照）
- 7 外国人の指紋押捺制度実施のための準備に関する事項

業務の実施状況

昭和27年4月28日「外国人登録法」の公布施行後、同年9月29日から10月28日の30日間を切替期間として外国人登録証明書の一斉切替が行われたが、昭和29年度においては、外国人登録制度本来の経常業務の外に昭和27年度に一斉切替をした登録証明書の有効期間（2年間）が満了するので、27年度と略同じ期間に大量切替（一斉切替にあらず、有効期間が満了するものについて漸次切替が行われた）という膨大な事務量を必要とする臨時的業務をも行わなければならなかつた。

I 経常業務の概要

1 法規関係業務

- (1) 「外国人登録法中一部改正法律」を、昭和24年4月20日法律第70号をもつて公布即日施行した。
- (2) 「外国人登録法中一部改正法律」を、昭和29年6月8日法律第163号をもつて公布し、同年7月1日から施行した。
- (3) 「外国人登録法施行規則中一部改正省令」を、昭和29年6月26日法務省令第74号をもつて公布し、同年7月1日から施行した。
- (4) 「外国人登録事務取扱要領、外国人登録証明書切替措置要領」の全面的改正を企

図し、改正案について全国を数地区に分け、ブロック会議を開催、要旨を説明の上、質疑に回答、成案を得、昭和29年8月15日から新制度を実施した。

- (5) 外国人登録法第14条に基く「指紋押捺制度」実施のため、昭和29年10月より政令案の立案に着手、昭和30年1月法制局との審議、2月閣議を経て「外国人登録法第14条及び第18条第1項第8号の規定の施行期日を定める政令」を昭和30年3月5日政令第25号をもつて、及び「外国人登録法の指紋に関する政令」を昭和30年3月5日政令第26号をもつて公布した（施行は昭和30年4月27日）。
- (6) 上記政令に関し「外国人指紋押捺規則」を昭和30年3月5日法務省令第46号をもつて公布した（施行は昭和30年4月27日）。
- (7) 「外国人登録法の指紋に関する政令」及び「外国人指紋押捺規則」の実施に伴う事務取扱の細部を規定する「指紋事務処理要領」の立案に着手し、3月中旬より全国を数地区に分けブロック会議を開催、要旨を説明の上、質疑に回答した。

2 一般業務

外国人登録は29年9月末日現在（大量切替前）629,508人に達し、その国籍は75カ国の多きに及んでいる。これ等の外国人に係る登録事務は、地方公共団体に委託されているので、全国6,043（昭和29年3月末現在）の外国人在住市区町村を都道府県が統括し、その都道府県の業務を当課が指導監督しているのである。

- (1) 地方公共団体に配賦した昭和29年度の委託費は、次の通りである。
総額 62,309千円 府県 40,128千円 市町村 22,181千円
- (2) 都道府県の業務指導及び監査回数 7回
- (3) 調査統計事務
 - a 外人登録法に関するもの
 - (イ) 外国人登録国籍別人員調査表（月報）
 - (ロ) 六大都市外国人登録国籍別人員調査表（月報）
 - (ハ) 外国人登録男女別年令別人員調査表（隔月）
 - (ニ) 外国人登録違反容疑者告発件数統計表（半年報）
 - (ホ) 市区町村別国籍別年令別登録人員調査表（年報）
 - b 出入国管理令に関するもの
 - (イ) 正規出入国者港別国籍別人員調査表
 - (ロ) 正規出入国者資格別国籍別人員調査表
 - (ハ) 正規出入国者性別国籍別人員調査表
 - (ニ) 正規出入国者出発国（地）及び目的国（地）別人員調査表
 - (ホ) 主要国と本邦間における正規出入国者国籍別人員調査表
主要国と羽田空港間における正規出入国者国籍別人員調査表
 - (ヘ) 入国申請許可者資格別人員調査表
 - (ト) 入国申請許可者国籍別人員調査表
- (4) 外国人登録に関する記録の整理保管に関する事項
 - a 外国人登録原票の写票及び番号台帳の整理分類

全国の都道府県より送付された外国人登録原票の写票及び番号台帳は、

- (イ) 写票は、国籍別に分類し、更にそれを氏名毎のアルファベット別に分類して、必要な際は、即時当該外国人の写票を抽出出来るよう整理保管している。
 - (ロ) 番号台帳は、都道府県に配付した外国人登録証明書用紙の一連番号順に、各都道府県毎に市、区、町、村を単位として適宜に分冊編綴して、登録番号により直ちに上記写票を抽出出来るよう整理保管している。
 - (ハ) 現在保管している外国人登録原票写票総数 750,175枚
（但し写票の総数中には、昭和25年度以降の登録原票で閉鎖されたもの、及び昭和25年度以降の登録切替未済者のものの写票が含まれている。）
 - (ニ) 現在保管の番号台帳数 384冊
（保管冊数は、昭和25、27及び29年の各年度毎に調製したものの総数である。）
- b 分類保管している登録原票写票及び番号台帳の補正
- 全国都道府県より送付された既登録外国人の居住関係又は身分関係の異動に伴う登録証明書の記載事項の書換申請書写に基き、保管している登録原票写票及び番号台帳のそれぞれの当該記載事項を補正して、常にその外国人の異動の状況を明確に把握している。
- (イ) 登録原票写票の補正件数 278,298件
 - (ロ) 番号台帳の補正件数 177,195件
- c 登録証明書の失効公告ならびに返納措置
- 登録証明書の不正行使を防止するため、紛失、盗難又は滅失等により失われた登録証明書及び返納されるべきもので返納されない登録証明書については、官報に失効の公告をなし、出国、死亡、身分の喪失及びその他の理由による登録証明書についてはその返納を受け、これを分類整理した。
- (イ) 失効公告の件数 28,314件
 - (ロ) 出国による登録証明書の返納件数 31,524件
 - (ハ) 死亡による “ 6,186件
 - (ニ) 身分喪失による “ 1,929件
 - (ホ) 引替交付による “ 14,349件
 - (ヘ) 書き損じによる “ 16,155件
 - (ト) その他の理由による “ 1,683件
 - (チ) 再入国者に係る登録証明書返納通知書の取扱い件数 10,728件
- (5) 各都道府県又は各入国管理事務所により送付される外国人登録原票の写票、番号台帳、外国人の居住ならびに身分関係の異動、登録証明書の失効措置及び返納等に関する諸報告の審査検討。
- a 審査件数 7,344件
 - b 不明箇所の照会又は誤取扱いの訂正指示 2,200件
- (6) 部外及び部内よりの外国人登録に関しての照会に対する調査回答
- 主たる照会者は、裁判所、検察庁、警察署等の治安関係諸機関であり、照会事項

も詳細にわたって回答を求めているものが多い。

照会に対する回答件数	1ヵ月平均	5,091件
内訳	裁判所, 検察関係	2,485件
	警察関係	2,230件
	税務関係	202件
	その他	174件

(7) 累年カードの作成及び保管

外国人登録原票は、日本人の戸籍簿に相当するものであるが、過去において3年又は2年ごとに新らしく作成されているので、記録の一環性を保持するため、累年カードを作成し、これ等を整備保管する。

作成保管枚数 (30.3.31現在)	319,522枚
--------------------	----------

(8) 「Bカード」の作成及び保管

在留外国人の動態把握の資料としてこれを作成し、不良外国人の入国及び国内の不穏分子の監視の一助とする。

作成保管枚数 (30.3.31現在)	7,867枚
--------------------	--------

(9) 出入国事実に関する記録の整理及び保管に関する事項

作成保管枚数 (30.3.31現在)	848,684枚
--------------------	----------

- a 入国申請許可者に関する記録の処理件数 3,637件
- b 出入国記録の整理及び保管
 - (イ) 入国記録の処理件数 57,464件
 - (ロ) 出国記録の処理件数 56,796件
- c 在留資格に関する記録の整理及び保管
 - (イ) 在留資格取得に関する記録件数 18,908件
 - (ロ) 在留資格変更に関する記録件数 183件
 - (ハ) 在留資格抹消に関する記録件数 1,032件
 - (ニ) 在留期間更新に関する記録件数 4,816件
 - (ホ) 再入国許可に関する記録件数 10,482件
- d (イ) 不法残留者発見のための記録調査件数 31,020件
(ロ) 記録上から発見された不法残留者件数 2,077件
- e 各官庁からの出入国事実に関する照会回答件数 14,351件

II 臨時的業務の概況

(1) 外国人登録証明書の切替業務

昭和29年度は、昭和27年10月に一斉切替をされた外国人登録証明書で有効期間(2年間)の満了する大部分のものについての切替業務を実施した。

a 外国人登録事務取扱要領及び外国人登録証明書切替措置要領を作成

b 会議

- (イ) 六大都府県会議 1回
- (ロ) 全国主管課長会議 1回
- (ハ) ブロック会議(全国を7ブロックに分けた)

関東(前橋), 東北(札幌), 中部(岐阜),

近畿(奈良), 中国・四国(松江), 九州(大分) 延6回

(ニ) 取締関係官庁との打合会議 於本省 4回

c 都道府県に対する指導監督のための出張 延13回

d 外国人登録証明書切替に関する周知宣伝について

登録法第11条第2項に基く外国人登録証明書の交付申請については、一部外国人側の猛烈な反対が予想せられたので事前に十分本法の主旨を諒解せしめ、その協力を得る必要上、下記の通り周知宣伝の徹底を計るとともに、取締関係官庁との連絡を密にする一方、外国人居留民団側との折衝を行つた。因みに本省に対する陳情回数は局長2回、課長3回であるが、都道府県及び市町村に対しては11月15日現在延4,596回に及んだ。

(イ) 新聞広告(日, 韓, 英文) 延60回

(ロ) ポスター 160,000枚

(ハ) ラジオ放送 10回

(ニ) その他各都道府県はじめ市区町村では、それぞれ独自の方法によりその実情に応じて活潑な宣伝が行われた。

e 切替実施に伴う登録人員の推移について

29年12月末までに切替を要する人員数 566,898(A)

10月末切替申請受付数 317,641(B) (A:B 55.9%)

11月末切替申請受付数 523,049(C) (C:A 92.3%)

f 地方公共団体に配賦した委託費

総計 36,445千円 府県 14,250千円 市町村 22,195千円

(2) 指紋採取業務

登録法第14条及び附則第1項の規定を昭和30年4月27日より施行するための準備として下記の業務を実施した。

a 指紋事務処理要領の作成

b 指紋捺捺器の試作及びその他指紋原紙等の印刷

c 新聞広告(日, 韓, 英文) 延27回

d 都道府県に対する説明会議(全国を6ブロックに分けた)

東北(青森), 関東(甲府), 中部(静岡), 近畿(大津), 中国・四国(鳥取), 九州(鹿児島) 延6回

2 附属機関

(1) 法務研修所

法務省設置法第11条の4

法 規

(イ) 法務省設置法(昭和22年法律第193号)(抜萃)

第11条の4 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

法務研修所はこれを東京都に置く。

法務研修所の内部組織は法務省令でこれを定める。

(ロ) 法務研修所組織規程(昭和27年8月1日施行)

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第11条の4項第3項の規定による法務研修所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所 長)

第2条 法務研修所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

3 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の指定する部長がその職務を代理する。

(部及び部長)

第3条 法務研修所における研究又は研修の組織を第一部、第二部及び第三部に分ける。

2 第一部においては、法務に関する専門的研究を担当する。

3 第二部においては、検察官及び検察事務官に対する研修を担当する。

4 第三部においては、前項に規定する職員、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員以外の法務大臣所部の職員に対する研修を担当する。

5 各部に部長を置き、法務教官のうちから法務大臣が任命する。

6 部長は、所長の指揮監督を受けて、部の事務を掌理する。

(法務教官)

第4条 法務教官は、法務に関する専門的研究又は研修の指導及び研修の目的を達するに必要な事項の調査研究に当る。

(参 与)

第5条 法務研修所に参与若干名を置く。

2 参与は、法務大臣の諮問に答え、又は重要な事項に関して意見を述べる。

(教官会議及び部長会議)

第6条 所長は、法務研修所における研究又は研修に関する企画その他重要な事項を定めるには、教官会議又は部長会議にはからなければならない。

2 教官会議は、所長、部長、法務教官及び事務局長で、部長会議は、所長、部長及び事務局長で組織する。

(事務局)

第7条 法務研修所に事務局を置き、事務局に総務課、第一課、第二課及び第三課を置く。

2 総務課においては、庶務及び他の課の所掌に属しない事務を、第一課においては、第一部の部務に必要な事務を、第二課においては、第二部の部務に必要な事務を、第三課においては、第三部の部務に必要な事務をつかさどる。

3 事務局に事務局長を、各課に課長を置き、事務局長は法務教官のうちから、課長は法務事務官のうちから任命する。

4 事務局長は、所長の命を受けて事務局の事務を、課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

(研究又は研修への参加)

第8条 所長は、特に必要があると認めるときは、法務省以外の官公庁の職員に対しても法務研修所における研究又は研修に参加することを認めることができる。

(調査の委嘱)

第9条 所長は、法務研修所における研究又は研修に資するため、必要な調査を適当な者に委嘱することができる。

(研究又は研修の計画の承認)

第10条 所長は、毎年3月末日までに、4月1日後1年間の研究又は研修の計画の大綱を定め、法務大臣の承認を得なければならない。

(研究又は研修の結果の報告)

第11条 所長は、研究又は研修を終了した者の氏名及び研究又は研修の結果を法務大臣に報告しなければならない。

(規 律)

第12条 研究員又は研修員は、法務研修所における研究又は研修の期間中、所長の定める規律に服さなければならない。

(執務細則)

第13条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附 則 (省略)

機 構 の 概 要

法務研修所は、法務省設置法第11条の4に示すとおり、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ及び検察官、検察事務官、法務事務官等法務大臣所部の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して職務上必要な訓練を行う機関である。

研修所の組織は内部を3部に分け

(イ) 第一部においては法務に関する専門的研究を担当し

(ロ) 第二部においては検察官、検察事務官に対する研修を担当し

(イ) 第三部においては検察庁及び公安調査庁の職員並びに矯正の事務に従事する職員以外の法務大臣所部の職員に対する研修を担当する。

業務の実施状況

【第一部】

第一部の研究は、検察における緊急の問題を取り上げ、捜査上の創意工夫証拠収集の具体的な方策、法廷技術等につき討議研究することを目的とするもので研究に参加するものは、検事正、次席検事をはじめ経験10年以上の幹部検事である。中央研究は参加者を東京に招集して学者専門家を交えて研究討議せしめ、巡回研究は各高等検察庁単位に中央研究に参加し得なかつた資格者を集め教官を派遣して研究せしめるもので、いずれもその研究結果は印刷して関係機関に配布し実務に活用せしめている。なお右研究のほかには法務研究、検察研究委託、犯罪実態調査がある。法務研究は司法制度、民事、刑事、青少年及び成人更生保護その他法務全般に亘る内外の法制及びその運用に関する研究を目的とし、研究員約15名を東京に招集して4カ月間調査研究せしめるもの、委託研究及び犯罪実態調査は検察の運用に資するため学者、実務家、専門家に対し法学的研究、特異事件の調査研究、技術的乃至知能的犯罪の調査を依頼するもので、いずれもその報告書を印刷に附して関係機関に配布し実務の参考に供している。なお右の他鑑定書及び判例、文献、通牒をカード式に整理し関係機関の利用に供している。

A 中央研究

区分回数	月名	期 間	人員	人 員 内 訳					備 考
				検事正	高検次席	地検次席	高検検事	地検検事	
32	(29) 3	17 ~ 24 (8)	15	3	—	1	—	11	
33	(29) 6	16 ~ 23 (8)	22	—	—	2	3	17	
34	(29) 9.10	29 ~ 10.6 (8)	18	—	—	2	3	13	
35	(29) 11	11 ~ 20 (10)	5	—	—	—	1	4	

B 巡回研究

開催地	区分	月名	期 間	人員	人 員 内 訳					備 考
					検事正	高検次席	地検次席	高検検事	地検検事	
回	奈良 徳島 山口 大分	(29) 1	25~26 (2)	7	—	—	—	1	6	
		(29) 1	28~29 (2)	5	—	—	—	1	4	
		(29) 1	25~26 (2)	6	—	—	—	1	6	
		(29) 1	28~29 (2)	8	—	—	—	1	7	
回	岐阜 長野 旭川 盛岡	(29) 7	22~23 (2)	7	—	—	—	1	6	
		(29) 7	26~27 (2)	12	—	—	—	1	11	
		(29) 7	22~23 (2)	5	—	—	—	1	4	参列者 4
		(29) 7	26~27 (2)	7	—	—	—	1	6	参列者 1
回	京 都 高 知 岡 山 長 崎	(29) 12	6 ~ 7 (2)	7	—	—	—	1	6	
		(29) 12	10~11 (2)	5	—	—	—	1	4	
		(29) 12	6 ~ 7 (2)	6	—	—	—	1	5	参列者 1
		(29) 12	10~11 (2)	8	—	—	—	1	7	参列者 2

(1) 昭和29年刊行資料

- a 検察研究資料
 - 第65号 押収文書、写真、録音テープの証拠能力
- b 検察研究特別資料
 - 第15号 検事研究に現われた違法争議行為の諸問題
 - 第16号 集団事件公判審理の諸問題
- c 検察研究叢書
 - 第14号 起訴後真犯人の現われた事件の検討 (1)
 - 第15号 起訴後真犯人の現われた事件の検討 (2)
 - 第16号 アメリカにおける外国人管理行政
- d 法務研究報告書
 - 第39集8号 保護観察制度について
 - 第40集6号 集団犯罪の立証方法に関する実証的研究
 - 第42集1号 関税法並びに外国為替及び外国貿易管理法における罰則研究
 - 第42集2号 外国人の出入国管理に関する各国の法制について
 - 第42集3号 矯正教化の施策における宗教の地位
 - 第41集3号 商業登記の実務及びその改善に関する研究

(2) 昭和29年度法務研究題目

- 1 公判立証技術について
- 2 論告の研究
- 3 多数被告人の併合審理における公訴維持の技術的研究
- 4 刑事手続における身柄拘束、秘密交通権に関する法律上の諸問題の実務的並びに比較法的研究
- 5 無体財産関係法令の罰則の研究
- 6 租税関係事件の総合的研究—捜査と立証技術
- 7 登記実務からみた登録税法に関する研究
- 8 戸籍実務からみた民法及び戸籍法の再検討
- 9 最近における矯正立法の考察
- 10 犯罪者における覚醒剤嗜癖者の実態と対策
- 11 仮釈放制度の運用に関する実証的研究—特に面接を中心として
- 12 米国及び本邦における外国人出入国管理に関する実証的研究
- 13 外国人管理上からみた在日朝鮮人の現状

(3) 昭和29年度研究調査委託題目

- 1 冒頭陳述の理論と実際
- 2 経理捜査の実際—犯罪捜査における経理捜査の反省
- 3 覚醒剤事犯の実態調査及び将来の対策について
- 4 検察探証の研究
- 5 続大須騒擾事件について

- 6 下関を中心とする集団麻薬事犯の全貌
- 7 佐世保における外人犯罪及び外人を繞る犯罪の研究
- 8 対ソ関係事件に関する諸問題—根室海域における漁業関係事犯の研究

【第二部】

現在採っている研修方式としては、対象者を研修所に入所させて直接研修を行う中央研修と高等検察庁に委嘱して行う地方研修とがある。

A 中央研修については、研修員の選定は、各検察庁毎に人数を決定し、その枠内で検事は任官2年以上5年未満の者のうちから、副検事第1次は新任の副検事のうちから、副検事第2次は経験年数3年乃至5年の副検事のうちから、検察事務官は甲種と乙種とに分け、甲種は7級職以上の検察事務官のうちから、乙種は6級職以下の検察事務官のうちから各高等検察庁検事長に推せんを依頼し、これに基づいて決定した検事、副検事、検察事務官を一定期間研修所に入所させ直接研修を行つている。

研修科目については、教官又は部内外の講師の講義と共に、討論、法規及び実務の研究会、座談会、見学等の形式を多く併用する外、副検事の研修においては、具体的事件の修習、記録に基く起訴、不起訴処分についての実務の演習を課し、又検察事務官研修には、試験をも課している。又研修期間中は原則として全寮制度を採用し、研修員を当研修所正心寮に合宿させ、共同生活による切磋琢磨、相互扶助の過程を通して研修効果の向上を図っている。

B 地方研修については高等検察庁に委嘱して各々その管内の比較的下級の検察事務官を対象として、一定期間検察事務遂行に必要な訓練を行い、当所よりも教官を派遣してその教養に当っている。

C なお毎年度検察事務官全国一斉考試を行い、その成績優秀者を表彰している。さらに特記すべきものとして機関誌「研修」A5版96頁内外11,000部を発刊し、これを法務省管下の職員に配布し研修教材並びに一般執務の参考に供している。

昭和29年度において実施した研修一覧表

A 中央研修

	研修別	期間	回数	人員	備考
(18)	検事	29. 3. 1~ 3. 20 (20日間)		24人	46人
(19)		29. 10. 4~10. 23 (20日間)		22人	
17回	副検事	29. 1. 20~ 2. 18 (30日間)		52人	101人
7回2次		29. 9. 1~ 9. 30 (30日間)		49人	
3回	検察事務官甲種	29. 5. 6~ 7. 3 (59日間)		50人	100人 外に琉球検察庁より派遣の2名の聴講生あり
4回	乙種	29. 10. 20~12. 18 (60日間)		50人	

B 地方研修

高 検 別	官 職 名	期 間	人 員	備 考
大 阪	検察事務官	29. 10. 20~10. 30 (11日間) 29. 11. 4~11. 5 (2日間)	30人 15人	(公安・外事係事務官)
名 古 屋	〃	29. 10. 4~10. 19 (16日間)	30人	
広 島	〃	29. 11. 9~11. 20 (12日間)	30人	
福 岡	〃	29. 11. 11~11. 30 (20日間)	40人	
仙 台	〃	29. 10. 25~11. 10 (17日間)	23人	
札 幌	〃	29. 5. 24~ 6. 12 (20日間)	20人	
高 松	〃	29. 3. 7~ 3. 19 (13日間)	17人	

C 検察事務官全国一斉考試は昭和29年11月20日に実施した。

【第三部関係】

1 法務局職員研修は、戸籍、登記、供託、訟務、人権擁護等の職務を担当する職員を対象として実施するものであつて、研修方式は主として講義によつて行つては、執務上疑義難解な事項については事前に各庁より問題を取り纏めゼミナール方式により研修を行つている。

地方研修は本年度より実施したもので、8法務局において各管内下級法務事務官を対象として法務局事務遂行に必要な人格及び知識の涵養を目的として行い、当所より教官を派遣し教養を図っている。

2 保護観察官研修は保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する職員に対する研修であり、医学、心理学、教育学、社会学等専門的知識の涵養に努め、研修方法は講義を主とするがゼミナール式及び見学を併用している。

3 入国管理職員研修は入国審査官、入国警備官を対象とする研修であり、入国審査官は港における入国の審査、在留の審査等の事務に従事し、入国警備官は外国人の在留が不法になつた場合の内偵、調査、逮捕、収容等を行うもので、その職務執行の適否は対外関係にも影響を及ぼすものであるから研修には特に意を用いている。研修の方法は講義式及びゼミナール式を併用している。

入国警備官に対する地方研修は大村入国警備官訓練所で行つては、対象者を新任と再訓練とに分け、共に学科と実科の双方について訓練を行つている。

昭和29年度において実施した研修等一覧表

A 中央研修

研 修 別	期 間	回 数	人 員	備 考
第10回法務局、地方法務局研修	29. 4. 15 ~ 4. 28	1	49	
第11回	29. 8. 10 ~ 8. 23	1	49	
第12回	29. 10. 5 ~ 10. 13	1	51	

研 修 別	期 間	回数	人員	備 考
第7期出入国管理研修	29. 3. 10 ~ 3. 24	1	21	
第8期 "	29. 6. 1 ~ 6. 15	1	12	
第9期 "	29. 9. 1 ~ 9. 20	1	19	
昭和29年度保護観察官研修	29. 7. 7 ~ 8. 5	1	63	

B 地方研修

地区別	研 修 別	期 間	回数	人員	備 考
大 村	第9期入国警備官再訓練(現任)	29. 1. 11 ~ 2. 9	1	30	
"	第10期 "	29. 2. 17 ~ 3. 18	1	33	
"	第11期 "	29. 4. 12 ~ 5. 11	1	43	
"	第12期 "	29. 5. 17 ~ 6. 15	1	48	
"	第13期 "	29. 6. 21 ~ 7. 20	1	44	
東 京	法 務 局 事 務 官	29. 12. 1 ~ 12. 10	1	35	
大 阪	"	29. 11. 24 ~ 12. 3	1	20	
名 古 屋	"	29. 11. 9 ~ 11. 18	1	20	
広 島	"	29. 11. 4 ~ 11. 13	1	17	
福 岡	"	29. 12. 6 ~ 12. 15	1	23	
仙 台	"	29. 10. 13 ~ 10. 22	1	19	
札 幌	"	29. 10. 20 ~ 10. 29	1	13	
高 松	"	29. 11. 24 ~ 12. 3	1	13	

(2) 矯正研修所

法務省設置法第12条第3項

法 規

(イ) 法務省設置法(昭和22年法律第139号)(抜萃)
(昭24法136追加 昭27法268一部改正)

第12条 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。

中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

(別表1)

名 称	位 置
関 東 矯 正 研 修 所	東 京 都
近 畿 矯 正 研 修 所	大 阪 市

名 称	位 置
中 部 矯 正 研 修 所	名 古 屋 市
中 国 矯 正 研 修 所	広 島 市
九 州 矯 正 研 修 所	福 岡 市
東 北 矯 正 研 修 所	仙 台 市
北 海 道 矯 正 研 修 所	札 幌 市
四 国 矯 正 研 修 所	高 松 市

(ロ) 矯正研修所組織規程 (昭和24年法務府令第7号)
(昭27法省令7, 一部改正)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第12条第3項の規定による中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 中央矯正研修所に所長及び教頭を置く。

2 所長及び教頭は、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

3 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 教頭は、所長を補佐し、所長の欠けたとき、又は所長に差支あるときは、その職務を代理する。

第3条 中央矯正研修所に参与若干名を置く。

2 参与は、法務大臣の諮問に答え、又は重要な事項に関して意見を述べる。

第4条 中央矯正研修所に庶務課及び教務課を置き、それぞれ庶務及び教務に関する事務をつかさどらせる。

2 各課に課長を置く。

3 課長は、所長の命を受けて、課の事務を掌理する。

第5条 地方矯正研修所に所長を置く。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第6条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、研修所の事務に関し必要な事項を定めることができる。

附 則(省略)

業 務 の 内 容

A 中央矯正研修所

1) 研修の目的 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所に勤務する幹部職員並びに幹部職員となるべき者に、必要な学術及び技能を授けるとともに、その精神及び身体を錬磨し、人格の向上を図ることを目的とする。

2) 研修の種類

イ) 本科(第1部, 第2部) ロ) 専攻科

3) 研修員

イ) 本科第1部……拘留所、刑務所及び少年刑務所に勤務している副看守長及び看守部長に対し、幹部職員(看守長)となるに必要な教育訓練を施すものとする。

ロ) 本科第2部……少年院及び少年鑑別所に勤務している教官及び事務官並びに少

年刑務所に勤務している教官に対し、幹部職員となるに必要な教育訓練を施すものとする。

- ハ) 専攻科……矯正施設に勤務している職員の担当する職務の職種と職階に応じ、高度の専門的な学術技能を教育訓練する。
- 4) 定数……本科第1部及び第2部は各々50人、専攻科はその都度定める。
- 5) 研修期間
 - イ) 本科 1年 ロ) 専攻科 3月以内
 - 研修所長は、法務大臣の認可を得て以上の期間を短縮することができる。
- 6) 入所資格
 - イ) 本科第1部……拘置所、刑務所及び少年刑務所に勤務している副看守長、看守部長で、地方矯正研修所本科第1部卒業者、看守に任用されてから通じて3年以上勤務した者、年令45才未満の者。
 - ロ) 本科第2部……少年院又は少年鑑別所に勤務している教官及び事務官並びに少年刑務所に勤務している教官で、地方矯正研修所本科第2部を卒業した者、3年以上勤務した者、年令45才未満の者。
- 7) 選考方法
 - イ) 本科……上記有資格者の中から、競争試験により所長が選考の上入所を許可する。
 - ロ) 専攻科……法務大臣の認可を得てその都度定める。
- 8) 授業時間数
 - イ) 本科……期間の長短にかかわらず、800時間以上。
 - ロ) 専攻科……研修所長が、法務大臣の認可を得て研修の種類により定める。

B 地方矯正研修所

- 1) 研修の目的 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所に勤務する職員に必要な学術及び技能を授けるとともに、その精神及び身体を錬磨し、人格の向上を図ることを目的とする。
- 2) 研修の種類
 - イ) 初等科 ロ) 本科(第1部, 第2部) ハ) 特修科(普通科, 専攻科)
- 3) 研修生
 - イ) 初等科……あらたに任用した事務官及び教官に対し、矯正職員として必要な教育訓練を施すものとする。
 - ロ) 本科第1部……拘置所、刑務所又は少年刑務所に勤務している看守部長及び看守に対し、初級幹部職員となるに必要な教育訓練を施すものとする。
 - ハ) 本科第2部……少年院又は少年鑑別所に勤務している教官及び事務官並びに少年刑務所に勤務している教官に対し、初級幹部職員となるに必要な教育訓練を施すものとする。
 - ニ) 特修科……矯正職員の担当する職務の職種と職階に応じて、それに必要な教育訓練を施すものとする。

- 4) 定数……本科第1部は40人、同第2部は15人(関東矯正研修所の例による)、専攻科はその都度定める。
- 5) 研修期間
 - イ) 初等科 4月 ロ) 本科 6月 ハ) 特修科 2月以内
 - 研修所長は、法務大臣の認可を得て以上の期間を短縮することができる。
- 6) 入所資格
 - イ) 本科第1部……拘置所、刑務所又は少年刑務所に勤務している看守部長及び看守で、看守に任用されてから通じて2年以上勤務した者、年令45才未満の者。
 - ロ) 本科第2部……少年院、若しくは少年鑑別所に勤務している教官及び事務官又は少年刑務所に勤務している教官で、これらの各職を通じて2年以上勤務した者、年令45才未満の者。
- 7) 選考方法
 - イ) 初等科……あらたに任用した事務官及び教官は、すべて本研修を受けさせる。
 - ロ) 本科……前記有資格者の中から競争試験により所長が選考の上入所を許可する。
 - ハ) 特修科……法務大臣の認可を得て、その都度定める。
- 8) 授業時間数
 - イ) 初等科……期間の長短にかかわらず、360時間以上。
 - ロ) 本科……期間の長短にかかわらず、400時間以上。
 - ハ) 特修科……研修所長が法務大臣の認可を得て研修の種類により定める。

研修実施状況

A 中央矯正研修所

研 修 の 種 類	研 修 期 間	人 員
本科第1部(第7回)	自 28. 9. 18 ~ 至 29. 3. 17	45
本科第2部(第5回)	29. 9. 17 ~ 29. 12. 16	20
専攻科第33回(少年院教務課長)	29. 1. 22 ~ 29. 2. 4	29
〃 第34回(〃)	29. 2. 12 ~ 29. 2. 25	25
〃 第35回(地方矯正研修所教頭)	29. 3. 20 ~ 29. 3. 26	8
〃 第36回(拳銃操法指導職員)	29. 3. 23 ~ 29. 3. 29	38
〃 第37回(図書担当職員)	29. 4. 7 ~ 29. 4. 20	30
〃 第38回(保安幹部職員)	29. 4. 14 ~ 29. 4. 30	32
〃 第39回(少年院庶務課長)	29. 5. 7 ~ 29. 5. 22	24
〃 第40回(〃)	29. 5. 14 ~ 29. 5. 29	29
〃 第41回(作業課長等)	29. 5. 28 ~ 29. 6. 12	32
〃 第42回(医 官)	29. 6. 23 ~ 29. 7. 10	33
〃 第43回(行刑上級職員)	29. 6. 25 ~ 29. 7. 15	26

B 地方矯正研修所

研修の種類	研修期間		人員
	自	至	
第8回本科第1部	29. 5. 7	29. 8. 14	33
第6回本科第2部	29. 6. 20	29. 8. 20	18
第16回初等科	29. 1. 19	29. 3. 19	37
第17回 "	29. 4. 6	29. 6. 5	26
第18回 "	29. 9. 1	29. 10. 30	18
第19回専攻科(写真)	29. 4. 6	29. 4. 17	16
第20回 " 第1次(栄養)	29. 4. 20	29. 4. 28	17
" " 第2次(")	29. 8. 18	29. 8. 26	13
第21回 " (女子体育)	29. 6. 7 (1日)		7
" " (男子体育)	29. 9. 21	29. 10. 15	21
第22回 " (作業技官)	29. 9. 1	29. 9. 18	21
第23回 " (特任副看守長)	29. 10. 18	29. 11. 13	27
第24回 " (視聴覚教育)	29. 11. 16	29. 12. 4	24

その他

矯正研修所には、各々中央矯正研修所規則第5条及び地方矯正研修所規則第6条に基づき、現場職員中優秀な者に対し、矯正に関する学理並びにその運用を調査研究させるため、研究生を置くことができることになっている。

本年度の中央矯正研修所における研究実施状況は次の通り

イ) 人員 9名

ロ) 期間 昭和29年7月29日から同年10月28日まで(3ヵ月)

研究課題及び従事人員	人員
① 矯正施設における職業訓練の方法	1名
② 長期受刑者の処遇	1名
③ 少年院保安技術の科学的研究	1名
④ 刑務所の電気施設	1名
⑤ 鑑別所における少年処遇の根本的あり方	1名
⑥ 人間関係測定の理論と実際	1名
⑦ 少年矯正における教科教育	1名
⑧ 犯罪心理学及び精神分析学	1名
⑨ 少年院における矯正教育の理論と技術	1名

(3) 巢鴨刑務所

法務省設置法第13条の6第3項

法規

イ) 関係法規

○平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律 (昭和27年4月28日法律第103号)

改正 昭和27年6月23日法律第208号
同 年7月31日同 第268号
同 28年1月22日同 第4号
同 29年6月8日同 第163号

○平和条約第11条による刑の執行に関する規則 (昭和27年4月28日法務府令第13号)

改正 昭和27年8月1日法務省令第7号
同 28年2月10日同 第5号
同 29年9月2日同 第106号

ロ) 巢鴨刑務所組織規程 (昭和27年4月28日法務府令第44号)

改正 昭和27年8月1日法務省令第7号
同 28年11月25日同 第83号

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第13条の6第3項の規程による巢鴨刑務所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所長)

第2条 巢鴨刑務所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。(部及び課の設置、所掌事務)

第3条 巢鴨刑務所に総務部及び管理部を置く。

2 総務部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ、その下欄記載のとおりとする。

庶務課 公文書類の接受、発送及び保存、名籍、指紋、渉外並びに統計に関する事項並びに他の部課の所掌に属しない事項

職員課 職員の人事、研修及び福祉に関する事項

経理課 収入及び支出並びに会計事務の総括に関する事項

物資課 物資の購入及び保管並びに領置に関する事項

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ、その下欄記載のとおりとする。

保安課 整備及び処遇並びに職業補導の実施に関する事項

職業補導課 職業補導の企画及び指導並びに職業補導に関する設備及び物資の管理に関する事項

経営課 営繕、給養及び保清に関する事項

4 巢鴨刑務所に第1項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ、その下欄記載のとおりとする。

教務課 教材及びレクリエーション、自治の指導及び運営並びに釈放に関する事項

世話課 身上及び留守家族に関する相談及び連絡に関する事項
 医療課 診療及び薬剤に関する事項
 保健課 衛生及び防疫に関する事項
 (部長及び課長)

第4条 各部に部長を、各課に課長を置く。

2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ、部及び課の事務を掌理する。

3 総務部長は、所内の事務の連絡調整を図り、所長にさしつかえあるときは、その職務を代理する。

(法務事務官の階級)

第5条 巣鴨刑務所に勤務する法務事務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

(執務細則)

第6条 所長は、この規定に定めるもののほか、法務大臣の認可を受けて、必要な執務細則を定めることができる。

附則(省略)

所在地

東京都豊島区巣鴨1ノ3277

(4) 入国者収容所

法務省設置法第13条の9

目的

出入国管理令の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属するものである。

入国者収容所所在地表 (昭29.12.31現在)

名称	位置
大村入国者収容所	長崎県大村市松並町
横浜入国者収容所	神奈川県横浜市中区山下町

業務内容

入国者収容所組織規程(昭28省令5号)に基き次の事務を行う。

入国者収容所組織規程(抄)

(昭和28年8月1日公布法務省令第5号)

(大村入国者収容所)

第3条 大村入国者収容所に、総務部、経理部、警備部及び診療室を置く。

第4条 総務部に第一課及び第二課を置く。

2 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 入国者収容所の運営に関する一般的企画に関する事項
 - 2 官印の管守に関する事項
 - 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
 - 4 職員の人事及び給与に関する事項
 - 5 職員の教養及び訓練に関する事項
 - 6 渉外に関する事項
 - 7 被収容者の仮放免及び保証金に関する事項
 - 8 送還不能の被退去強制者の放免に関する事項
 - 9 他の部、課及び室の所掌に属しない事項
- 3 第二課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 輸送及び通信に関する事項
 - 2 被収容者に対する給養に関する事項
 - 3 汽かん及び炊事場の運営に関する事項
 - 4 所内の取締に関する事項

第5条 経理部に第一課及び第二課を置く。

2 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 会計に関する事項
- 2 歳入歳出外の現金の出納に関する事項
- 3 物資の調達の出負担行為の認証に関する事項
- 4 職員の厚生及び共済組合に関する事項

3 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 物資の調達(支出負担行為を含む。), 保管及び受払に関する事項
- 2 建物その他の施設の設置、改修及び維持管理に関する事項

第6条 警備部に第一課、第二課、第三課及び第四課を置く。

2 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 入国警備官の訓練、紀律、配置及び職責に関する事項
- 2 入国警備官の装備並びにその補給及び管理に関する事項
- 3 武器の携帯、使用及び管理に関する事項
- 4 被収容者に関する諸資料の収集及び整理に関する事項
- 5 警備に関する関係機関との連絡に関する事項
- 6 他の課の所掌に属しない事項

3 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 警備及び所内の保安に関する事項
- 2 被収容者の受理に関する事項
- 3 被収容者の身体、所持品及び衣類の検査並びに領置品の保管に関する事項
- 4 被収容者に貸与した物品の管理、検査及び衛生消毒に関する事項
- 5 被収容者の発受する通信の検閲に関する事項
- 6 被収容者の浴場の運営に関する事項

- 7 被収容者の隔離に関する事項
- 8 警備に必要な情報収集に関する事項
- 9 面会及び物品の授与に関する事項
- 4 第三課においては、左の事務をつかさどる。
 - 1 被収容者の指紋採取及び写真撮影に関する事項
 - 2 被退去強制者に関する状況調査及び報告に関する事項
 - 3 被収容者の調査カードの作成及び保管に関する事項
- 5 第四課においては、左の事務をつかさどる。
 - 1 被収容者の護送及び送還計画の立案及び実施に関する事項
 - 2 船長及び運送業者の送還についての責任に関する事項

第7条 診療室においては、左の事務をつかさどる。

- 1 医療、防疫、保護及び衛生に関する事項
- 2 医療品及び衛生材料の受払及び保管に関する事項

(横浜入国者収容所)

第8条 横浜入国者収容所に総務課、経理課、警備課及び診療室を置く。

- 2 総務課においては、第4条第2項及び第3項に掲げる事務(同条第3項第2号及び第3号の事務を除く。)をつかさどる。
- 3 経理課においては、第4条第3項第2号及び第3号の事務並びに第5条第2項及び第3項に掲げる事務をつかさどる。
- 4 警備課においては、第6条第2項から第5項までに掲げる事務(同条第2項第6号の事務を除く。)をつかさどる。
- 5 診療室においては、第7条に掲げる事務をつかさどる。

横浜入国者収容所浜松分室所在地表 (昭29.12.31現在)

名	称	位	置
横浜入国者収容所	浜松分室	浜松市	鴨江町

業務の実施状況

各収容所、分室収容人員月別表

所名	昭29 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
大村	443	596	522	662	697	633	792	949	1,029	1,158	1,372	1,558
横浜	22	30	19	30	22	31	29	29	48	35	46	59
浜松	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12

横浜入国者収容所浜松分室

浜松分室設置の経緯

昭和29年7月中旬、韓国政府は、大村入国者収容所に収容されているいわゆる手続違反者(戦前から本邦に在住していた朝鮮人であつて、外国人登録法令に違反した者)の

無条件釈放と被収容者の蒙つた損害補償を強硬に要求する一方本年7月以降不法入国者の引取をも事実上停止したため、同収容所における収容者数は激増し、今年末をもつて収容能力を超えるものと予想されるが、日韓関係全般の現状に照らし早期解決の見込なく、速やかに収容施設の増強を必要としたので、浜松刑務所の施設の一部の供用をうけ、これに所要の改修を施し、12月15日開所、同月22日より収容を開始した。

同分室の収容能力は400名である。

(5) 中央更正保護審査会

法務省設置法第13条の7

業務の内容

中央更生保護審査会は、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)並びに平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)にそれぞれ定められているところにより次の職務権限を有する。

- (1) 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をすること。
- (2) 地方更生保護委員会がした決定につき、犯罪者予防更生法の定むるところにより審査を行い、決定すること。
- (3) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の定むるところにより、平和条約第11条による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷において刑を科せられた者に対する赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定、並びに一時出所の審理決定及び出所中の監督上必要な措置をとること。

中央更生保護審査会は、委員5人(「犯罪者予防更生法の一部を改正する法律(昭和29年4月1日法律第18号)」の施行により、委員3人を5人に改正。)をもつて組織し、委員は両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。委員はいずれも非常勤である。審査会の庶務的事務は保護局において処理する。

業務の実施状況

中央更生保護審査会における業務の実施状況については、(1)の関係事務については保護局恩赦課、(2)の事務については同局観察課、(3)については同局特別調査課においてそれぞれ当該庶務事務を掌理され、この年鑑における保護局各課の業務実施状況の項において詳述されており、ここには省略する。

(6) 法制審議会

法務省設置法第13条第2項

法規

法制審議会令 (昭和24年5月31日 政令第134号)

改正 昭和27年7月31日 政令第305号
昭和29年12月27日 政令第322号

目的及び組織の概要については、所管部局である法務大臣官房調査課の目的の項の4(60頁)参照。

業務の実施状況

1 総 会

第10回総会 昭和29年7月6日に開かれ、新たに諮問された諮問第10号から第14号までについて審議した結果、「民法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」との、諮問第10号については民法部会、「商法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」との諮問第11号については商法部会、「強制執行及び競売に関する制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」との諮問第12号及び「執行吏制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」との諮問第13号については、強制執行制度部会を、それぞれ設置して調査審議することに決定した。

2 司法制度部会

(1) 第8回 昭和29年1月16日に開かれ、昨年度から継続して裁判所の制度の改善に関する諮問第9号について調査審議し、最終的結論に到達することはできなかったが、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」が本年6月1日から失効することに伴う善後措置の関係もあるので、多数の委員の意見に基き、下記のとおり部会長から法制審議会会長あてに中間報告をすることになった。

記

- 1) 最高裁判所の機構その他裁判所の制度の問題については、なお、当部会において引き続き検討する。
- 2) 民事については、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」の善後措置を民事訴訟法部会において検討されたい。
なお、当部会においては、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反をも上告理由とし、上告に関する適法要件を原裁判所に審査させることとする等上告手続を改正し、簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張する等の方法を考慮し、最高裁判所の負担を調整することを相当と考える。
- 3) 刑事についても、上告手続の改正の要否等について刑事法部会において検討されたい。

(2) 第9回 昭和29年7月21日に開かれ、最高裁判所の機構の問題について審議したが、この問題は、民事及び刑事の上訴制度にも関連するので、それらの点と共に総合的に調査審議するため、司法制度部会、民事訴訟法部会及び刑事法部会の3部会から小委員を選出し、上訴制度に関する合同小委員会を設置して同小委員会においてこの問題を調査審議し、その結論について各部会において審議するのが適当であるとの意見に到達した。

3 刑事法部会

第14回及び第15回 昭和29年8月4日及び同年8月7日の2回にわたって開かれ、刑

事訴訟法の改正を主として刑事の上告制度の改正の要否について調査審議したが、この問題は刑事法のみ問題でなくわが国裁判所制度全般及び民事上告制度の問題とも関連するので、司法制度部会第9回会議において決定した方法によつて審議するのが適当であるとの意見に到達した。

4 民事訴訟法部会

(1) 第8回 昭和29年1月21日から1月23日にわたって開かれ、民事訴訟法の改正、主として最高裁判所における民事上訴事件の審判の特例に関する法律の失効に対する善後措置について、司法制度部会からの勧告もあつたので、調査審議した結果、民事訴訟法等改正要綱として下記のとおり中間報告案を決定し、昭和29年1月23日部会長から法制審議会会長あて報告することとして閉会した。

民事訴訟法等改正要綱

第1 上告手続の改正

- 1 上告理由を判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背に限ること。
- 2 上告に関する適法要件を欠くことが明らかな場合には、原裁判所において上告を却下することができるものとする。

第2 仮差押、仮処分事件の上告の制限

仮差押又は仮処分に関してした判決に対しては、通常の上告を許さないものとし、憲法違反を理由とするときに限り、最高裁判所に特に上告をすることができるものとする。

第3 仮執行宣言附判決に対する上告提起等の場合における執行停止等の要件の加重

- 1 仮執行の宣言を附した判決に対し上告の提起があつた場合において、強制執行の一時停止等を命ずることができるのは、執行により償うことができない損害を生ずべきことの疎明があつたときに限ること。
- 2 特別上告又は再審の訴の提起があつた場合において、強制執行の一時停止等を命ずることができるのは、不服の理由として主張した事情が法律上理由があると見え、且つ、事実上の点につき疎明があつたときに限ること。

第4 調書及び判決の方式等の合理化

- 1 口頭弁論調書その他の調書には、期日における審判に関する重要な事項を記載するものとし、その方式等については、最高裁判所規則の定めるところにゆだねること。
- 2 判決は、主文のほか事実及び争点並びに理由を明らかにしなければならないものとし、その方式等については、最高裁判所規則の定めるところにゆだねること。

第5 簡易裁判所の事物管轄の範囲の拡張

- 1 簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張すること。
- 2 右に伴い最高裁判所は、必要があるときは、最高裁判所の定めるところにより、特に指定する簡易裁判所にその所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の他の簡易裁判所の民事訴訟に関する事務の全部又は一部を取り扱わせることができるものとする。

(2) 第9回 昭和29年7月29日に開かれ、民事訴訟法の改正、主として民事上訴制度の改正の要否について調査審議したが、この問題は民事訴訟法のみのものでなく、わが国裁判所制度全般及び刑事上告制度の問題とも関連するので、司法制度部会第9回会議において決定した方法によつて審議するのが適当であるとの意見に到達した。

5 上訴制度に関する合同小委員会

前記のとおり司法制度、民事訴訟法及び刑事法の3部会の意見によつて設置されたもので、3部会から選出された小委員によつて構成され、昭和29年8月以降活潑に審議を行つた。しかし、上訴制度の問題は、わが国司法制度の根幹に関するきわめて重要な問題で、各方面の意見が対立しているため、依然として結論に到達するに至らず、次年度に継続して審議を続行することになった。

6 民法部会

民法の改正に関する諮問第10号について調査審議するために昭和29年7月6日新たに設けられた民法部会は、昭和29年9月7日に第1回会議を開き、同日同部会に小委員会を設け、同小委員会は、昭和29年9月以降活潑に会議を開き、主として民法の中親族編及び相続編の改正について検討した。この親族編及び相続編の規定は、昭和22年の全面改正の際には、新憲法の要請に従つて早急に成案を得る必要があつた関係上、憲法上直接関連のない事項については、旧法の規定がそのままに踏襲されているものもかなり多く、また、この改正の際旧法の規定が実質的に改正された部分についても、今日までの改正法運用の実績に照して再検討を必要とするものもあるもので、これらの全般につき再検討するために調査審議中である。

7 商法部会

商法改正に関する諮問第11号について調査審議するために昭和29年7月6日新たに設けられた商法部会は、昭和29年8月3日に第1回会議を開き、同日同部会に小委員会を設け、同小委員会は爾後昭和29年9月以降活潑に会議を開き、主として商法中会社編の規定について検討した。さきに、会社編を中心とする大改正が行われたのではあるが、この改正は占領下において早急に立案された関係上、わが国における経済界の実情にそわない点があり、運用上、欠陥があるとされ、経済界の各方面で再改正を要望している点も少くないので、これらの点について再検討するために調査審議中である。

8 強制執行制度部会

諮問第12号「強制執行及び競売に関する制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」及び諮問第13号「執行吏制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」について調査審議するために、昭和29年7月6日新たに設けられた強制執行制度部会は、昭和29年7月26日に第1回会議を開き、同日同部会に小委員会を設け、同小委員会は昭和29年9月以降活潑に会議を開いて強制執行制度競売制度及び執行吏制度の全般につき検討を開始した。

(7) 民事行政審議会

法務省設置法第13条

法 規

民事行政審議会令 (昭和24年5月31日
政令第135号)

改正 昭和27年7月31日政令第305号

(所掌事務)

第1条 民事行政審議会(以下「審議会」という。)は、法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍その他民事行政の改善について調査審議する。

(組 織)

第2条 審議会は、法務事務次官及び委員50人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第3条 委員及び臨時委員は、関係各庁の職員又は学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

2 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第4条 法務事務次官は会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、法務省民事局において処理する。

(雑 則)

第6条 審議会の議事の手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(省略)

業務の内容及び実施状況

民事行政審議会は、登記戸籍その他民事行政の改善について、法務大臣の諮問に応じて、その事項につき調査、審議することを目的とする。

1 登記・台帳関係

登記部会は、登記制度及び土地台帳、家屋台帳制度の進歩改善を図る外、登記及び土地台帳、家屋台帳に関連する種々の事項につき必要な調査、研究を行うため第一線実務家等の意見を聞くことを主たる目的として法務省に設置された諮問機関である民事行政審議会の部会であつて、その会議は臨時委員及び法務省の関係職員列席の下に開催される。

昭和29年度中特記すべき事項は次のとおりである。

昭和29年2月19日法務省会議室において開催され、委員及び法務省職員、東京法務局民事行政部長、登記課長、日本橋出張所長、横浜、浦和、千葉、宇都宮、前橋、静岡の各地方法務局登記課長が出席し、(1) 仮受付の慣行を廃止することの可否、(2) 不動産及び登記名義人の表示変更登記の中間省略の可否、(3) その他登記事務の簡素化及び能

率化に関する各委員提出問題等について協議を行い、(1)については廃止を可とするが、(イ)不動産登記法施行細則を改正し、登記所の受付時間を定める。(ロ)申請書に貼付の印紙に消印後申請の取下があつた場合の印紙の未使用証明方法を一定する。(2)については、(イ)不動産の表示変更(分合を除く.)が数回なされたときは、直ちに現状に変更の登記をなしうる。(ロ)不動産の表示変更(分合を除く.)後その不動産が滅失したときは、直ちに滅失の登記をなしうる。(ハ)登記名義人の表示変更が数回なされたときは、直ちに現状に変更の登記をなしうる。(ニ)登記名義人の表示変更後その権利が移転し又は消滅したときは、直ちに権利の移転又は消滅の登記をなしうるとの結論を得、更に各委員提出問題等についても意見の交換を行つたが、これらの成果は今後における事務運営面の改善等に資すること大なるものがあつた。

2 戸籍・住民登録関係

民事行政審議会戸籍部会(住民登録を含む.)は、戸籍制度並びにこれに基く人口動態統計及び住民登録制度の改善発展を図る外、その他戸籍及び住民登録に関する必要な調査、研究を行うため、第一線市町村実務家の意見を聴取することを主たる目的として、法務省に設置された諮問機関である。

従つて同部会は、市区町村の戸籍及び住民登録関係職員及び法務局、地方法務局の戸籍課長等をもつて任命する委員と、随時招集する法務省関係者、家庭裁判所、厚生省、総理府統計局、東京都その他関係職員の列席の下に開催されるものである。

昭和29年度においては数回開催されたが、そのうち特記すべき事項は次のとおりである。

3月19日午前10時から法務省会議室において、委員14名、参列員7名、法務省関係職員8名出席し、(イ)現地指導官制度の運営について、(ロ)戸籍副本の整理保存の改善について、(ハ)住民登録事務の運用について等について意見の交換が行われた。即ち(イ)については、現地指導官制度を今後より以上強化すること等、(ロ)については、戸籍副本を年毎に編綴すること等、(ハ)については、住民登録制のより適確な実施を図るため関係法令と法的関連を設けること等について各委員から活潑な発言がなされ、今後の施策の参考に資するところ大なるものがあつた。

(8) 矯正審議会

法務省設置法第13条

法 規

矯正審議会令 (昭和24年5月31日
政令第136号)

改正 昭和27年7月31日政令第305号
同 29年7月30日同 条220号

内閣は、法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 矯正審議会(以下「審議会」という.)は、法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について、調査審議する。

2 審議会は、その審議にかかる企画を特定の矯正施設に試験的に実施することを法務大臣に勧告し、又は前項の事項について、関係各行政機関に建議することができる。

(組 織)

第2条 審議会は、法務大臣及び委員199人以内で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、厚生、治安その他矯正に関連する事務をつかさどる行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

4 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。

但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第3条 法務大臣は、会長として会務を総理する。

2 法務大臣に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 審議会に、中央矯正審議部会、地方矯正審議部会及び矯正科学審議部会を置く。

2 地方矯正審議部会は、各矯正管区ごとに置き、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の名を冠する。

第5条 中央矯正審議部会においては、左に掲げる事項のうち、主として二以上の矯正管区に関連する事項を調査審議する。

1 収容者の教育、保健その他の処遇、収容施設の改善及び職員の一般的訓練等矯正に関する重要事項

2 刑務作業の改善、これと私企業及び自由労働との調整その他刑務作業に関する重要事項

2 地方矯正審議部会においては、前項各号に掲げる事項のうち、それぞれその対応する矯正管区に関連する事項を調査審議する。

3 矯正科学審議部会においては、左に掲げる事項を調査審議する。

1 医学、精神医学、心理学、教育学、社会学及び統計学の総合的見地からする刑務所、拘置所及び少年院その他の矯正施設における収容者の分類及び処遇の科学的管理の企画に関する事項

2 医学、精神医学、心理学、教育学、社会学及び統計学の専門知識を必要とする矯正職員の教養訓練に関する事項

第6条 審議会の委員は、法務大臣の指名に基づき、いずれかの部会に属するものとする。

2 各部会に属する委員の数は、中央矯正審議部会にあつては13人から25人まで、各地方矯正地方審議部会にあつては9人から21人まで、矯正科学審議部会にあつては6人とする。

3 中央矯正審議部会又は各地方矯正審議部会に属する委員の過半数は、学識経験のある者のうちから任命された委員でなければならない。

4 矯正科学審議部会に属する委員は、学識経験のある者のうちから任命された委員でなければならない。

第7条 各部会に属する学識経験者たる委員のうち、それぞれその部会に属するすべての委員によつて選出された者は、部会長として部会の事務を総理する。

2 前項の規定によつて選出された者に事故があるときは、あらかじめ同項に準じて選出された委員がその職務を代理する。

第8条 審議会は、部会の決議をめぐつて、審議会の決議とすることができる。

第9条 中央矯正審議部会及び各地方矯正審議部会は、2月に1回以上、矯正科学審議部会は、毎月1回以上開くことを例とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、幹事又は書記として法務大臣が指名する法務省の職員が行う。

(雑則)

第11条 この政令に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、法務大臣が定める。

附則(省略)

目的

矯正審議会は、法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議することを目的とし、従前の矯正保護審議会のそれに同じである。

業務の内容及び実施状況

昭和24年6月1日、法務庁が法務府に改組された際、さきに刑務委員会官制(昭和22年政令第305号)及び矯正科学審議会令(昭和23年政令第391号)によつて設置された刑務委員会及び矯正科学審議会に替つて、これらを一つとした矯正保護審議会が設置され、それは、昭和27年8月1日法務府が法務省に改められるとともに、その名称が矯正審議会に改められたのであるが、その所掌事務、組織、部会等においては、従前の矯正保護審議会のそれに同じである。

矯正審議会の活動については、従前どおり、中央に中央矯正審議部会及び矯正科学審議部会が、地方に各矯正管区ごとの地方矯正審議部会が置かれており、それぞれ、矯正審議会令第5条の規定による調査審議を行つている。

本年度は、中央において、矯正科学審議部会並びに矯正医学専門委員会の審議が行われたが、主な審議事項は次の通りである。

- 1 矯正施設における精神薄弱者の処遇対策について
- 2 本年度における矯正医学研究について
- 3 矯正医学会総会開催について

また地方矯正審議部会においても活潑な動きがみられ、矯正の実際面の向上に資してい

ることが報告されている。

なお、従来の中央刑務審議部会及び地方刑務審議部会の名称が本年7月30日政令第220号をもつて、それぞれ中央矯正審議部会及び地方矯正審議部会に改められた。

(9) 更生保護事業審議会

法務省設置法第13条
更生緊急保護法第11条、第15条

法規

更生保護事業審議会令 (昭和25年6月12日)
政令第187号

改正 昭和27年7月31日政令第305号

(所掌事務)

第1条 更生保護事業審議会(以下「審議会」という。)は、更生緊急保護法第11条及び第15条の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(組織)

第2条 審議会は、法務大臣及び委員15人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第3条 委員及び臨時委員は、更生保護に関係のある行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第4条 法務大臣は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、法務省保護局において処理する。

(雑則)

第6条 この政令に定めるもののほか、議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

業務の内容

更生保護事業審議会(以下「審議会」という。)は、法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について、調査審議するため設置された法務省の附属機関であつて、更生緊急保護法の定めるところにより、法務大臣は次の場合には審議会の意見を聞かなければならないことになつている。

- (1) 国及び地方公共団体以外の者から申請のあつた更生保護事業の経営を認可し、又は認可しない処分をするとき。
- (2) 更生保護会の建物その他の設備及び構造、更生保護の実務に当る幹部職員の資格条件、及び被保護者に対する教養、給養、その処遇方法等に関する法務省令を定めると

き。

(3) 更生事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は認可を取り消すとき。

審議会は、更生保護事業審議会令（昭和25年政令187号）の定めるところにより、法務大臣及び委員15人以内をもつて組織し、そのほか特別の事項を審議するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。委員及び臨時委員は、更生保護に係る行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから法務大臣が任命する。委員及び臨時委員は、いずれも非常勤である。

業務の実施状況

審議会は、本年において法務大臣の諮問に応じ、隔日毎に開催され、(イ)更生保護事業を営む者（更生保護会）の経営の認可、(ロ)更生保護事業を営む者の監督及び寄付金募集に関する規則制定、(ハ)昭和29年度補助金基準等の諮問事項につき調査審議し、意見を答申している。

(10) 保護司選考会

法務省設置法第13条
保護司法第5条

組織及び目的

1 保護司選考会（以下「選考会」という。）は、保護司法に定める保護司の委嘱及び解嘱に関する法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問機関として設置された法務省の附属機関であつて、各保護観察所（全国49箇所）の所在地に置かれる。選考会の委員は、委員16人（東京に置かれる保護司選考会にあつては15人）以内をもつて組織し、委員は次に掲げる者のうちから法務大臣が委嘱する。

- 1 地方裁判所長又は家庭裁判所長
- 2 検事正
- 3 弁護士会長
- 4 矯正施設の長の代表
- 5 保護観察所長
- 6 保護司代表
- 7 都道府県公安委員会委員長
- 8 都道府県教育委員会委員長
- 9 都道府県民生委員審査会委員長
- 10 都道府県職業安定審査会会長
- 11 学識経験者

委員には給与を支給しない。保護司法で定めるもののほか、選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、法務省令で定められる。

業務の実施状況

選考会は、法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて開催し、保護司全

国定数22,500の委嘱及び解嘱について意見を答申するほか、保護区及び保護司の定数、その他保護司制度の向上に関し、法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて意見を述べ、保護司制度の運用のうえに重要な機能を果している。

(11) 副検事選考審査会

法務省設置法第13条
検察庁法第18条第2項

目的

検察庁法第18条第2項に規定する副検事の任命の選考に関する事務を行う。

業務の内容

昭和29年12月27日政令第325号をもつて検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）の一部を改正する政令が公布され、同日から施行された。この改正の結果、検察庁法第18条第2項第2号の規定によつて、選考により副検事に任命されるために必要と定められている職の在職期間に、新たに、9級職以上の検察事務官の在職年数が算入されることとなり、新進有能の検察事務官から副検事に任用される途が拓かれた。

本年度の副検事選考は、この改正を待つて実施する予定であつたので、その実施は翌年に持ち越された。

(12) 検察官特別考試審議会

法務省設置法第13条
検察庁法第18条第3項

目的

検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行う。

内容

(1) 審査会は、委員5人（法務事務次官、法務省刑事局長、次長検事、最高裁判所事務総長及び日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士）をもつて組織し、検察官特別考試を行う場合において必要があるときは、学識経験者の中から臨時委員を法務大臣が任命する。

試験は筆記及び口述の方法で行われ、筆記試験は、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、検察の実務及び商法、民事訴訟法、破産法、行政法、国際私法、労働法、法医学、刑事政策のうち受験者が選択する2科目について行い、口述試験は憲法、刑法、刑事訴訟法、検察の実務について行う。

司法試験の第2次試験の合格者に対しては、検察の実務の筆記試験及び口述試験以外の筆記試験及び口述試験を、司法科試験以外の高等試験の合格者に対しては、高等試験において受験した筆記試験及び口述試験を、筆記試験の合格者に対しては次回の筆記試験を、それぞれその者の願により免除する。

政令で定めるものの外審査会の運営及び検察官特別考試の施行に関する細則は審査会が定める。

(2) 関係法規

イ) 検察庁法(昭和22年4月16日法律第61号)

ロ) 検察官特別考試令(昭和25年12月11日政令第349号)

業務の実施状況

検察官特別考試試験は昭和26年度より毎年1回実施され、昭和29年2名が合格したので累計18名が、この特別考試合格者として検事に任用されている。

(13) 公証人審査会

法務省設置法第13条

法規

公証人審査会令(昭和24年5月31日
政令第138号)

改正 昭和27年7月31日政令第305号

(所掌事務)

第1条 公証人審査会(以下「審査会」という。)は、公証人法(明治41年法律第53号)

第13条の2の選考並びに同法第15条第2項及び第81条の議決を行う。

(組織)

第2条 審査会は、法務事務次官及び委員6人で組織する。

2 委員は、法務省の職員及び公証人のうちから、各3人ずつを法務大臣が任命する。

第3条 審査会に予備委員4人を置く。

2 予備委員は前条第2項に掲げる者のうちから、各2人ずつを法務大臣が任命する。

第4条 委員及び予備委員の任期は2年とし、これに欠員が生じた場合の補欠の委員及び予備委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び予備委員は非常勤とする。

第5条 法務事務次官は、審査会の会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指命する委員がその職務を代理する。

第6条 委員中に事故があるとき、又は欠員があるときは、会長は、同種の資格を有する予備委員のうちから代理を命ずる。

(議事)

第7条 審査会は、会長及び委員をあわせて5人以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条 会長、委員又は予備委員は、自己又はその親族に関する事件の会議に関与することができない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、法務省民事局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるものの外、議事の手続に関し、必要な事項は、会長が定める。

業務の内容

公証人審査会は、(1) 公証人法第13条の2による公証人特別任用のための選考(2) 同法第15条の第2項による身体又は精神の衰弱に因り職務執行不能の公証人免職の議決(3) 同法第81条による公証人懲戒の議決を行う。

業務の実施状況

公証人は裁判官(簡易裁判所判事を除く、以下同じ。)検察官(副検事を除く、以下同じ。)又は弁護士資格を有する者の中から任命されるのが通常であるが、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がない場合及びその職務を行うことができない場合に限り、多年法務に携り裁判官、検察官又は弁護士に準ずる学識経験を有する者の中から公証人審査会の選考を経て任命されることがある。

この場合法務大臣は、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がおらず、又は公証人がいても職務を行うことができないため、公証人の任命を必要と認めるときは、前項の資格を有する公証人志願者の中から適任者を選出し、公証人審査会の選考に附するのである。公証人審査会は、法務大臣の選考の要求に基き委員を招集し、審査会を開いて当該事案につき適否を審査し、多数決により議決を行い選考の結果を法務大臣に答申する。法務大臣は、右の答申に基き当該事案を処理する。

本年において選考を行つたのは、5件であつた。

次に、公証人が身体又は精神の衰弱により公証人の職務を遂行するのに支障を生ずるような健康状態になつたときは、法務大臣は公証人の意思に拘らずその職務を免ずることができ、職務の遂行に支障を生ずる健康状態の判定に公正を期するため、公証人審査会の議決を求めるのである。この場合公証人審査会は、法務大臣の要求に基き、委員を招集し、審査会を開いて事案を審議し、議決し、その結果を法務大臣に答申する。法務大臣は、右の答申に基き当該事案を処理する。

本年においては、この事案はなかつた。

次に、公証人が職務上の業務に違反したとき、又は公証人に品位を失墮するような行為があつたときは、懲戒に付せられるのであるが、懲戒には誹責、過料、停職、転属、免職の5種があり、そのうち誹責については法務大臣がこれを行うが、過料、停職、転属、免職の4種は、重要な懲戒処分であるので、公証人審査会にその議決を求めるのである。この場合に公証人審査会の議決答申方法は前項と同様であり、法務大臣は右の答申に基いて当該事案を処理する。

本年においては、この事案はなかつた。

公証人審査会は、以上の業務を行うのであるが、その組織、会議開催の定足数、議決要件、除斥等に関しては公証人審査会令に規定がある。

公証人審査会の庶務、すなわち、公証人審査会委員の任免、公証人審査会の審査事項の決定、資料の収集、調製、開催期日の決定、委員の招集及び議決事項の執行手続等に関する事務は民事局第一課で行っている。(公証人審査会令第9条、法務省組織令第10条)

(14) 土地家屋調査士試験委員

法務省設置法第13条

法 規

土地家屋調査士試験委員令 (昭和26年8月21日
政令第288号)

改正 昭和27年7月31日政令第305号

(所管業務)

第1条 土地家屋調査士試験委員(以下「試験委員」という.)は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第5条第1項の試験(以下「試験」という.)に関する事務をつかさどる。

(組 織)

第2条 試験委員は、法務省民事局長及び委員10名以内で組織する。

第3条 委員は、試験ごとに、学識経験を有する者のうちから任命する。

2 委員は、非常勤とする。

第4条 法務省民事局長は、委員長として試験委員の事務を総括する。

(庶 務)

第5条 試験委員の庶務は、法務省民事局において処理する。

附 則(省略)

業務の実施状況

昭和29年における土地家屋調査士試験は、10月3日(日曜)に行われたが、これに先立ち7月20日委員5名が任命され、8月2日第1回委員会が招集され、試験の方法、特に試験問題の形式、内容等につき審議した。

試験実施後においては、第2回委員会を開き採点方法、合格点の決定等に関する審議を行った

3 地方支分部局

(1) 法務局及び地方法務局

法務省設置法第13条の2

法 規

法務局及び地方法務局組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第3号
昭和27年8月1日法務省令第7号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の2第5項の規定による法務局及び地方法務局の組織の細目並びに同条第7項の規定による支局及び出張所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 法務局の訟務部においては、左の事務をつかさどる。

1 民事に関する争訟に関する事項 2 行政に関する争訟に関する事項

2 法務局の民事行政部においては、左の事務をつかさどる。

1 国籍に関する事項 2 戸籍及び住民登録に関する事項 3 登記に関する事項

4 土地台帳及び家屋台帳に関する事項 5 供託に関する事項 6 公証に関する事項

7 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

3 法務局の人権擁護部においては、左の事務をつかさどる。

1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項 3 人権擁護委員に関する事項 4 自由人権思想の啓蒙宣伝に関する事項 5 人身保護に関する事項 6 貧困者の訴訟援助に関する事項 7 その他他人権の擁護に関する事項

第3条 削除

第4条 法務局に第2条に規定する部の外、庶務課及び会計課を置き、法務局訟務部に第一課及び第二課を置き、法務局民事行政部に総務課、登記課、戸籍課及び供託課を置き、法務局人権擁護部に第一課及び第二課を置く。

2 地方法務局に総務課、会計課、登記課、戸籍課、供託課、訟務課及び人権擁護課を置く。

第5条 法務局の庶務課においては、左の事務をつかさどる。

1 局長の官印及び局印の管守に関する事項 2 人事に関する事項 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項 4 統計報告に関する事項

2 法務局及び地方法務局の会計課においては、会計に関する事務をつかさどる。

第6条 法務局訟務部の第一課においては、第2条第1項第1号の事務を、第二課においては、同項第2号の事務をつかさどる。

2 地方法務局の訟務課においては、第2条第1項の事務をつかさどる。

第7条 法務局民事行政部の総務課においては、左の事務をつかさどる。

1 第2条第2項第6号及び第7号の事項 2 他の課の所掌に属さない事項

2 地方法務局の総務課においては、第5条第1項及び前項の事務をつかさどる。

第8条 法務局民事行政部及び地方法務局の登記課においては、第2条第2項第3号及び第4号の事務をつかさどる

第9条 法務局民事行政部及び地方法務局の戸籍課においては、第2条第2項第1号及び第2号の事務をつかさどる。

第10条 法務局民事行政部及び地方法務局の供託課においては、第2条第2項第5号の事務をつかさどる。

第10条の2 法務局人権擁護部の第一課においては、第2条第3項第2号から第7号までの事務を、第二課においては、同項第1号の事務をつかさどる。

2 地方法務局の人権擁護課においては、第2条第3項の事務をつかさどる。

第11条 法務局及び地方法務局に局長を置き、法務事務官のうちから法務大臣が任命する。

2 局長は、法務大臣の指揮監督を受け、当該法務局又は地方法務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 法務局長は、当該法務局の管轄区域内における地方法務局の事務を指揮監督するものとする。

第12条 各部に部長を、各課に課長を置き、法務事務官のうちから法務大臣が任命する。

2 部長は上司の命を受けて、部の事務（前条第3項の規定による指揮監督に関する事務を含む。）を掌理する。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第13条 法務局又は地方法務局の支局においては、第2条第2項第1号から第5号までの事務をつかさどる。但し、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和23年政令第306号）第1条第2項の規定による支局については、同令の定めるところによる。

2 法務局又は地方法務局の出張所においては、第2条第2項第3号及び第4号の事務をつかさどり、その出張所のうち別に指定するものにおいては、同項第5号の事務をもつかさどる。但し、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第1条第2項の規定による出張所については、同令の定めるところによる。

3 局長は、支局に第2条第1項又は第3項の事務を、支局又は出張所に同条第2項第7号の事務を取り扱わせることができる。

第14条 支局に支局長を置き、法務事務官のうちから法務大臣が任命する。

2 出張所に出張所長を置き、法務事務官のうちから局長が任命する。

第15条 支局長又は出張所長は、局長の指揮監督を受けて、当該支局又は出張所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 局長は、支局長にその管轄区域内における出張所の事務を指揮監督させることができる。

第16条 法務局長又は地方法務局長は、この規程の定めるものの外、法務大臣の認可を得て、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所の執務細則を定めることができる。

附 則（省略）

法務局・地方法務局所在地及び管轄区域（昭和29年12月31日現在）

局 名	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区霞ヶ関1の1	註 東京以下北海道を除く都府県は名称と管轄区域の都府県名とが合致するので省略する。
横 浜	横浜市中区山下町113	
浦 和	浦和市北浦和町5の36	
千 葉	千葉市吾妻町3の63	
水 戸	水戸市北三の丸125	
宇 都 宮	宇都宮市四条町1,343	
前 橋	前橋市神明町14	
静 岡	静岡市相生町2の40	
甲 府	甲府市水門町3	
長 野	長野市大字鶴賀字高築地1,481の1	
新 潟	新潟市川岸町1の49	
大 阪	大阪市東区谷町2の31	
京 都	京都市中京区竹屋町通り柳馬場東入る菊屋町245	
神 戸	神戸市生田区中山手通7の100の18	
奈 良	奈良市高畑町778の1	
大 津	大津市湖南町21の5	
和 歌 山	和歌山市3番丁2の2	
名 古 屋	名古屋市東区葵町14の13	
津	津市丸之内殿町2,083の5	
岐 阜	岐阜市西野町7の32	
福 井	福井市豊島中町14の5	
金 沢	金沢市大手町9	
富 山	富山市西田地方町354	
広 島	広島市基町1	
山 口	山口市今道29の1	
岡 山	岡山市弓之町123	
鳥 取	鳥取市東町202	
松 江	松江市母衣町50の1	

局名	所在地	管轄
福岡	福岡市浜町22	
佐賀	佐賀市水ヶ江町199の5	
長崎	長崎市本博多町13, 14, 15	
大分	大分市大字大分 5,932	
熊本	熊本市大江町九品寺597	
鹿児島	鹿児島市山下町119	
宮崎	宮崎市西二葉町1の2	
仙台	仙台市北一番町63	
福島	福島市御山町17	
山形	山形市六日町字北東原238の3	
盛岡	盛岡市内丸11	
秋田	秋田市手形西新町1の9	
青森	青森市大字大野字北片岡170	
札幌	札幌市南一条西26丁目183	北海道の内 札幌市 夕張市 岩見沢市 美唄市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 札幌郡 石狩郡 厚田郡 浜益郡 千歳郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 幌別郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 静内郡 三石郡 様似郡 幌泉郡 忍路市 余市郡 古平郡 美国郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 空知郡の内 北村 栗沢村 幌向村 三笠町 砂川町 上砂川町 奈井江町 滝川町 江部乙村 歌志内町 芦別町 赤平町 勇払郡の内 安平村 厚真村 鶴川村 穂別村 磯谷郡の内 南尻別村

局名	所在地	管轄
函館	函館市新川町28	北海道の内 函館市 松前郡 上磯郡 亀田郡 檜郡 磯谷郡 大森郡 志都郡 磯谷郡 寿都郡 磯谷郡 磯谷村
旭川	旭川市九条通11丁目左3号	北海道の内 旭川市 留萌市 稚内市 上川郡(石狩国) 上川郡(天塩国) 留萌郡 利尻郡 (天塩国) 枝幸郡 苫前郡 礼文郡 空知郡の内 音江村 中富良野町 東山村 上富良野町 富良野町 南富良野村 山部村 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 紋別町 滝上町 雄武町 上落滑村 上落滑町 落滑村 西興部村
釧路	釧路市柏木町78	北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 阿寒郡 厚岸郡 川上郡 河西郡 十勝郡 河西郡 十勝郡 十勝郡 網走郡 室津郡 帯広市 川尾郡 里咲郡 根室郡 津花目 帯広市 川尾郡 里咲郡 紋別郡の内 生田原村 白滝村 遠軽町 上湧別村 丸瀬布村 下湧別村
高松	高松市寿町2の8	
徳島	徳島市新蔵町2の18, 19	
高知	高知市小津町22, 23	
松山	松山市出淵町1の24	

備考 { 局名の中ゴギツクは法務局, 他は地方法務局である.
 法務局数 8
 地方法務局数 41

法務局・地方 法務局	支局及び出張所	法務局・地方 法務局	支局及び出張所	
	あき げ ざお やま い な なか なが 旦 開 遠 山 伊 那 中 箕 高 遠 辰 野 飯 島 駒 輪 根	京 都 (5) [29] き ず なかわ せの べ び 木 津 中 和 東 園 部 瑞 かみ わ かつ かめ おか しう ざん び 上 和 知 亀 岡 周 山 宮 宮 津 岩 滝 加 悦 養 みや つ いわ たき か や ろ 峯 やま あみ の たい ざ り 舞 ずる おか だしも ひがし さい ずる ほそ 見 下 夜 久 野 の 大 江 あや 綾 部 中 上 林	神 戸 (10) [44] びよう ぐ にしの みや かげ あし や 兵 庫 西 宮 御 影 芦 屋 ひら の 野 伊 丹 中 谷 三 田 あき 崎 明 石 三 木 中 吉 川 さき 崎 かい 柏 原 佐 治 春 日 部 ひめ 姫 じ路 飾 磨 家 島 網 干 か 鹿 谷 阿 弥 陀 加 古 川 田 原 あわ 栗 が 賀 社 小 野 の 北 条 なか 村 西 脇 竜 竜 赤 山 香 住 たい 太 子 相 生 河 崎 香 住 さ 佐 用 三 河 崎 香 住 さよ 豊 岡 城 八 湯 村 洲 い 出 石 岡 湯 村 洲 むら 村 かり 仮	奈 良 (3) [25] や ぎう こおり やま たつ た び 柳 生 郡 山 竜 田 富 雄 はりが べつ たん ぼい さい くら い たら とも 針 ケ 別 所 丹 波 市 桜 井 田 原 本 かつ ぎ ち はん はん 八 木 高 取 葛 城 箸 尾 や 八 木 高 取 お 所 宇 陀 原 高 取 お 小 川 四 郷 五 条 黒 滝 しも 下 市 上 市 十 津 川 上 てん 天 川 大 塔 下 北 山 川 上
新 潟 (9) [56] うち の まき しろ ね にい つ 内 野 卷 白 根 新 津 村 松 亀 田 津 川 三 条 なが さわ か も よし だ じ 長 沢 加 茂 吉 田 地 蔵 堂 つばめ 燕 新 発 田 水 原 葛 塚 なか じよう 村 上 さる 沢 荒 川 郷 や 八 幡 長 岡 片 貝 関 原 与 板 寺 泊 枋 尾 竹 沢 見 附 小 千 谷 小 出 須 原 さう 十日 町 千 手 下 船 渡 柏 崎 たか 高 浜 千 谷 沢 高 柳 出 雲 崎 い 井 鳥 坂 直 江 津 瀧 町 あ 新 井 鳥 坂 直 江 津 瀧 町 か 柿 崎 吉 川 関 山 高 士 やす 安 塚 松 代 松 之 山 糸 魚 川 ね 根 知 下 早 川 能 生 相 川 そ 外 海 府 河 津 真 野 小 木 まつ 松 ヶ 崎	大 阪 (2) [27] きた 江 戸 堀 市 岡 今 宮 天王 寺 中 野 吹 田 茨 木 たか 高 槻 池 田 豊 中 地 黄 にし 西 能 勢 枚 方 守 口 四 条 吸 や 八 尾 繩 手 塚 鳳 黒 山 ふる 古 市 富 田 林 長 野 岸 和 田 さ 佐 野 尾 崎 泉 大 津 南 池 田	大 阪 (2) [27] しも 下 京 上 賀 茂 嵯 峨 向 日 よ 淀 伏 見 城 陽 田 辺		

法務局・地方 法務局	支局及び出張所	法務局・地方 法務局	支局及び出張所	
大 津 (3) [28] かた た せ た く つ もり やま 堅 田 瀬 田 草 津 守 山 なか ざり 今 津 高 高 朽 木 水 口 甲 南 土 山 石 部 信 楽 彦 根 河 瀬 多 賀 愛 知 川 能 登 川 八 日 市 永 源 寺 はち 八 幡 武 佐 日 野 桜 川 なが 長 浜 春 照 米 原 速 水 しも 下 草 野 木 之 本 塩 津	和 歌 山 (4) [36] かい 南 西 山 東 山 口 加 茂 海 南 湯 湯 湯 湯 湯 湯 湯 み 箕 島 湯 湯 湯 湯 湯 湯 いわ 岩 出 安 楽 川 東 野 上 下 神 野 み 妙 寺 九 度 山 橋 本 高 野 あ 麻 生 津 粉 河 田 辺 栗 栖 川 あ 朝 来 周 参 見 江 住 川 添 く 串 本 南 部 上 山 路 御 坊 し 印 南 由 良 船 着 丹 生 新 宮 三 津 ノ 古 座 那 智 み 三 尾 川 下 里 本 宮 九 重	名 古 屋 (5) [46] ふる 古 沢 有 松 広 路 西 志 賀 せ 瀬 戸 春 日 井 小 牧 富 田 つ 津 島 甚 目 寺 弥 富 一 宮 稲 沢 祖 父 江 布 袋 犬 山 葉 栗 半 田 内 海 師 崎 こ 常 滑 知 多 大 野 知 田 横 須 賀 お 緒 川 岡 崎 豊 富 福 岡 あ 安 城 知 立 刈 谷 碧 南 し 西 尾 幡 豆 一 色 幡 豆 横 須 賀 あ 足 助 大 沼 拳 母 藤 岡	津 (5) [39] す ぐり ず 鈴 鹿 一身 田 亀 山 村 主 久 居 川 口 多 氣 関 久 居 川 口 多 氣 なか 原 松 阪 川 原 上 野 あ 相 可 齋 宮 荻 原 阿 保 や 山 田 西 植 名 張 阿 保 よ 四 日 市 富 洲 原 名 張 野 員 あ 阿 下 喜 桑 名 宇 治 山 田 丸 うち 内 城 田 滝 原 鶴 倉 五 所 さ 鳥 羽 磯 部 鶴 方 大 王 き 木 本 南 輪 内 五 郷 殿 お 尾 呂 志 尾 鷲 海 山 長 島	岐 阜 (5) [42] な 那 加 笠 松 羽 島 北 方 根 尾 高 富 谷 谷 合 美 濃 か 神 淵 金 山 洞 戸 野 和 良 は 八 幡 垣 高 田 戸 大 野 揖 斐 お 大 久 瀬 良 高 須 今 尾 高 田 た 多 良 垂 井 御 尾 高 田 や 八 百 津 美 濃 加 茂 川 辺 白 川 た 多 治 見 歌 知 瑞 浪 中 津 川 え 恵 那 明 知 岩 村 付 下 た 高 山 庄 川 萩 原 原 呂 古 川 神 岡 上 宝
			東 郷 松 岡 越 廻 三 国	

支局及び出張所

長崎 (7) [40]
 戸村江浜 鹿地国 庄山宮小 隈原町 七馬見原府 濱砥用馬限府 益城田取 味堅志田取 味堅志田取
 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代 津上棚代
 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島 鹿島
 大分 (7) [39]
 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎 鶴崎
 大分 (8) [45]
 出合 出合 出合 出合 出合 出合 出合 出合 出合 出合

支局及び出張所

鹿兒島 (5) [52]
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島

鹿兒島 (5) [52]
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島

鹿兒島 (5) [52]
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島
 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島 鹿兒島

支局及び出張所

宮崎 (4) [37]
 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎
 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎
 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎 宮崎

仙台 (5) [38]
 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台
 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台
 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台 仙台

福島 (5) [46]
 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島
 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島
 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島 福島

支局及び出張所

山形 (5) [38]
 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形
 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形
 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形 山形

盛岡 (6) [40]
 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡
 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡
 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡

盛岡 (6) [40]
 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡
 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡
 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡 盛岡

法務局・地方 法務局	支局及び出張所	法務局・地方 法務局	支局及び出張所
秋田 (6) [42]	土崎五城目船越船川港 北蒲飯田川新屋和 能代沢目二ツ井森岳 鵜川本莊岩谷矢島 亀田平沢象潟東滝沢 下郷下川大内大館 扇田山瀬阿仁合米内沢 おろ合花輪毛馬内横湯 あ浅舞沼館大森増田 稲庭横堀西馬音内増田 お大曲角間川角館生保内 ろ六郷刈和野強首横沢	函館 (2) [19]	三石静内門別平取 小樽上余市古平上余別 岩内神恵内俱知安留寿都 南尻別
青森 (4) [35]	油川蟹田今別野内 小湊野辺地七戸乙供 田名部大間川内五所川原 原金子木小泊板柳石上 弘前西目屋高杉黒尾上 藤崎浪岡枯木町尾上 蔵館鱒ヶ沢深浦木造戸 稲垣車力八戸三の戸 けん吉市野沢田子五の戸 戸来百石三本木	旭川 (3) [24]	愛別美瑛比布東旭川 上富良野富良野深川沼田 名寄士別和寒美深 中川滝上紋別興部 枝幸浜頓別中頓別増毛 留萌焼尻羽幌香深 て塩駕泊香深
札幌 (5) [32]	江別恵庭当別石狩 厚田浜益岩見沢美唄 芦別滝川砂川月形 由仁夕張長沼室蘭 伊達あ虻た田善小牧厚真 川浦河様似似幌泉	釧路 (4) [25]	阿寒標茶厚岸 帯広幕別上士幌 芽室清水池田本別 西足寄浦幌豊頃広尾 大樹網走常呂美幌 斜里小清水北見上湧別 えん遠軽佐呂間根室別海 し標津

法務局・地方 法務局	支局及び出張所	法務局・地方 法務局	支局及び出張所
高松 (2) [22]	土庄池田草壁北浦 滝宮昭和丸龜坂出 栗熊琴平多渡津観音寺 豊浜詫間上高瀬財田大野	徳島 (3) [35]	高岡久礼佐川越知 上半山東津野構原窪川 仁淀安芸室戸和食 田野野根中村中筋 清水水三崎宿毛弘見 白田川大正江川崎
高知 (4) [35]	森大崎伊野三瀬上八川 久礼田本山豊永赤岡 山田美良布大枋須崎	松山 (5) [39]	北条中島川上原町 郡中中山山久万弘形 小田町大洲内子長浜 八多喜肱川八幡浜三瓶 三机三崎西条泉川 新居浜伊予三島土居新宮 小松丹原今治菊間 吉海伯方岩城宮浦 宇和島三間北字和三島 日吉松丸岩松吉田 宇和野村横林黒瀬川 じよ城辺

備考 全国の法務局・地方法務局の
 支局数 238
 出張所数 1,801
 供託事務を取扱う出張所数 155

(2) 矯正管区及び矯正施設

イ 矯正管区

法務省設置法第13条の5

法 規

矯正管区組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第6号
同 27年8月1日法務省令第7号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の5第3項の規定による矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 矯正管区に矯正管区長(以下「管区長」という)を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 管区長は、法務大臣の指揮監督を受けて、矯正管区の手務を掌理し、所属の職員を指揮監督し、その管轄区域内の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の長を指揮監督して、これらの矯正施設の適切な運営管理を図り、且つ、管区の区域内に設けられる地方更正保護委員会と協力するものとする。

第3条 矯正管区に第一部、第二部及び第三部を置く。

第4条 第一部に総務課、職員課及び予算管理課を置く。

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 管区長の官印及び管区印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 監察に関する事項
- 6 矯正審議会の地方刑務審議部会に関する事項
- 7 他の部課の所掌に属しない事項

3 職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の職階、任免、配置、給与、紀律及び職責に関する事項
- 2 職員の研修及び福祉に関する事項

4 予算管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 予算及び物資の要求及び管理に関する事項
- 2 工事の施行並びに施設の整備及び改善に関する事項

第5条 第二部に保安課及び作業課を置く。

2 保安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 収容者の紀律及び警備その他保安に関する事項
- 2 収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- 3 職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

3 作業課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項

2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

第6条 第三部に医療分類課及び教育課を置く。

2 医療分類課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- 2 鑑別、分類及び保護に関する事項
- 3 指紋その他個人識別に関する事項

3 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- 2 更生及び教化に関する事項

第7条 各部に部長を、各課に課長を置く

2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部及び課の事務を掌理する。

3 第一部長は、管区内の事務の連絡調整を図り、管区長にさしつかえがあるときは、その職務を代理する。

第8条 管区長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる

附 則 (略)

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
東 京 矯 正 管 区	東京都港区赤坂青山南町	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
大 阪 矯 正 管 区	大阪市東区法門坂町	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
名 古 屋 矯 正 管 区	名古屋市中区老松町	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
広 島 矯 正 管 区	広島市吉島町	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
福 岡 矯 正 管 区	福岡市長浜町	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県
仙 台 矯 正 管 区	仙台市長町	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
札 幌 矯 正 管 区	札幌市苗穂町	北海道
高 松 矯 正 管 区	高松市中野町	香川県 徳島県 高知県 愛媛県

□ 監 獄

法務省設置法第13条の3

法 規

1) 関係法規

○ 監 獄 法 (明治41年3月28日法律第23号
昭和28年7月21日法律第68号)

○監獄法施行規則 (明治41年6月16日司法省令第18号)
昭和28年7月27日法務省令第59号)

○行刑累進処遇令 (昭和8年10月25日司法省令第35号)
同 19年9月26日同 第56号)

2) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程

(昭和24年6月1日法務府令第4号)
同 28年12月24日法務省令第89号)
改正 昭和29年4月13日法務省令第32号
同 年7月14日同 第81号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第93号)第13条の3第4項の規定による監獄(刑務所、少年刑務所及び拘置所)の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 刑務所、少年刑務所及び拘置所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第3条 刑務所(第3条の2第1項及び第3条の3第1項に掲げる刑務所を除く。)に総務部及び管理部を置く。

2 総務部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれその下欄記載のとおりとする。

庶務課 公文書の接受、発送及び保存、名籍、指紋、統計並びに職員の人事及び研修に関する事項並びに他の部課の所掌に属しない事項

会計課 歳入及び歳出並びに領置品及び保管物に関する事項

用度課 物資の購入及び保管、営繕及び給養並びに職員の厚生に関する事項

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

作業課 作業の企画及び指導、職業教育並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

4 第1項の刑務所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれ、その下欄記載のとおりとする。

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

医務課 一般衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事項

第3条の2 豊多摩刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、千葉刑務所、大阪刑務所、京都刑務所、神戸刑務所、名古屋刑務所、広島刑務所、福岡刑務所、長崎刑務所、宮城刑務所、札幌刑務所及び高松刑務所に総務部、管理部、教育部、医務部及び分類審議室を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 管理部の分課及びその所掌事務は、第3条第3項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

4 教育部に左の上欄に掲げる課をおき、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

教育課 教科教育及び特殊教育に関する事項

厚生課 レクリエーション及び生活指導に関する事項

5 医務部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保健課 一般衛生及び防疫に関する事項

医務課 医療及び薬剤に関する事項

6 分類審議室においては、資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事務をつかさどる。

第3条の3 八王子医療刑務所及び城野医療刑務所に総務部及び医療部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 医療部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保健課 一般衛生及び防疫並びに薬剤に関する事項

医療第一課 精神及び神経系統の医療並びに分類に関する事項

医療第二課 身体疾患の医療に関する事項

指導課 職業教育、作業の企画及び指導、作業に関する施設及び物資の管理並びに特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

4 第一項の刑務所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

第4条 少年刑務所に総務部及び補導部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 補導部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

補導課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

職業課 職業教育及び訓練並びに作業に関する施設及び物資の保管に関する事項

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

4 少年刑務所に第1項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課をおき、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

医務課 一般衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事項

第5条 拘置所(第5条の2第1項に掲げる拘置所を除く。)に総務部及び管理部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

指導課 職業教育、作業の企画及び指導、作業に関する施設及び物資の管理並びに特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

4 第1項の拘留所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、果進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

医務課 一般衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事項

第5条の2 東京拘留所及び大阪拘留所に総務部、管理部、分類部及び医務部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

指導課 職業教育、作業の企画及び指導並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

4 分類部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

考査課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類並びに作業の指定に関する事項

保護課 果進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

5 医務部の分課及びその所掌事務は、第3条の2第5項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

6 第1項の拘留所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、下欄記載のとおりとする。

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

第6条 各部に部長を、各室に室長を、各課に課長を置く。

2 部長、室長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部、室及び課の事務を掌理する。

3 総務部長は、所内の事務の連絡調整を図り、所長にさしつかえがあるときは、その職務を代理する。

第7条 分監（刑務支所及び拘留支所）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 刑務支所及び拘留支所に支所長を置く。

3 支所長は、所長の指揮監督を受けて支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第8条 刑務所、少年刑務所及び拘留所に勤務する法務事務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

第9条 所長は、この規定に定めるものの外、矯正管区長の認可を受けて、必要な執務細則を定めることができる。

附則及び別表（省略）

改正

昭和29年4月13日法務省令第32号

同年7月14日法務省令第81号

矯正調査課の項中Iのc及びd参照

刑務所、少年刑務所及び拘留所の数

刑務所	少年刑務所	拘留所	刑務支所	拘留支所	合計
56	9	7	17	92	181

刑務所の名称及び所在地

小菅刑務所	東京都葛飾区小菅町	新発田拘留支所	新発田市三の丸
豊多摩刑務所	浦和市高砂町	長岡拘留支所	長岡市神明町
熊谷拘留支所	熊谷市大字熊谷	高田拘留支所	高田市西城町
府中刑務所	府中市	相川拘留支所	新潟県佐渡郡相川町
八王子医療刑務所	八王子市子安町	大阪刑務所	堺市田出井町
横浜刑務所	横浜市南区笹下町	堺拘留支所	堺市南瓦町
小田原拘留支所	小田原市萩窪	岸和田拘留支所	岸和田市上野町
横須賀刑務所	横須賀市大津町	京都刑務所	京都市東山区山科
千葉刑務所	千葉市貝塚町	宮津刑務支所	宮津市
松戸拘留支所	松戸市岩瀬町	東舞鶴刑務支所	舞鶴市大字奥市場
木更津拘留支所	木更津市木更津	神戸刑務所	明石市大久保町森田
八日市場拘留支所	八日市八日市場	尼崎拘留支所	尼崎市浜田崇徳院
宇都宮刑務所	宇都宮市西原町	豊岡拘留支所	豊岡市南本町
小幡町拘留支所	宇都宮市小幡町	洲本拘留支所	洲本市山下町
大田原拘留支所	大田原市	加古川刑務所	加古川市加古川町大野
足利拘留支所	足利市助戸町	滋賀刑務所	大津市膳所丸の内町
栃木刑務所	栃木市旭町	彦根拘留支所	彦根市金亀町
前橋刑務所	前橋市宗浦分	和歌山刑務所	和歌山市加納
高崎拘留支所	高崎市宮元町	丸の内拘留支所	和歌山市広瀬中ノ町
太田拘留支所	太田市飯田町	田辺拘留支所	田辺市新屋敷町
静岡刑務所	静岡市追手町	新宮拘留支所	新宮市新宮
沼津拘留支所	沼津市大手町	名古屋刑務所	名古屋市千種区千種町
浜松刑務支所	浜松市鴨江町	一宮拘留支所	一宮市八幡通
甲府刑務所	甲府市池添町	半田拘留支所	半田市住吉町榎下
長野刑務所	長野市旭町	岡崎刑務支所	岡崎市康生町
上田拘留支所	上田市新参町	豊橋刑務支所	豊橋市館海町
上諏訪拘留支所	諏訪市北衣之渡	三重刑務所	津市岩田町
飯田拘留支所	飯田市大久保町	四日市拘留支所	四日市市東阿倉川
新潟刑務所	新潟市西大畑町		

宇治山田拘置支所	宇治山田市岡本町	柳川拘置支所	柳川市新町
岐阜刑務所	岐阜市長良福光	大牟田拘置支所	大牟田市白金町
鷹見町拘置支所	岐阜市鷹見町	巖原拘置支所	長崎県下県郡巖原町
大垣拘置支所	大垣市緑園	小倉刑務所	小倉市北方新町
御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町	城野医療刑務所	小倉市城野
高山拘置支所	高山市八軒町	大分刑務所	大分市大道町
笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町	中津拘置支所	中津市二ノ丁
金沢刑務所	金沢市元鶴間町	熊本刑務所	熊本市大江町
七尾拘置支所	七尾市馬出町	京町拘置支所	熊本市京町
福井刑務所	福井市一本木町	菊池医療刑務支所	熊本県菊池郡合志村
富山刑務所	富山市西田地方	八代拘置支所	八代市東本町
高岡拘置支所	高岡市中川	天草拘置支所	本渡市本渡町
広島刑務所	広島市吉島町	宮崎刑務所	宮崎市浄土江町
呉拘置支所	呉市吉浦町	延岡拘置支所	延岡市岡富甲
竹原拘置支所	広島県賀茂郡竹原町	鹿兒島刑務所	鹿兒市永吉町
尾道刑務支所	尾道市久保町	大島刑務支所	名瀬市金久
福山拘置支所	福山市沖の上町	麓刑務所	鳥栖市麓
三次刑務支所	三次市	宮城刑務所	仙台市行人塚
山口刑務所	山口市大字下字野令	古川拘置支所	古川市法橋河原
徳山拘置支所	徳山市大字徳山	石巻拘置支所	石巻市南鱒山
萩拘置支所	萩市土原町	福島刑務所	福島市大字南沢又
下関刑務支所	下関市大坪町	郡山拘置支所	郡山市壇場
船木拘置支所	山口県厚狭郡船木町	白河拘置支所	白河市郭内北小路
岡山刑務所	岡山市二日市町	若松刑務支所	会津若松市栄町
玉島拘置支所	玉島市洲崎	平拘置支所	平市八幡小路
高梁拘置支所	高梁市片原町	山形刑務所	山形市香澄町
津山拘置支所	津山市伏見町	米沢拘置支所	米沢市清水町
鳥取刑務所	鳥取市古海	鶴岡拘置支所	鶴岡市馬場町
米子刑務支所	米子市上後藤	酒田拘置支所	酒田市新町
松江刑務所	松江市中原町	秋田刑務所	秋田市川尻町
浜田拘置支所	浜田市浅井字掘町	能代拘置支所	能代市豊祥台
長崎刑務所	諫早市原口名	大館拘置支所	大館市中城町
浦上刑務支所	長崎市西町	大曲拘置支所	大曲市字中道
島原拘置支所	島原市南城内町	横手拘置支所	横手市裏町
福江拘置支所	福江市	青森刑務所	青森市
佐世保刑務所	佐世保市稲荷町	柳町拘置支所	青森市柳町
平戸拘置支所	平戸市	弘前拘置支所	弘前市下白銀町
福岡刑務所	福岡市西新町	八戸拘置支所	八戸市中居林
土手町拘置支所	福岡市土手町	大湊刑務支所	青森県下北郡大湊町
飯塚拘置支所	飯塚市飯塚町	札幌刑務所	札幌市
久留米拘置支所	久留米市篠山町	大通拘置支所	札幌市大通

小樽拘置支所	小樽市緑町	丸亀拘置支所	丸亀市六番町
岩見沢拘置支所	岩見沢市二条	徳島刑務所	徳島市徳島町
室蘭拘置支所	室蘭市栄町	高知刑務所	高知市丸の内
滝川拘置支所	北海道空知郡滝川町	中村刑務支所	中村市
旭川刑務所	旭川市八条通	松山刑務所	松山市春日町
名寄拘置支所	北海道上川郡名寄町	大洲拘置支所	大洲市
帯広刑務所	帯広市緑ヶ岡	西条刑務支所	西条市神拝
網走刑務所	網走市三眺	今治拘置支所	今治市大字日吉
釧路刑務所	釧路市宮本町	宇和島刑務支所	宇和島市柿原
高松刑務所	高松市松島町		

少年刑務所の名称及び所在地

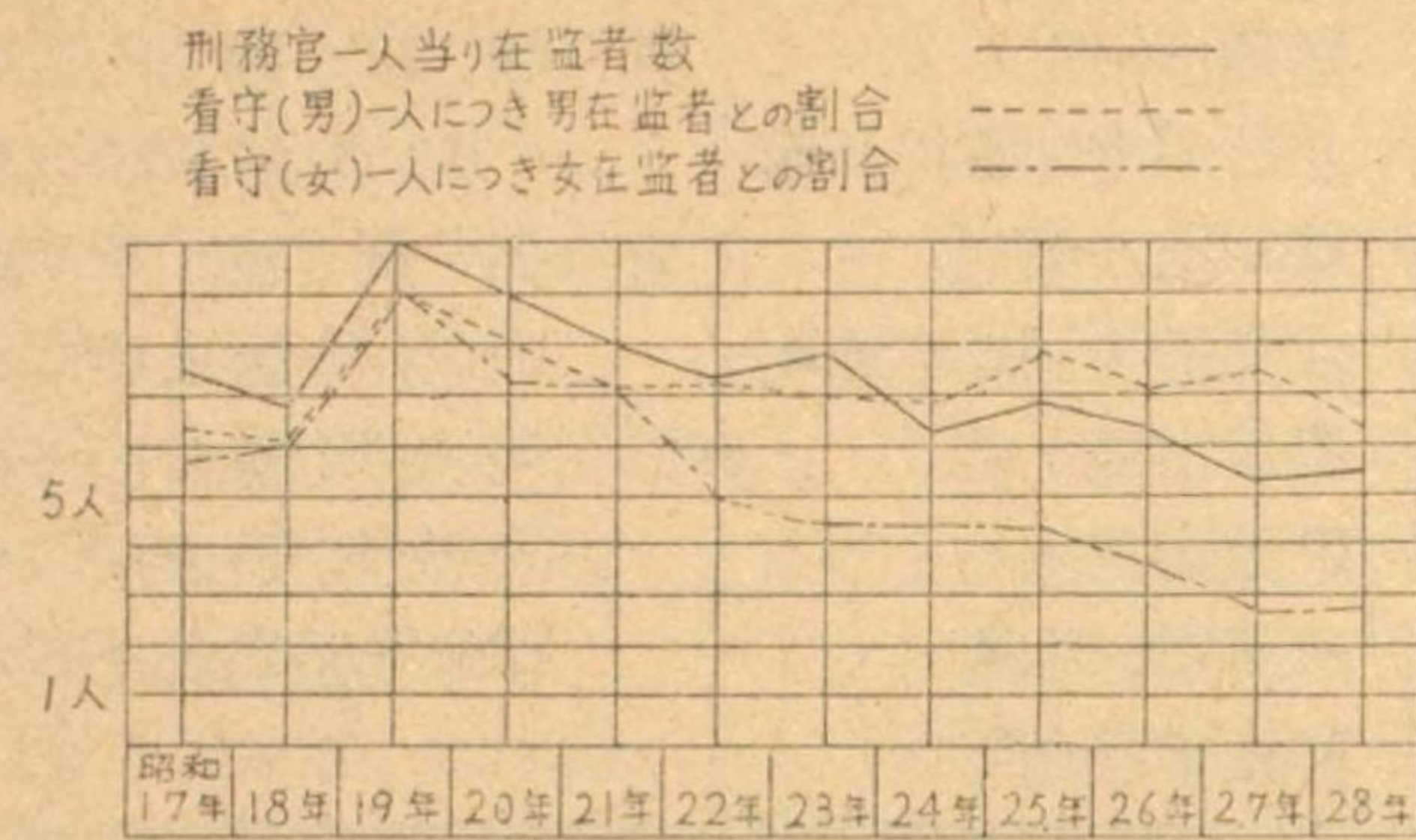
川越少年刑務所	川越市大字脇田	奈良少年刑務所	奈良市般若寺町
水戸少年刑務所	勝田市	五条拘置支所	奈良県宇智郡五条町
水戸拘置支所	水戸市堀原	岩国少年刑務所	岩国市大字綿見
土浦拘置支所	土浦市内西町	佐賀少年刑務所	佐賀市上多布施町
下妻拘置支所	下妻市	盛岡少年刑務所	盛岡市宿田後
松本少年刑務所	松本市桐中原	一関拘置支所	一関市釣山
姫路少年刑務所	姫路市岩端町	函館少年刑務所	函館市金堀町
本町拘置支所	姫路市本町	新川拘置支所	函館市新川町

拘置所の名称及び所在地

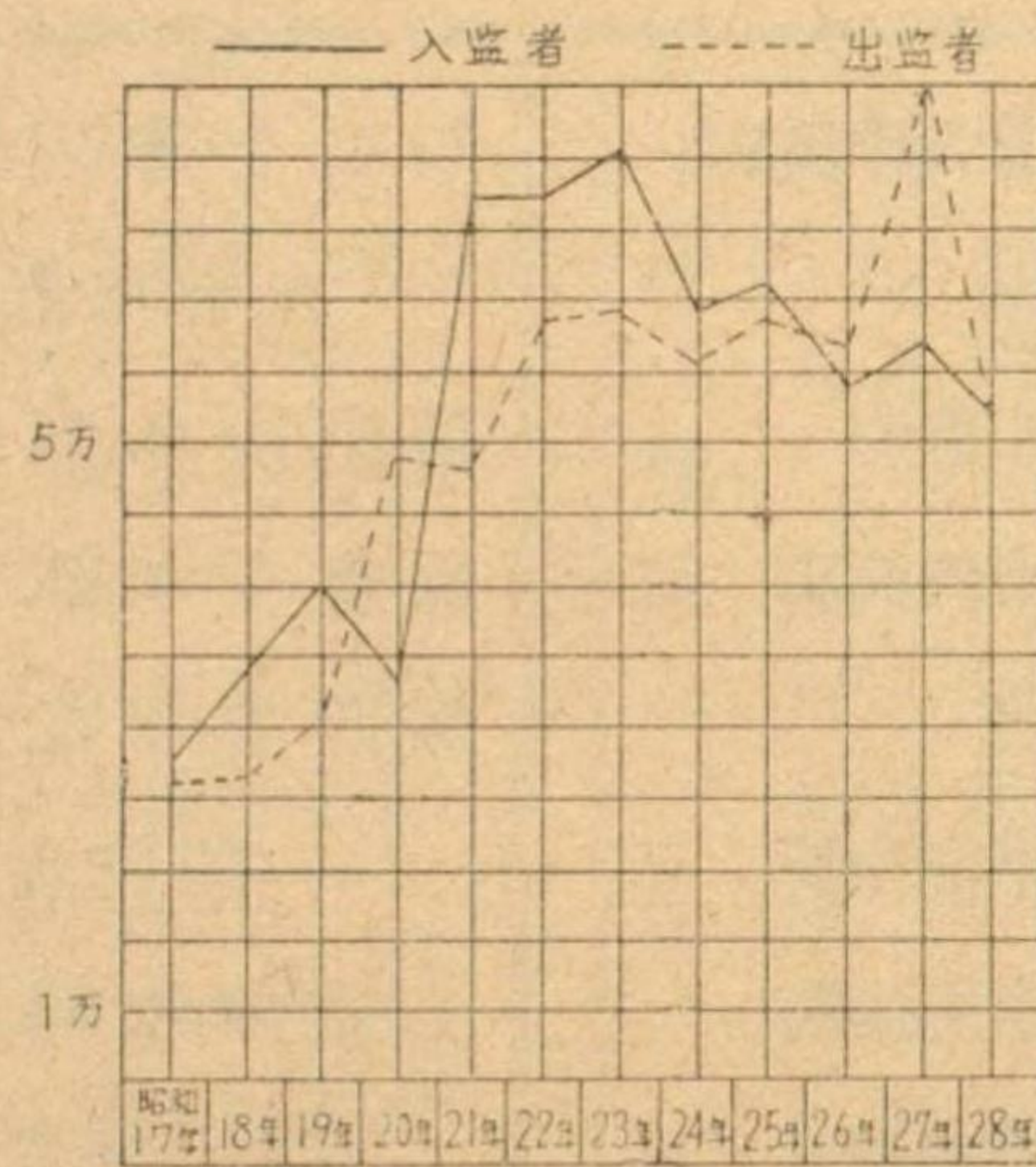
東京拘置所	東京都葛飾区小菅町	神戸拘置所	神戸市兵庫区菊水町
大阪拘置所	大阪市北区若松町	名古屋拘置所	名古屋市東区上堅杉之町
四条拘禁所	大阪府北河内郡四条町	広島拘置所	広島市基町
京都拘置所	京都市中京区竹屋町通	小倉拘置所	小倉市鏡物師町

業務の状況

(1) 刑務官吏と在監者との割合



(2) 受刑者の入出監年表



(3) 一日平均在監者累年表

種別	年次	昭和28年	昭和27年	昭和26年	昭和25年	昭和24年	平均
受刑者	男	64,317	71,171	79,415	83,492	77,129	75,105
	女	1,061	1,168	1,328	1,762	1,705	1,405
死刑確定者	男	88	95	72	76	—	66
	女	1	1	0	—	—	0
被告人	男	10,461	11,207	12,206	14,945	14,097	12,583
	女	296	275	260	350	348	306
被疑者	男	1,475	1,716	1,878	1,884	1,773	1,745
	女	88	91	93	79	77	86
労役場留置者	男	394	451	510	557	176	418
	女	34	23	20	25	6	22
乳児	男	13	18	20	19	18	18
	女	17	15	16	15	13	15
その他	男	38	—	—	—	—	8
	女	1	—	—	—	—	0
合計	男	76,772	84,659	94,101	100,973	93,193	89,940
	女計	1,497	1,573	1,718	2,231	2,149	1,834
		78,269	86,232	95,819	103,244	95,342	91,773

ハ 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第13条の4

法規

1) 少年院法 (昭和23年7月15日法律第169号
同 27年7月31日法律第368号)

2) 少年院及び少年鑑別所組織規程

昭和24年6月1日法務府令第5号
同 28年7月30日法務省令第56号
改正 昭和29年3月25日法務省令第19号
同 年9月1日同 第105号

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の4第3項の規定による少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 少年院に院長を、少年鑑別所に所長を置く。

2 院長又は所長は、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

3 院長又は所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、院務又は所務を掌理し所属の職員を指揮監督する。

第3条 少年院に庶務課、教務課、分類保護課及び医務課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項 2 人事に関する事項 3 経理に関する事項 4 統計報告に関する事項 5 給養に関する事項 6 領置金品に関する事項 7 他の課の所掌に関しない事項

3 教務課においては、左の事務をつかさどる。

1 教科指導に関する事項 2 職業補導に関する事項 3 体育その他レクリエーションに関する事項 4 生活補導に関する事項 5 保安に関する事項

4 分類保護課においては、左の事務をつかさどる。

1 個性及び環境の調査並びに分類に関する事項 2 入院、退院及び仮退院に関する事項 3 処遇審査会に関する事項

5 医務課においては、左の事務をつかさどる。

1 心身の保健指導に関する事項 2 健康診査及び防疫に関する事項 3 医療及び看護に関する事項 4 養護者の生活指導に関する事項 5 薬剤及び医用器材に関する事項

第4条 少年鑑別所に庶務課、観護課及び鑑別課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項 2 人事に関する事項 3 経理に関する事項 4 統計報告に関する事項 5 給養に関する事項 6 領置金品に関する事項 7 他の課の所掌に属しない事項

3 観護課においては、左の事務をつかさどる。

1 入所及び退所に関する事項 2 身柄の確保及び同行に関する事項

- 3 処遇に関する事項 4 行動観察に関する事項 5 面会及び通信に関する事項
 4 鑑別課においては、左の事務をつかさどる。
 1 鑑別に必要な科学的検査に関する事項 2 鑑別に必要な資料の収集に関する事項
 3 鑑別に必要な処遇の指定及び変更に関する事項 4 鑑別の結果に基く判定、通知及び勧告に関する事項 5 医療及び保健衛生に関する事項 6 薬剤に関する事項
 7 その他医務に関する事項

第4条の2 東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、大阪少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、広島少年鑑別所、福岡少年鑑別所、仙台少年鑑別所、札幌少年鑑別所及び高松少年鑑別所に、前条に掲げる3課の外医務課を置く。

2 前項の少年鑑別所の鑑別課においては、前条第4項第1号から第4号までの事務を、医務課においては、同項第5号から第7号までの事務をつかさどる。

第5条及び第6条 削除

第7条 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第7条の2 少年院及び少年鑑別所に次長1人を置くことができる。

2 次長は、院長又は所長を助けて、院務又は所務を整理する。

第8条 少年院の分院の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 分院に分院長を、分所に分所長を置く。

3 分院長又は分所長は、院長又は所長の指揮監督を受けて、分院又は分所の事務を分掌する。

第9条 院長又は所長は、この規程に定めるものの外、矯正管区長の認可を得て、必要な執行細則を定めることができる。

改正

昭和29年3月25日法務省令第19号

昭和29年9月1日法務省令第105号

矯正調査調の項中1のa及びf参照

少年院及び少年鑑別所の数

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
56	6	49	2	113

少年院の名称及び所在地 (分院を含む)

▽東京管区

多摩少年院	八王子市	水府学院	茨城県東茨城郡茨城町
東京医療少年院	東京都渋谷区代々木 大山町	愛光女子学園	東京都北多摩郡狛江町
秩父学園	埼玉県大里郡寄居町		

関東医療少年院	府中市	宇都宮少年院	宇都宮市若草町
小田原少年院	小田原市谷津	赤城少年院	群馬県勢多郡大胡町
神奈川少年院	相模原市	榛名女子学園	群馬県北群馬郡桃井村
久里浜少年院	横須賀市川間	静岡少年院	静岡市
千葉星華学院	千葉県香取郡多古町	有明高原寮	長野県南安曇郡穂高町
印幡少年院	千葉県印幡郡印西町	上田清修寮	上田市中之条
八街少年院	千葉県印幡郡八街町	新潟少年学院	長岡市御山町
茨城農芸学園	茨城県稲敷郡牛久町		

▽大阪管区

浪速少年院	茨木市郡山	宇治少年院	宇治市五ヶ庄
交野女子学院	大阪府北河内郡交野町	京都医療少年院	宇治市木幡平尾
河内少年院	枚岡市	神戸再度山学院	神戸市生田区神戸港地方
和泉少年院	大阪府泉南郡下荘村	鈴蘭台学院	神戸市兵庫区山田町
奈良少年院	奈良市秋篠町	加古川学院	加古川市

▽名古屋管区

瀬戸少年院	瀬戸市東山町	宮川医療少年院	三重県渡合郡小俣町
明德少女苑	名古屋市	岐阜少年院	岐阜県稲葉郡鷺沼町
豊浦医療少年院	愛知県知多郡豊浜町	湖南学院	金沢市東敦爪町
愛知少年院	愛知県西加茂郡猿投町	富山少年学院	富山県上新川郡大山町
三重少年学院	津市大谷町	豊ヶ丘農工学院	愛知県愛知郡豊明村

▽広島管区

広島少年院	広島県加茂郡原村	美保少年院	米子市大篠津町
貴船原少女苑	広島県佐伯郡観音村	古志原学院	松江市山代町
新光学院	山口県熊毛郡平生町		

▽福岡管区

福岡少年院	福岡市老司	佐世保少年院	佐世保市大塔町
貞志寮	大分県中津市大幡	大分少年院	大分県大野郡三重町
筑紫少女苑	福岡市尾形原	人吉農芸学院	熊本県球磨郡木上村

▽仙台管区

東北少年院	仙台市長町	置賜学院	山形県東置賜郡上郷村
秋田県仙北寮	大曲市	盛岡少年院	盛岡市下厨川
青葉女子学園	仙台市長町		

▽札幌管区

北海少年院 紫明寮	北海道千歳郡千歳町 北海道空知郡歌志内町	千歳少年院	北海道千歳郡千歳町
--------------	-------------------------	-------	-----------

▽高松管区

四国少年院 丸亀少女の家	善通寺市善通寺町 丸亀市下金倉	松山少年院	松山市古三津町
-----------------	--------------------	-------	---------

少年鑑別所の名称及び所在地

▽東京管区

東京少年鑑別所 横浜	東京都練馬区仲町 横浜市保土ヶ谷区岩井町	宇都宮少年鑑別所 前橋	栃木県河内郡姿川村 前橋市岩神町
浦和	浦和市常盤町	静岡	静岡市小鹿
千葉	千葉市作草部町	甲府	甲府市東光寺町
水戸	茨城県東茨城郡渡里村	長野	長野市三輪四ツ石
		新潟	新潟市川岸町

▽大阪管区

大阪少年鑑別所 京都	大阪市都島区都島南通 京都市左京区吉田	奈良少年鑑別所 大津	奈良市般若寺町 大津市膳所椿原町
神戸	神戸市兵庫区下福園町	和歌山	和歌山元町奉行町

▽名古屋管区

名古屋少年鑑別所 津	名古屋千種区北千種町 津市大字古河	福井少年鑑別所 金沢	福井市幾久町 金沢市上弓ノ町
岐阜	岐阜市鷺山中津	富山	富山市長江

▽広島管区

広島少年鑑別所 山口	広島字品町 山口市下清水	鳥取少年鑑別所 松江	鳥取市湯所町 松江市内中原町
岡山	岡山市蔵井		

▽福岡管区

福岡少年鑑別所 小倉少年鑑別支所	福岡市長浜町 小倉市板櫃	大分少年鑑別所 熊本	大分市新川東 熊本市池田町
佐賀少年鑑別所 長崎	佐賀市神野町 長崎市橋口町	鹿児島 宮崎	鹿児島市鴨池町 宮崎市鶴島町

▽仙台管区

仙台少年鑑別所 福島	仙台市北六番町 福島市御山町 平少年鑑別支所 平市六人町	盛岡少年鑑別所 秋田	盛岡市宿田後 秋田市八橋字下八橋
山形少年鑑別所	山形市小白川町	青森	青森市大字大野

▽札幌管区

札幌少年鑑別所 函館	札幌市南二五条 函館市中島町	旭川少年鑑別所 釧路	旭川市一条通 釧路市弥生町
---------------	-------------------	---------------	------------------

▽高松管区

高松少年鑑別所 徳島	高松市藤塚町 徳島市助任本町	高知少年鑑別所 松山	高知県長岡郡国府村 松山市西立花町
---------------	-------------------	---------------	----------------------

(3) 地方更生保護委員会

法務省設置法第13条の8

法 規

地方更生保護委員会事務局組織規程 (昭和27年8月1日
法務省令第3号)

(この規程の趣旨)

第1条 犯罪者予防更生法第17条第3項の規定による地方更生保護委員会事務局の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(部)

第2条 地方更生保護委員会事務局に総務部及び審査部を置く。

(総務部の分課及びその掌事務)

第3条 総務部に総務課及び調査連絡課を置く。

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 局内事務の総合調整に関する事項
- 2 官印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 人事に関する事項
- 5 会計に関する事項
- 6 保護観察所の管理の事務に関する事項
- 7 地方更生保護委員会の議事に関する事項
- 8 他の部及び課の所掌に属しない事項

3 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 保護観察、犯罪予防活動の助長その他保護観察所の事務の監督に関する事項
- 2 保護司の指導監督に関する事項
- 3 更生保護会その他更生保護事業の監督に関する事項

- 4 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 5 更生保護に関する資料の収集整備に関する事項
- 6 統計及び報告に関する事項

(審査部の分課及びその所掌事務)

第4条 審査部に審査第一課課及び審査第二課を置く。

2 審査第一においては、左の事務をつかさどる。

- 1 仮退院及び退院の許可並びに仮退院中の者の戻し収容手続に関する事項
- 2 不定期刑を言渡された者の仮出獄の許可及びその取消に関する事項
- 3 不定期刑の終了決定に関する事項
- 4 不定期刑を言渡された者で仮出獄中のものの保護観察の停止に関する事項
- 5 前各号の決定の執行に関する事項

3 審査第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 前項第2号以外の仮出獄の許可及びその取消並びに仮出場の許可に関する事項
- 2 前項第4号以外の仮出獄中の者の保護観察の停止に関する事項
- 3 前各号の決定の執行に関する事項

(関東地方更生保護委員会事務局の特例)

第5条 関東地方更生保護委員会事務局の審査部には、前条第1項の規定にかかわらず、審査第一課、審査第二課及び審査第三課を置く。

2 審査第一課においては、前条第2項に掲げる事務をつかさどる。

3 審査第二課においては、前条第3項第1号及び第3号の事務中仮出獄の許可及びその決定の執行に関するものをつかさどる。

4 審査第三課においては、前条第3項に掲げる事務中前項以外のものをつかさどる。

(部長及び課長)

第6条 各部に部長を、各課に課長を置く。

2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部務及び課務を掌理する。

(他の部又は課の所掌事務の処理)

第7条 事務局長は、特に必要があるときは、一の部又は課に属する事務を他の部又は課において処理させることができる。

(執務細則)

第8条 事務局長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

業務の内容

地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第12条の事務をつかさどるため、高等裁判所の所在地(全国8ヶ所)に設置され、地方委員会にはそれぞれ事務局が置かれている。地方委員会は、法務大臣が任命する3人以上9人以下の委員をもつて組織し、その職務権限は、犯罪者予防更生法に定められているところにより

(1) 刑法第28条及び第30条第1項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。

(2) 長期と短期とを定めて言い渡された刑につき、その執行を受け終つたものとする処分を行うこと。

(3) 仮退院及び退院を許すこと。

(4) その他犯罪者予防更生法又はほかの法律により、地方委員会に属せしめられた権限となつており、右の職務権限のほか、保護観察所の事務の監督に関する事務、保護司及び更生保護会の指導監督等、犯罪者予防更生法又は他の法律により地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。なほ、第19回国会において成立し、それぞれ4月1日公布の刑法の一部を改正する法律(昭和29年法律第57号)及び執行猶予者保護観察法(昭和29年法律第58号)の施行(7月1日施行)により、刑法第25条の2第2項にいう行政官庁として、刑の執行を猶予せられたる者にして保護観察に付せられた者の保護観察の仮解除並びに其処分を取消すことが、新たに地方委員会の権限として加えられた。

地方委員会の名称、位置及び管轄区域は別に掲げるところにより、なお、本年における業務の実施に関する諸統計その他については、この年鑑の保護局各課の業務実施状況の項において記述されており、ここには省略する。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東地方更生保護委員会	東 京 都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大 阪 市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名 古 屋 市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広 島 市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福 岡 市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙 台 市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札 幌 市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高 松 市	高松高等裁判所の管轄区域

(4) 保護観察所

法務省設置法第13条の8

法 規

保護観察所組織規程 (昭和28年8月1日
法務省令第4号)

改正 昭和29年11月1日法務省令第130号
昭和29年11月21日法務省令第140号

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第13条の8第7項の規定による保護観察所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所 長)

第2条 保護観察所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(分 課)

第3条 保護観察所に総務課、調査連絡課、保護課及び観察課を置く。

(総務課の事務)

第4条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 所内事務の総合調整に関する事項
- 2 官印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 人事に関する事項
- 5 会計に関する事項
- 6 保護司の選考に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

(調査連絡課の事務)

第5条 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 更生保護に必要な社会資源の調査活用に関する事項
- 2 犯罪の予防に関する事項
- 3 保護司の教養訓練に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業の指導監督及び育成に関する事項
- 5 更生保護に関する資料の収集整備に関する事項
- 6 統計及び報告に関する事項

(保護課の事務)

第6条 保護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 少年法(昭和23年法律第168号)第24条第1項第1号の保護観察の準備その他家庭裁判所との連絡に関する事項
- 2 在監者及び在院者の環境の調査及び調整並びに矯正施設との連絡に関する事項
- 3 満期釈放者等の更生保護措置に関する事項
- 4 刑の執行停止中の者の保護に関する事項
- 5 前科のまつ消に関する事項

(観察課の事務)

第7条 観察課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 少年法第24条第1項第1号の保護観察の実施(保護観察の停止及び解除並びに家庭裁判所への通告を含む。)に関する事項
- 2 仮退院中の者の保護観察(戻し収容の申出及び退院の申請を含む。)に関する事項
- 3 仮出獄中の者の保護観察(保護観察の停止及び取消の申請を含む。)に関する事項
- 4 不定期刑の終了申請に関する事項
- 5 刑法(明治41年法律第45号)第25条ノ2第1項の規定による保護観察に付せられた

者の保護観察に関する事項

6 恩赦の実施に関する事項

7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による仮出所中の者の保護監督に関する事項

(保護課の置かれない保護観察所)

第8条 東京保護観察所、横浜保護観察所、大阪保護観察所、京都保護観察所、神戸保護観察所、名古屋保護観察所、広島保護観察所、福岡保護観察所、仙台保護観察所及び札幌保護観察所以外の保護観察所には、第3条の規定にかかわらず、保護課を置かないものとし、その所掌事務は、観察課においてつかさどる。

(課 長)

第9条 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課務を掌理する。

(他の課の所掌事務の処理)

第10条 所長は、特に必要があるときは、一の課に属する事務を他の課において処理させることができる。

(職員の駐在)

第11条 鹿児島県名瀬市に、鹿児島保護観察所の職員を駐在させることができる。

2 前項の職員は、所長の指揮監督を受け、鹿児島地方裁判所名瀬支部の管轄する地域における保護観察所の所掌に属する事務に従事する。

(執務細則)

第12条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

業 務 の 内 容

保護観察所は法務大臣の管理の下に、全国49箇所の地方裁判所所在地に設置され、犯罪者予防更生法の定めるところにより左の事務をつかさどる。

- (1) 少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者、少年院からの仮退院を許されている者、仮出獄を許されている者の保護観察の実施。
- (2) 犯罪予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め、及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。
- (3) その他保護司及び更生保護会の指導監督、在監者及び在院者の環境の調査調整、刑の執行停止中の者の保護並びに更生緊急保護法による満期釈放者等に対する更生保護措置、平和条約11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による仮出所中の者の保護監督に関する事務、恩赦の実施に関する事務、並びに第19回国会に於て成立し、7月1日より施行の執行猶予者保護観察法(昭和29年法律第58号)の規定による刑の執行を猶予せられたる者にして、保護観察の実施に関する事務等犯罪者予防更生法又は他の法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。

保護観察所の内部組織は、保護観察所組織規程（昭和27年省令第4号）の定むるところにより、その名称、位置及び管轄区域は次の通りである。保護観察所の業務の実施に関する諸統計その他については、この年鑑の保護局各課における業務の状況の項において記述されているところにより、ここには省略する。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京 保護観察所	東 京 都	東京 地方裁判所の管轄区域
横浜 保護観察所	横 浜 市	横浜 地方裁判所の管轄区域
浦和 保護観察所	浦 和 市	浦和 地方裁判所の管轄区域
千葉 保護観察所	千 葉 市	千葉 地方裁判所の管轄区域
水戸 保護観察所	水 戸 市	水戸 地方裁判所の管轄区域
宇都宮 保護観察所	宇 都 宮 市	宇都宮 地方裁判所の管轄区域
前橋 保護観察所	前 橋 市	前橋 地方裁判所の管轄区域
静岡 保護観察所	静 岡 市	静岡 地方裁判所の管轄区域
甲府 保護観察所	甲 府 市	甲府 地方裁判所管轄の区域
長野 保護観察所	長 野 市	長野 地方裁判所の管轄区域
新潟 保護観察所	新 潟 市	新潟 地方裁判所の管轄区域
大阪 保護観察所	大 阪 市	大阪 地方裁判所の管轄区域
京都 保護観察所	京 都 市	京都 地方裁判所の管轄区域
神戸 保護観察所	神 戸 市	神戸 地方裁判所管轄の区域
奈良 保護観察所	奈 良 市	奈良 地方裁判所の管轄区域
大津 保護観察所	大 津 市	大津 地方裁判所の管轄区域
和歌山 保護観察所	和 歌 山 市	和歌山 地方裁判所の管轄区域
名古屋 保護観察所	名 古 屋 市	名古屋 地方裁判所の管轄区域
津 保護観察所	津 市	津 地方裁判所の管轄区域
岐阜 保護観察所	岐 阜 市	岐阜 地方裁判所の管轄区域
福井 保護観察所	福 井 市	福井 地方裁判所の管轄区域
金沢 保護観察所	金 沢 市	金沢 地方裁判所の管轄区域
富山 保護観察所	富 山 市	富山 地方裁判所の管轄区域
広島 保護観察所	広 島 市	広島 地方裁判所の管轄区域
山口 保護観察所	山 口 市	山口 地方裁判所の管轄区域
岡山 保護観察所	岡 山 市	岡山 地方裁判所の管轄区域
鳥取 保護観察所	鳥 取 市	鳥取 地方裁判所の管轄区域
松江 保護観察所	松 江 市	松江 地方裁判所の管轄区域
福岡 保護観察所	福 岡 市	福岡 地方裁判所の管轄区域
佐賀 保護観察所	佐 賀 市	佐賀 地方裁判所の管轄区域
長崎 保護観察所	長 崎 市	長崎 地方裁判所の管轄区域
大分 保護観察所	大 分 市	大分 地方裁判所の管轄区域
熊本 保護観察所	熊 本 市	熊本 地方裁判所の管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
鹿児島 保護観察所	鹿 児 島 市	鹿児島 地方裁判所の管轄区域
宮崎 保護観察所	宮 崎 市	宮崎 地方裁判所管轄の区域
仙台 保護観察所	仙 台 市	仙台 地方裁判所の管轄区域
福島 保護観察所	福 島 市	福島 地方裁判所の管轄区域
山形 保護観察所	山 形 市	山形 地方裁判所の管轄区域
盛岡 保護観察所	盛 岡 市	盛岡 地方裁判所の管轄区域
秋田 保護観察所	秋 田 市	秋田 地方裁判所の管轄区域
青森 保護観察所	青 森 市	青森 地方裁判所の管轄区域
札幌 保護観察所	札 幌 市	札幌 地方裁判所の管轄区域
函館 保護観察所	函 館 市	函館 地方裁判所の管轄区域
旭川 保護観察所	旭 川 市	旭川 地方裁判所の管轄区域
釧路 保護観察所	釧 路 市	釧路 地方裁判所の管轄区域
高松 保護観察所	高 松 市	高松 地方裁判所の管轄区域
徳島 保護観察所	徳 島 市	徳島 地方裁判所の管轄区域
高知 保護観察所	高 知 市	高知 地方裁判所の管轄区域
松山 保護観察所	松 山 市	松山 地方裁判所の管轄区域

(5) 入国管理事務所

法務省設置法第13条の10

目 的

法務大臣の管理の下に、法務省設置法第11条の2第1号（出入国の管理に関する事項）及び第2号（本邦における外国人の在留に関する事項）の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

業 務 の 内 容

入国管理事務所組織規程（昭27・省令6号）に基き次の事務を行う。

入国管理事務所組織規程（昭和27年8月1日公布）（抄）
（法務省令第6号）

第4条 入国管理事務所に総務課、審査課及び警備課を置く。

（総務課の事務）

第5条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 官印の管守に関する事項
- 2 公文書類及び有線又は無線による通信の接受、発送及び保存に関する事項
- 3 職員の人事、給与、厚生及び共済組合に関する事項
- 4 職員の教養及び訓練に関する事項
- 5 渉外に関する事項
- 6 啓発及び公報に関する事項

- 7 会計に関する事項
- 8 歳入歳出以外の現金の出納に関する事項
- 9 行政財産及び物品の管理並びに不用財産の処分に関する事項
- 10 輸送機関及び通信施設の整備及び維持管理に関する事項
- 11 建物その他の施設の設置、改修及び維持管理に関する事項
- 12 入国審査官及び入国警備官の制服、装備等の補給及び管理に関する事項
- 13 所内の取締に関する事項
- 14 他の課の所掌に属しない事項

(審査課の事務)

第6条 審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸及び在留資格の審査並びに在留許可に関する事項
- 2 外国人の在留資格の変更、在留期間の更新及び永住等の許可に関する事項
- 3 外国人の出国及び再入国に関する事項
- 4 日本人の出国及び帰国に関する事項
- 5 違反審査に関する事項
- 6 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- 7 被収容者の放免、仮放免及び仮放免の取消に関する事項
- 8 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 9 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- 10 通報者に対する報償金の交付に関する事項
- 11 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項
- 12 出国する外国人の登録証明書の返還に関する事項
- 13 出入国の管理及び行政訴訟に關す関係機関との連絡に関する事項
- 14 出入国の管理に関する記録、調査及び統計に関する事項

(警備課の事務)

第7条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の旅券、上陸許可書又は登録証明書の呈示請求に関する事項
- 2 違反調査に関する事項
- 3 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 4 退去強制理由に該当すると思料される者についての通報に関する事項
- 5 入国警備官の訓練、紀律、配置及び職責に関する事項
- 6 武器の携帯、使用及び管理に関する事項
- 7 被収容者の処遇に関する事項
- 8 収容場その他の施設の警備に関する事項
- 9 水難から救護された外国人の保護及び送還に関する事項

入国管理事務所所在地表 (昭29.12.31現在)

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
神戸入国管理事務所	神戸市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
高松入国管理事務所	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県 岡山県
松江入国管理事務所	松江市	鳥取県 島根県
下関入国管理事務所	下関市	広島県 山口県 福岡県の内門司市、福岡 県の一部
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県(門司を除く.) 佐賀県 熊本県 大 分県 長崎県の内上県郡、下県郡及び壱岐郡
大村入国管理事務所	大村市	長崎県(上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く.)
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

入国管理事務所港出張所所在地表 (昭29.12.31現在)

入国管理事務所	港出張所	位 置	入国管理事務所	港出張所	位 置
札幌	釧路	釧路市	横浜	川崎	川崎市
	小樽	小樽市		清水	清水市
	室蘭	室蘭市	名古屋	名古屋	名古屋市
	函館	函館市		四日市	四日市市
仙台	青森	青森市	神戸	敦賀	敦賀市
	釜石	釜石市		伏富	高岡市
	塩釜	塩釜市	神戸	神戸	神戸市
東京	東京	東京都		大阪	大阪市
	○羽田	東京都		下津	和歌山県海 草郡下流町
横浜	○新潟	新潟市	舞鶴		舞鶴市
	横浜	横浜市	広畑	姫路市	
	横須賀	横須賀市			

入国管理 事務所	港出張所	位 置	入国管理 事務所	港出張所	位 置
高 松	宇 野	玉 野 市	福 岡	三 池	大 牟 田 市
	新 居 浜	新 居 浜 市		八 幡	八 幡 市
下 関	下 関	下 関 市		津 久 見	津 久 見 市
	広 島	広 島 市		若 松	若 松 市
	吳	吳 市		唐 津	唐 津 市
	○岩 国	岩 国 市		大 村	長 崎
	徳 山	徳 山 市	佐 世 保		佐 世 保 市
	門 司	門 司 市	鹿 児 島	鹿 児 島	鹿 児 島 市
福 岡	博 多	福 岡 市		名 瀬	名 瀬 市

〔註〕 ○印は空港を示す。

出入国指定港一覽表 (昭29. 12. 31現在)

都府	道県	港 名	都府	道県	港 名	都府	道県	港 名	都府	道県	港 名
東 京	東 京	東 京	愛 媛	松 山	長 崎	口 津	青 森	青 森	青 森	森 戸	森 戸
千 葉	千 葉	千 葉	愛 媛	今 治	長 崎	巖 手	青 森	八 釜	石 古	石 古	石 古
神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	愛 媛	新 居 浜	熊 本	三 水	岩 手	宮 大	船 渡	釜 釜	釜 釜
神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	香 川	坂 出	熊 本	鹿 児 島	岩 手	宮 大	船 渡	釜 釜	釜 釜
神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	徳 島	小 松	鹿 児 島	鹿 児 島	宮 大	船 渡	釜 釜	釜 釜	釜 釜
静 岡	静 岡	静 岡	高 知	高 知	鹿 児 島	名 瀬	宮 大	船 渡	釜 釜	釜 釜	釜 釜
愛 知	愛 知	愛 知	山 口	岩 手	宮 崎	細 島	北 海 道	函 館	樽 内	樽 内	樽 内
愛 知	愛 知	愛 知	山 口	徳 山	大 分	津 久 見	北 海 道	小 留	稚 内	稚 内	稚 内
三 重	三 重	三 重	山 口	宇 部	大 分	佐 賀	北 海 道	根 室	室 路	室 路	室 路
和 歌 山	和 歌 山	和 歌 山	山 口	萩	大 分	佐 賀	北 海 道	根 室	室 路	室 路	室 路
和 歌 山	和 歌 山	和 歌 山	山 口	下 関	大 分	佐 賀	北 海 道	根 室	室 路	室 路	室 路
大 阪	大 阪	大 阪	福 岡	門 司	鳥 取	境 宮	北 海 道	室 路	室 路	室 路	室 路
兵 庫	兵 庫	兵 庫	福 岡	小 倉	京 都	舞 鶴	北 海 道	室 路	室 路	室 路	室 路
兵 庫	兵 庫	兵 庫	福 岡	八 幡	京 都	舞 鶴	(空 港 名)				
兵 庫	兵 庫	兵 庫	福 岡	若 松	福 井	敦 賀	東 京	羽 用	岩 国	岩 国	岩 国
岡 崎	岡 崎	岡 崎	福 岡	博 多	石 川	七 伏	山 口	岩 国	岩 国	岩 国	岩 国
広 島	広 島	広 島	福 岡	三 唐	富 山	新 潟	山 口	岩 国	岩 国	岩 国	岩 国
広 島	広 島	広 島	福 岡	住 世	新 潟	酒 田	山 口	岩 国	岩 国	岩 国	岩 国
広 島	広 島	広 島	長 崎	長 崎	秋 田	秋 田	山 口	岩 国	岩 国	岩 国	岩 国

IV 外 局

1 司法試験管理委員会

法務省設置法第13条の12

目的とその内容

目的 改正国家公務員法附則第12条により高等試験制度が廃止され、新たに司法試験法(昭和24年法律第140号)により裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験として創設せられた司法試験を管理する。

内容 司法試験は、法律に関する学力検定の国家試験たる性質にかんがみ、政府の法務統轄機関である法務大臣の所轄とし、その下に司法試験管理委員会が置かれており、委員3人をもつて組織し、委員のうち2人は法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の1人は法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基き任命し、委員長は委員の互選により法務事務次官がこれに任ぜられている。

司法試験は、法務大臣が司法試験管理委員会の推薦に基いて試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。又司法試験管理委員会には、その職務を行うために必要な事項について規則を制定する権限が与えられている。

業務の実施状況

司法試験管理委員会の庶務は、法務大臣官房においてつかさどることになっているので、人事課においてその事務を管掌している。

司法試験管理委員会は、受験手続その他につき、昭和24年6月15日司法試験管理委員会規則第1号を制定したが、更に第1次試験の科目及び第1次試験免除資格の証明手続について昭和25年3月1日司法試験管理委員会規則第1号を制定公布し、次いで司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則として昭和26年6月22日に陸軍経理学校、陸軍士官学校及び陸軍航空士官学校を卒業した者(但し、陸軍予科士官学校の課程を経た者)を認定公布し、更に昭和27年5月16日に満州国立建国大学前期を修了した者及び同大学後期を卒業した者、並びに満州国立大学哈爾濱学院本科を卒業した者を認定公布した。昭和28年度以降は、第1次試験及び第2次試験筆記試験を東京・京都・福岡・仙台・札幌及び名古屋において行い、第2次試験口述試験は東京で実施しており、受験者の数は年々増加の傾向を示している。なお、合格者数は次のとおり。

年 度	合格者数	
	第1次試験	第2次試験
昭和28年	40	224
昭和29年	26	250

法 規

司法試験法(昭和24年5月31日法律第140号)(略)(昭和27年法律第268号及び昭和28年法律第85号一部改正)

司法試験管理委員会規則

◎司法試験管理委員会規則第1号(昭和24年6月15日適用)法務年鑑25年版参照。

◎司法試験管理委員会規則第1号(昭和25年3月1日適用)法務年鑑26年版参照。

1 第1次試験の科目

学校教育法施行規則第66条に基く大学設置基準に定める一般教養科目の各系列(人文科学関係,社会科学関係及び自然科学関係)に広くわたつて論文式及び短答式による試験問題を課するものとし,外国語については,英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語又は華語のうちいずれか一を受験者の選択によつて試験する。

2 第1次試験免除資格の証明手続

司法試験法第4条第1項第1号に該当する者が,司法試験第2次試験受験願書に添えて提出する第1次試験免除資格証明書は所定の一般教養科目を履修したことを科目別及び単位別にその大学によつて証明した書類でなければならない。(卒業証書をもつてその証明に代える場合はこの限りではない。)

◎司法試験管理委員会規則第1号(昭和26年6月22日適用)

司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の一に該当する者は,司法試験法第4条第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認める。

- 1 陸軍経理学校令(昭和10年12月勅令第325号)による陸軍経理学校本科を卒業した者。
- 2 陸軍士官学校令(昭和12年4月勅令第110号)による陸軍士官学校又は陸軍航空士官学校令(昭和13年9月勅令第745号)による陸軍航空士官学校を卒業した者(陸軍予科士官学校令〔昭和12年4月勅令第1号〕による陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。)

◎司法試験管理委員会規則第1号(昭和27年5月16日適用)

司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の一に該当する者は,司法試験法第4条第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認める。

- 1 満州国立建国大学前期を修了し又は同大学後期を卒業した者
- 2 満州国立大学哈爾濱学院本科を卒業した者

2 公安審査委員会

法務省設置法第13条の13
法務省組織令第70条~第72条
公安審査委員会設置法

組織及び職員

1 委員会の設置及び組織

公安審査委員会は,破壊活動防止法の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体の規制に関する審査及び決定の事項を掌るために,法務省の外局として設置されている(公安審査委員会設置法第1条)。

委員会は,委員長及び委員6人をもつて構成され(同設置法第4条),委員長及び委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣によつて任命され(同設置法第5条),独立してその職権を行うのである(同設置法第3条)。

委員会は,所掌事務について規則を制定する権限が与えられ(同設置法第13条),更に破壊活動防止法に規定する所掌事務を遂行するために左に掲げる権限を有する(同設置法第2条)。

- 1 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 2 収入金を徴収し,所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 3 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 4 職員の任免及び賞罰を行い,その他職員の人事を管理すること。
- 5 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して活動制限の処分を行うこと。
- 6 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して解散の指定を行うこと。

2 職員

委員長の命を受けて委員会の審査及び決定に関する必要な事務を行うために委員補佐3名が置かれ(同設置法第12条),又,委員会に関する事務処理のために事務局がおかれている(同設置法第14条)。

委員長,委員,委員補佐は非常勤である(同設置法第5条第5項及び第12条第4項)。

関係法規

破壊活動防止法
破壊活動防止法施行規則
公安審査委員会設置法
爆発物取締罰則
放送法
電波法
行政事件訴訟特例法
法務省設置法
法務省組織令

業務の実施状況

処分については,公安調査庁長官より請求がなく処理した案件は現在まで1件もない。毎月定例の会議を開き,内外一般の治安状況を聴取するほか,審査関係法令の研究を行っている。

3 公安調査庁

法務省設置法第13条の14
法務省組織令第53条～第69条
公安調査庁設置法

業務の内容

1 本 庁

(1) 総 務 部

公安調査庁設置法第7条に定める事務を所管する。

イ 総 務 課

法務省組織令第54条の規定に基づき、機密事項、長官次長の官印及び庁印の管守、文書、予算、経理に関する事務、各部所掌事務の連絡調整に関する事務等を所管する。

ロ 職 員 課

法務省組織令第55条の規定に基づき、人事、厚生、教養、企画、行政監察等の事務を所管する。

ハ 資 料 課

法務省組織令第56条の規定に基づき、内外資料の収集、整理及び保管に関する事務を所管する。

ニ 審 理 課

法務省組織令第57条の規定に基づき、破壊活動防止法の規定による弁明の聴取並びに処分請求に関する事務及び所掌事務に関する法令の整備に関する事務を所管する。

(2) 調 査 第 一 部

公安調査庁設置法第8条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

イ 第 一 課

法務省組織令第59条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる内乱に関する暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ロ 第 二 課

法務省組織令第60条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1号イに掲げる外患に関する暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ハ 第 三 課

法務省組織令第61条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ニ 第 四 課

法務省組織令第62条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ホ 第 五 課

法務省組織令第63条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

(3) 調 査 第 二 部

公安調査庁設置法第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

イ 第 一 課

法務省組織令第65条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ及びハ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ロ 第 二 課

法務省組織令第66条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ハ 第 三 課

法務省組織令第67条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

ニ 第 四 課

法務省組織令第68条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を所管する。

(4) 参 事 官

公安調査庁組織規程第2条の規定に基づき、重要な庁務に参画する。

2 附 属 機 関—公安調査庁研修所

公安調査庁設置法第10条の規定に基づき、公安調査庁の職員に対する職務上必要な訓練に関する事務を所管する。

3 地 方 支 分 部 局

(1) 公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する都道府県の地域を管轄して同法第8条及び第9条に規定する事務を分管する外、同法別表第2上欄に記載する公安調査局長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。

イ 総務課

公安調査庁研修所等組織規程第8条の規定に基づき、文書、人事、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する事務を所管する。

ニ 調査第一課

公安調査庁研修所等組織規程第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イからニまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ハ 調査第二課

公安調査庁研修所等組織規程第10条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(2) 地方公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する道府県の地域を管轄して、司法第8条及び第9条に規程する事務を分掌する。

イ 第一課

公安調査庁研修所等組織規程第15条の規定に基づき、文書、人事、庶務、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ロ 第二課

公安調査庁研修所等組織規程第16条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

業務の実施状況

- 昭和29年中には、公安調査庁長官において、破壊的団体の規制処分の請求の執つたものはない。
- 研 修
昭和29年は、研修所規程を制定し、研修の管理、運営の体制を整備した。また実施面においては主として第一線公安調査官を対象として人格の陶冶と良識の涵養を図るとともに破壊活動防止法を始め関係法令の研究、調査に関する基本的知識並びに調査技術の

体得等に関し高度な専門的研修に重点を指向し、相当の効果をあげている。

昭和29年中における研修状況は次の通りである。

- 第2部研修(一般調査官) 3回 159名
- 第3部研修(幹部, 専門) 6回 86名
- 地方研修

職場研修の外、各公安調査局は自局及び管下地方公安調査局の職員に対し、専門的分野についての研修を実施した。

公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置ならびに管轄区域


各 称	位 置	管 轄 区 域
関東公安調査局	東京都	東京都
神奈川地方公安調査局	横浜市	神奈川県
埼玉地方公安調査局	浦和市	埼玉県
千葉地方公安調査局	千葉市	千葉県
茨城地方公安調査局	水戸市	茨城県
栃木地方公安調査局	宇都宮市	栃木県
群馬地方公安調査局	前橋市	群馬県
山梨地方公安調査局	甲府市	山梨県
長野地方公安調査局	長野市	長野県
新潟地方公安調査局	新潟市	新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府
京都地方公安調査局	京都市	京都府
兵庫地方公安調査局	神戸市	兵庫県
奈良地方公安調査局	奈良市	奈良県
滋賀地方公安調査局	大津市	滋賀県
和歌山地方公安調査局	和歌山市	和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県
三重地方公安調査局	津市	三重県
静岡地方公安調査局	静岡市	静岡県
岐阜地方公安調査局	岐阜市	岐阜県
福井地方公安調査局	福井市	福井県
富山地方公安調査局	富山市	富山県
石川地方公安調査局	金沢市	石川県
中国公安調査局	広島市	広島県
山口地方公安調査局	山口市	山口県
岡山地方公安調査局	岡山市	岡山県
鳥取地方公安調査局	鳥取市	鳥取県
島根地方公安調査局	松江市	島根県

名 称	位 置	管 轄 区 域
九州公安調査局	福岡市	福岡県
佐賀地方公安調査局	佐賀市	佐賀県
長崎地方公安調査局	長崎市	長崎県
大分地方公安調査局	大分市	大分県
熊本地方公安調査局	熊本市	熊本県
鹿児島地方公安調査局	鹿児島市	鹿児島県
宮崎地方公安調査局	宮崎市	宮崎県
東北公安調査局	仙台市	宮城県
福島地方公安調査局	福島市	福島県
山形地方公安調査局	山形市	山形県
岩手地方公安調査局	盛岡市	岩手県
秋田地方公安調査局	秋田市	秋田県
青森地方公安調査局	青森市	青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局，旭川地方公安調査局，釧路地方公安調査局及び北見地方公安調査局の管轄区域を除いた区域
函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 渡島支庁管内 檜山支庁管内 後志支庁管内のうち 歌来郡 寿都郡 島牧郡 磯谷郡のうち 磯谷村
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 空知支庁管内のうち 雨竜郡 空知郡のうち 音江村
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支庁管内
四国公安調査局	高松市	香川県
愛媛地方公安調査局	高松市	愛媛県
徳島地方公安調査局	徳島市	徳島県
高知地方公安調査局	高知市	高知県



全国法務局所在一覽


昭和29年12月31日現在



- 凡例
- ◻ 法務局
 - 地方法務局
 - 支局
 - ⋯ 出張所ただし供託事務を取扱う出張所は・とする
 - 法務局別管轄区域
 - 法務局(直轄)又は地方法務局管轄区域
 - - - 支局管轄区域


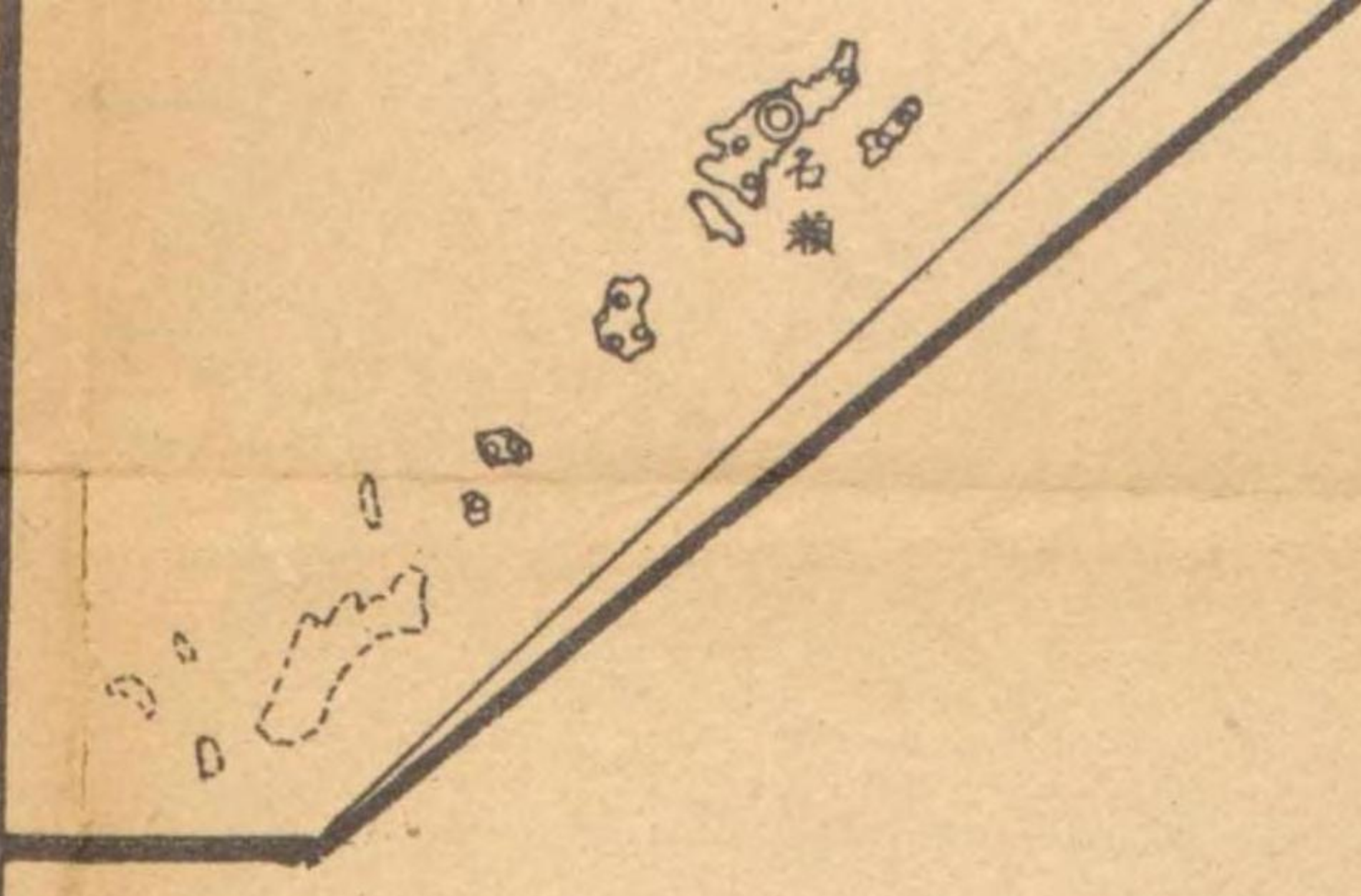
全国法務局所在一覽


昭和29年12月31日現在



初局管轄区域

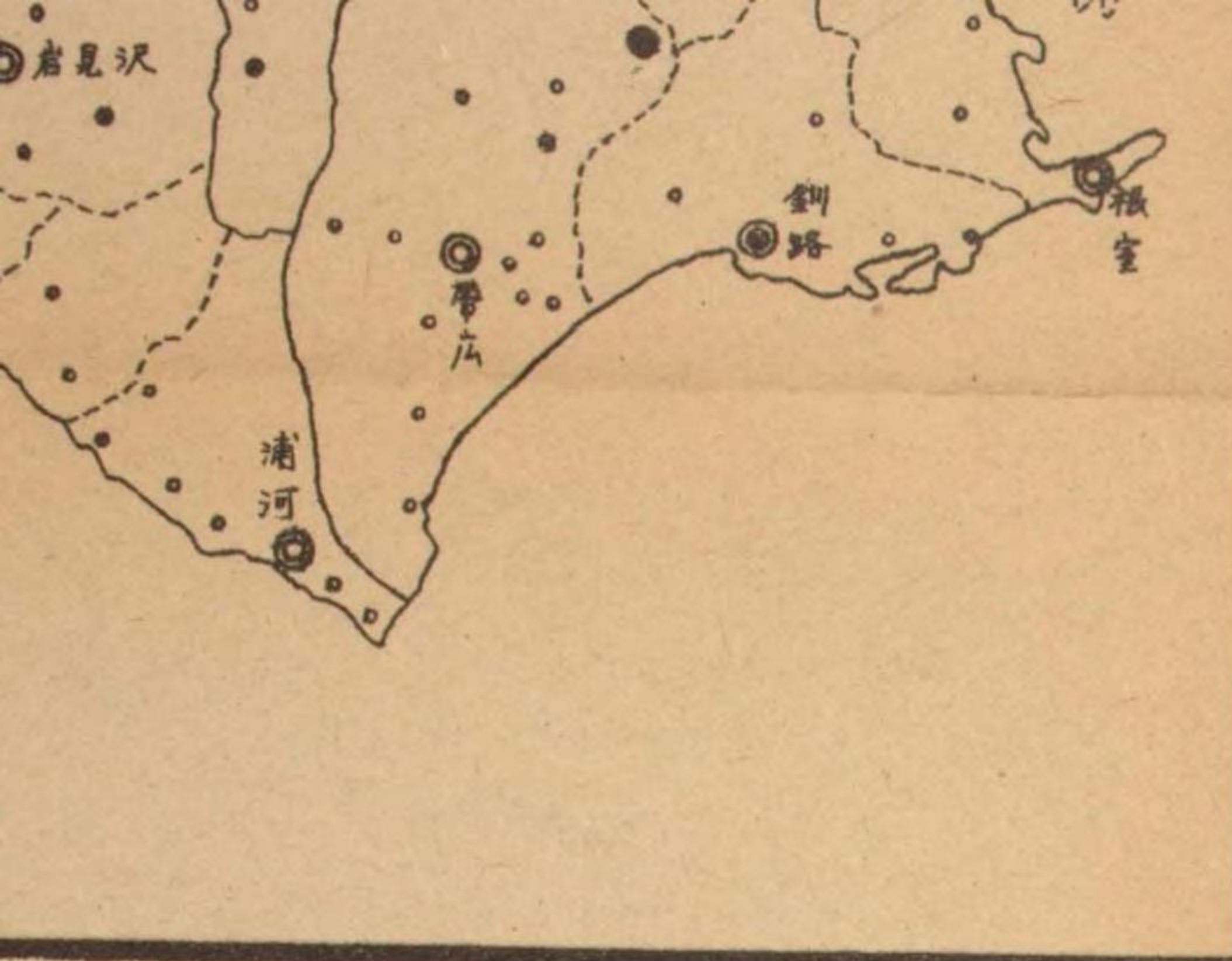
抜う出張所は・とする





初局管轄区域

扱う出張所は・とする



V 檢察庁

1 検察庁法 (昭和22年4月16日法律第61号)

本文 昭和29年1月1日 現在

- 第1条 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。
- 2 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。
- 第2条 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。
- 2 地方検察庁は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。
- 3 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置は、政令でこれを定める。
- 4 法務大臣は、必要と認めるときは、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の支部にそれぞれ対応して高等検察庁又は地方検察庁の支部を設け、当該検察庁の事務の一部を取り扱わせることができる。
- 第3条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。
- 第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
- 第5条 検察官は、いずれかの検察庁に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。
- 第6条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
- 2 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
- 第7条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。
- 2 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。
- 第8条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。
- 第9条 各地方検察庁に検事正各1人を置き、1級の検事を以てこれに充てる。
- 2 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指導監督する。
- 第10条 2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各1人を置き、検事を以てこれに充てる。
- 2 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つ、その庁の職員を指揮監督する。

第11条 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第7条第1項、第8条又は第9条第2項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第12条 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。

第13条 検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるとき、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その庁の他の検察官が、法務大臣の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

2 区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

第14条 法務大臣は、第4条及び第6条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第15条 検事総長、次長検事及び各検事長は1級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

2 検事は1級又は2級とし、副検事は2級とする。

第16条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣がこれを補する。

2 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第17条 法務大臣は、高等検察庁又は地方検察庁の検事の中から、高等検察庁又は地方検察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

第18条 2級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 司法修習生の修習を終えた者
- 2 裁判官の職に在つた者
- 3 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者

2 副検事は、前項の規定にかかわらず左の各号の一に該当する者で副検事選考審査会の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

- 1 裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条第1項の試験に合格した者
- 2 3年以上政令で定める2級官吏その他の公務員の職に在つた者
- 3 3年以上副検事の職に在つて政令で定める試験を経た者は、第1項の規定にかかわらず、これを2級の検事に任命及び叙級することができる。

副検事選考審査会に関する規程は、政令でこれを定める。

第19条 1級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 8年以上2級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在つた者
- 2 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
- 3 前条第1項第1号又は第3号の資格を得た後8年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は2級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官の職に在つた者
- 4 前条第1項第1号又は第3号の資格を有し1年以上1級官吏の職に在つた者

2 前条第1号及び第3号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

3 前条第3項の規定により検事に任命された者は、第1項第3号及び第4号の規定の適用については、これを同条第1項第1号の資格を有する者とみなす。

第20条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第21条 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第22条 検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。

第23条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

2 検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

- 1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合
- 2 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 3 職権で各検察官について随時審査を行う場合

3 検察官適格審査は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事についてはこれを罷免しなければならない。

4 検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務省の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された11人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる国会議員は、衆議院議員4人及び参議院議員2人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

5 検察官適格審査会に、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員を置く。

6 各委員の予備委員は、それぞれの委員と同一の資格ある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

7 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けた時はその予備委員が、その職務を行う。

8 前7項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第24条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第25条 検察官は、前3条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を

停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第26条 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。

2 検事総長秘書官は、2級とする。

3 検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第27条 検察庁に検察事務官を置く。

2 検察事務官は、2級又は3級とする。

3 検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第28条 検察庁に、検察技官を置く。

2 検察技官は、2級又は3級とする。

3 検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第29条 検察庁の職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第30条 削除

第31条 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取扱うべき事務について互に必要な補助をする。

第32条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第32条の2 この法律第15条、第18条乃至第20条及び第22条乃至第25条の規定は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第13条の規定に依り、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を集めたものとする。

附 則（抄）

第36条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第37条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第18条及び第19条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において3年に達する者についてその3年に達した時も同様とする。

2 この法律施行前弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経たものは、前項の規定にかかわらず、その試験を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

3 弁護士たる資格を有する者が朝鮮弁護士令（昭和11年制令第4号）台湾弁護士令（昭和10年律令第7号）又は関東州弁護士令（昭和11年勅令第16号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第18条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が3年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて3年以上になるものは、その3年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経たものは、その試験を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

2 検察庁の組織及び職員

検察庁の組織

(1) 検 察 庁 数

(昭和29.12.31現在)

区 分	高等検察庁名	同 支部数	所 轄 地 方 検 察 庁 数	同 支部数	所 轄 区 検 察 庁 数	
名 検 察 庁	東京高等検察庁		11	55	138	
	大阪高等検察庁		6	27	82	
	名古屋高等検察庁	1	6	25	58	
	広島高等検察庁	2	5	25	63	
	福岡高等検察庁	1	7	45	90	
	仙台高等検察庁	1	6	30	61	
	札幌高等検察庁	1	4	15	44	
	高松高等検察庁		4	13	34	
計	1	8	6	49	235	570

(2) 検察庁の名称及び所在地

(昭和29.12.31現在)

イ 最高検察庁 東京都千代田区霞ヶ関1/1

ロ 高等検察庁 (8箇所)

名 称	所 在 地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞ヶ関 1/1
大阪高等検察庁	大阪市北区若松町 8
名古屋高等検察庁	名古屋市中区南外堀町 6/1
広島高等検察庁	広島市基町 1
福岡高等検察庁	福岡市浜町 1
仙台高等検察庁	仙台市良寛院丁 33
札幌高等検察庁	札幌市大通西13丁目
高松高等検察庁	高松市内町 10

ハ 高等検察庁支部 (6箇所)

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市上胡桃町 27
広島高等検察庁岡山支部	岡山市弓之町 125
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市鶴来町 2/13
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市土手谷地町 1/1
札幌高等検察庁函館支部	函館市新川町 28

二 地方検察庁 (49箇所)

(昭和 29. 12. 31 現在)

高検名	名 称	所 在 地
東 京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関 1/1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通 9
	浦和地方検察庁	浦和市常盤町 1/165
	千葉地方検察庁	千葉市吾妻町 3/65
	水戸地方検察庁	水戸市北三ノ丸 120
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡町 2646
	前橋地方検察庁	前橋市曲輪町乙 72
	静岡地方検察庁	静岡市追手町 251/8
	甲府地方検察庁	甲府市錦町 4/3
	長野地方検察庁	長野市花咲町 1237
	新潟地方検察庁	新潟市川岸町 1/49
大 阪 6	大阪地方検察庁	大阪市北区若松町 8
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下ル両御堂町
	神戸地方検察庁	神戸市生田区橋通 2/30
名 古 屋 6	奈良地方検察庁	奈良市登大路町 3
	大津地方検察庁	大津市松本月見坂町
	和歌山地方検察庁	和歌山市二番町 3/1
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区南外堀町 6/1
	津地方検察庁	津市丸之内殿町 2087/6
	岐阜地方検察庁	岐阜市今沢町 1
	福井地方検察庁	福井市宝永上町 50
	金沢地方検察庁	金沢市上胡桃町 27/1
	富山地方検察庁	富山市西田地方町 816/3
	広島地方検察庁	広島市基町 1
福 岡 7	山口地方検察庁	山口市今道 45
	岡山地方検察庁	岡山市弓之町 122
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町 89
	松江地方検察庁	松江市母衣町 50
	福岡地方検察庁	福岡市浜町 1
	佐賀地方検察庁	佐賀市松原町 77
	長崎地方検察庁	長崎市万歳町 1
	大分地方検察庁	大分市荷揚町 31
仙 台 6	熊本地方検察庁	熊本市京町 1/50
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町 68/6
	宮崎地方検察庁	宮崎市鶴来町 2/13
	仙台地方検察庁	仙台市良覚院丁 33
	福島地方検察庁	福島市御山町 17
	山形地方検察庁	山形市六日町字寒河江町 1041/3

高検名	名 称	所 在 地
札 幌 4	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸 10
	秋田地方検察庁	秋田市土手谷地町 1/1
	青森地方検察庁	青森市大字大野字北片岡 170
	札幌地方検察庁	札幌市大通西13丁目
高 松 4	函館地方検察庁	函館市新川町 28
	旭川地方検察庁	旭川市八条通6丁目
	釧路地方検察庁	釧路市浦見町 3/1
	高松地方検察庁	高松市内町 10
	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町 1/1/23
	高知地方検察庁	高知市升形 50
	松山地方検察庁	松山市一番町甲 15/3

備考 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数を示す。

ホ 地方検察庁支部 (235箇所)

(昭和 29. 12. 31 現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東 横 濱 2	八王子	甲	前 橋 6	足利	乙	新 潟 9	三 条	乙
	横須賀	甲		利 田	乙		新 登 田	甲
浦 和 4	小田原	乙	千 葉 7	太田	乙	大 阪 2	村 上	乙
	越谷	乙		桐 生	乙		長 岡	甲
水 戸 6	川越	乙	静 岡 5	高崎	甲	京 都 5	柏 崎	乙
	熊谷	甲		中之条	乙		六 日 田	甲
宇 都 宮 4	熊谷	乙	甲 府 2	富 岡	乙	神 戸 10	高 魚 川	乙
	佐倉	乙		沼津	甲		相 界	甲
	一宮	甲	長 野 9	吉原	乙	大 阪 2	岸 和 田	乙
	松戸	甲		下 松	甲		園 部	乙
	更 津	甲	水 戸 6	浜 川	乙	神 戸 10	宮 津	乙
	館 山	乙		掛 沢	乙		宮 山	乙
	日 立	乙	宇 都 宮 4	飯 山	乙	神 戸 10	舞 鶴	甲
	市場	乙		上 田	甲		福 知 山	乙
	原 立	乙		岩 村	甲	神 戸 10	伊 丹	乙
	田 浦	甲		松 本	乙		尼 崎	乙
	竜崎	乙		大 曾	乙	神 戸 10	明 石	乙
	妻 岡	甲		諏 訪	甲		篠 山	乙
	大 田	乙		飯 田	甲	神 戸 10	柏 原	甲
	木 原	甲		伊 那	乙		姫 社	乙

備考 地検名の下の数値は、管内区検の数を示す。

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
東京 20	東京 新宿 台東 墨田 大森 渋谷 東京 中野 豊島 東京北 足立 葛飾 江戸川 八丈島 伊豆大島 新島 八王子 立川 武蔵野 青梅 五日市	静岡 11	静岡 清水 熱海 静岡三島 沼津 下田 吉原 島田 掛川 浜松 二俣
横浜 14	横浜 神奈川 横浜西 横浜南 川崎 鎌倉 藤沢 相模原 神奈川中野 横須賀 三崎 小平 塚 小田原 厚木	甲府 9	甲府 府 韮崎 小笠原 日下部 鰻 沢 谷 村 大 月 富士吉田 上野原
浦和 11	浦和 和川 河口 大宮 久喜 越ヶ谷 川越 飯能 熊谷 小川 本庄 秩父	長野 12	長野 野 飯山 屋代 上田 岩村田 松本 木曾 福島 大町 諏訪 岡谷 飯田 伊那
千葉 12	千葉 葉 佐 倉 大原 千葉一宮 松戸 市川 木更津 館山 銚子 東金 八日市場 佐原	新潟 15	新潟 新潟 津 巻 三条 新発田 村上 長岡 小千谷 十日町 柏崎 六日町 高田 直江津 糸魚川 相川
水戸 14	水戸 戸 笠 間 日立 茨城太田 大子 土浦 石岡 竜ヶ崎 取手 麻生 鉾田 下妻 しも 館 古河	大阪 18	大阪 大阪 都 島 生 野 東淀川 西淀川 西成 阿倍野 大阪池田 豊中 吹田 茨木 布 施 枚方 堺 富田 林 古市 岸和田 佐野
宇都宮 10	宇都宮 都 宮 栃木 今市 真岡 大田原 矢板 烏山 栃木 小山 あし 利足 尾	京都 15	京都 京都 都 伏見 右京 向日町 木津 宇治 西園 部 亀岡 嵯峨 山 宮津 峰山 久美浜 舞鶴 福知山 綾部
前橋 10	前橋 前橋 高崎 大田 館林 伊勢崎 桐生 沼田 中之条 藤岡 群馬 富岡	神戸 21	神戸 神戸 灘 西宮 宝塚 伊丹 尼崎 三田 明石 篠山 柏原 姫路 加古川

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
奈良 8	奈良 柳生 桜井 葛城 宇陀 五條 吉野 十津川	広島 17	広島 城端 石動 広島 島 安芸西条 可部 加計 八重 大竹 呉 竹原 尾道 因島 甲山 福山 油木 上 下 三 次 安芸吉田 庄原
大津 9	大津 津 今津 水口 彦根 八日市 滋賀 八幡長 浜 米原 木之本	山口 16	山口 山口 防 布 山口 大田 伊 佐 生 雲 徳 山 鹿 野 萩 山口深川 岩 国 本 郷 柳 井 久 賀 下 関 船 木 宇 部
和歌山 11	和歌山 和歌山 海 南 湯 浅 妙 寺 橋本 田 辺 周 参 見 串 本 御坊 新 宮 本 宮	岡山 14	岡山 岡山 前 玉 窓 玉 野 児 島 備前 原 高 高 倉 敷 見 津 山 美作 勝 山
名古屋 17	名古屋 名古屋 愛知 中村 昭和 西枇杷島 春日井 愛知 瀬戸 津 島 一 宮 犬山 半田 愛知横須賀 岡崎 崎 安 城 西 尾 拳 母 豊 橋 新 城	鳥取 8	鳥取 鳥取 浦 富 河 原 若 桜 倉吉 八 橋 米 子 黒 坂
津 12	津 津 鈴 鹿 亀 山 松 阪 上野 四日市 桑名 宇治山田 鳥羽 三瀬谷 木 本 尾 鷲	松江 8	松江 松江 木 次 今 市 島根 大田 浜田 益 田 川 本 西 郷
岐阜 8	岐阜 岐阜 関 八幡 大垣 御嵩 多治見 中津川 高 山	福岡 17	福岡 福岡 東 直 郷 前 小 原 甘 木 飯塚 司 久留 小 倉 折 尾 門司 田 八 米 吉 井 柳 川 屋 大田 川
福井 5	福井 福井 武生 大野 敦賀 小浜	佐賀 9	佐賀 佐賀 小 城 鳥 栖 武 雄 六 角 鹿 島 伊 万 里 唐 津 お呼 子
金沢 6	金沢 金沢 小松 七尾 羽 昨 お輪 石川 飯田	長崎 10	長崎 長崎 長崎 瀬戸 大 村 諫 早 島 原 長崎 小 浜 佐 世 保 平 戸
富山 10	富山 富山 八尾 魚津 泊 上 市 高 岡 氷 見 礪 波		

地検名	区	検	察	庁	地検名	区	検	察	庁									
13	武生	水	福	江	有	川	厳	原	秋	秋	田	船	港	能	代	本	莊	
	佐須	奈								大	田	花	輪	横	手	湯	沢	
大分	大	分	別	府	杵	築	国	東	秋	田	船	港	能	代	本	莊		
12	中	津	宇	佐	玉	津	日	田	10	大	曲	角	館					
	竹	田	三	重	佐	伯	白	杵	青	森	森	蟹	田	田	名	部	野	
熊	熊	本	三	角	荒	尾	玉	名	9	五	所	川	原	弘	前	鱒	八	
本	山	鹿	宮	地	高	森	御	船	札	札	幌	岩	見	沢	夕	張	滝	
14	浜	町	八	代	水	保	人	よし	12	む	室	蘭	伊	達	苦	小	牧	川
	天	草	牛	深				吉	函	館	八	雲	木	古	内	松	前	森
鹿	鹿	島	伊	集	種	子	島	久	8	は	函	雲	木	古	内	松	前	森
児	名	瀬	徳	之	加	治	木	口	旭	旭	川	石	狩	深	川	富	良	野
島	岩	川	知	覧	加	世	田	宿	11	し	士	別	紋	別	中	頓	別	留
17	川	内	出	水	島	鹿	屋	の	11	は	羽	幌	稚	内	天	塩		
	大	根	占					屋	釧	く	路	厚	岸	帯	広	十	勝	池
宮	宮	崎	妻	日	南	都	城		路	ほ	本	別	里	北	見	遠	軽	根
8	小	林	延	岡	日	向	高	千	13	し	路	厚	岸	帯	広	十	勝	池
仙	仙	台	大	河	原	古	川	岩	高	た	高	松	平	井	三	本	松	滝
台	つ	館	石	巻	登	米	気	仙	8	高	淵	崎	丸	亀	善	通	寺	観
9	築	志	津	川				沼	徳	徳	島	鳴	戸	徳	島	富	岡	牟
福	ふ	島	二	本	松	郡	山	三	7	徳	脇	町	徳	島	池	田	川	島
島	白	河	須	賀	川	棚	倉	若	高	高	知	本	山	赤	岡	須	崎	
13	喜	多	方	田	島	平	福	島	8	く	窪	川	安	芸	中	村	宿	毛
	相	馬						岡	高	ち	知	本	山	赤	岡	須	崎	
山	山	形	楯	赤	湯	寒	河	江	高	高	知	本	山	赤	岡	須	崎	
形	米	沢	赤	湯	寒	河	江	江	8	く	窪	川	安	芸	中	村	宿	毛
9	酒	田						井	松	ま	山	久	万	大	洲	八	幡	浜
盛	盛	岡	花	巻	二	戸	久	慈	松	ま	山	久	万	大	洲	八	幡	浜
岡	と	野	か	い	石	大	船	宮	山	ま	山	久	万	大	洲	八	幡	浜
11	遠	野	釜	石	大	船	渡	宮	山	ま	山	久	万	大	洲	八	幡	浜
	岩	泉	一	関	水	沢		古	山	ま	山	久	万	大	洲	八	幡	浜

検察官政令(勅令)定員沿革

(但昭和19年以前抄録)

年	職	名	大審院検事局		控訴院検事局		地方・区裁判所検事局				合 計		
			総	計	検	計	検	地方	区	計			
勅	令	158	1	5	6	7	20	27	48	125	275	443	481
明	治	23.											
勅	令	17	1	4	5	7	17	24	49	95	210	354	382
明	治	27.											
勅	令	122	1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
明	治	31.											
勅	令	93	1	7	8	7	30	37	49	59	174	318	363
明	治	35.											
勅	令	79	1	7	8	7	29	36	50	92	201	343	387
明	治	40.											
勅	令	152	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
明	治	43.											
勅	令	171	1	7	8	7	23	30	50	299	—	349	387
大	正	2.											
勅	令	122	1	7	8	7	22	29	51	300	—	441	478
大	正	6.											
勅	令	9	1	7	8	7	22	29	51	482	—	533	570
大	正	8.											
勅	令	150	1	7	8	7	30	37	51	472	—	523	538
大	正	12.											
勅	令	163	1	13	14	7	37	44	51	527	—	578	636
昭	和	3.											
勅	令	280	1	13	14	7	37	44	51	519	—	570	628
昭	和	7.											
勅	令	575	1	13	14	7	37	46	51	558	—	609	669
昭	和	12.											
勅	令	572	1	13	14	7	39	46	51	575	—	626	686
昭	和	13.											
勅	令	564	1	13	14	7	39	46	51	604	—	655	715
昭	和	14.											
勅	令	12	1	13	14	7	39	46	51	655	—	706	766
昭	和	16.											
勅	令	190	1	3	14	7	39	46	51	655	—	706	766
昭	和	16.											
勅	令	749	1	11	12	7	41	43	51	514	—	565	625
昭	和	17.											
勅	令	811	1	11	12	7	41	48	51	499	—	550	610
昭	和	18.											
勅	令	15	1	11	12	7	41	48	51	516	—	567	627
昭	和	20. 1.											
勅	令	319	1	11	12	7	41	48	51	546	—	597	657
昭	和	20. 5.											

年 度	庁 名 職 名	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局			合 計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	
	勅 令 444 号 昭 和 20. 8. 1	1	11	12	8	41	49	51	546	597	658
	勅 令 47 号 昭 和 21. 1. 31	1	9	10	7	35	42	51	456	507	559
	勅 令 230 号 昭 和 21. 4. 15	1	9	10	7	35	42	51	490	541	593
	勅 令 295 号 昭 和 21. 6. 1	1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
	勅 令 419 号 昭 和 21. 9. 6	1	9	10	7	35	42	51	565	616	668
年 度	職 名	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	計			
	政 令 36 号 昭 和 22. 5. 3	1	1	8	72	777	430	1,389			
	政 令 125 号 昭 和 22. 7. 5	1	1	8	72	777	430	1,389			
	政 令 297 号 昭 和 22. 12. 27	1	1	8	73	778	430	1,391			
	政 令 137 号 昭 和 23. 6. 24	1	1	8	73	778	430	1,391			
	政 令 293 号 昭 和 23. 9. 17	1	1	8	73	778	530	1,391			
	法 律 126 号 昭 和 24. 5. 31	1	1	8	920	737	737	1,667			
	府 令 142 号 昭 和 25. 12. 13	1	1	8	920	743	743	1,673			
	法 律 81 号 昭 和 26. 3. 31	1	1	8	920	787	787	1,717			
	法 律 95 号 昭 和 28. 7. 31	1	1	8	970	737	737	1,717			

註 法律95号の施行は、昭和28年8月1日からであつて、副検事50を検事に組替えの措置は、昭和28年4月1日からの暫定予算の上で行われたものである。

検 察 庁 職 員 数

(昭和29. 12. 31現在)

職 種	検 察 庁 別	全 国 検 察 庁				
		最 高 検	高 検	地 検	区 検	計
検 事 総 長	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	1	—	—	—	1
	欠 員	—	—	—	—	—
次 長 検 事	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	1	—	—	—	1
	欠 員	—	—	—	—	—
検 事 長	配置定員	—	8	—	—	8
	現在員	—	8	—	—	8
	欠 員	—	—	—	—	—
検 事	配置定員	16	121	833	—	970
	現在員	12	83	798	—	893
	欠 員	4	38	35	—	77
副 検 事	配置定員	—	—	—	737	737
	現在員	—	—	—	699	699
	欠 員	—	—	—	38	38
総 長 秘 書 官	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	(1)	—	—	—	(1)
	欠 員	1	—	—	—	1
事 務 官	配置定員	60	248	3,488	1,087	4,883
	現在員	56	245	3,488	1,087	4,876
	欠 員	4	3	—	—	7
そ の 他 の 職 員	配置定員	43	319	3,059	704	4,125
	現在員	43	319	3,054	704	4,120
	欠 員	—	—	5	—	5
計	配置定員	122	696	7,380	2,528	10,726
	現在員	113	655	7,340	2,490	10,598
	欠 員	9	41	40	38	128

註 検事総長秘書官は、検事が兼ねて任ぜられている。

検 察 官 の 俸 給

(昭和23年法律第76号 改正昭和28年12月法律第292号)

区 分	月 額
検 事 総 長	88,000円
次 長 検 事	73,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	78,000
そ の 他 の 検 事 長	73,000

区 分	号 俸	月 額
検 事	特 号	72,000円
	1 号	66,300
	2 号	60,900
	3 号	55,500
	4 号	50,700
	5 号	47,500
	6 号	42,700
	7 号	39,600
	8 号	38,100
	9 号	35,300
	10 号	31,700
	11 号	28,400
	12 号	26,200
	13 号	24,400
	14 号	22,000
	15 号	19,800
	16 号	17,700
	17 号	17,000
18 号	15,600	
副 検 事	特 号	42,700
	1 号	39,600
	2 号	38,100
	3 号	35,300
	4 号	31,700
	5 号	28,400
	6 号	26,200
	7 号	24,400
	8 号	22,000
	9 号	19,800
	10 号	17,700
	11 号	17,000
	12 号	15,600
	13 号	14,600
14 号	13,600	

3 業 務 の 状 況

検 察 官 事 務 総 件 数 と 検 察 官 定 員 と の 比 照 累 年 比 較

大 審 院 検 事 局
最 高 検 察 庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数	定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数
大正 13 年	14	2,871	205
" 14 年	14	2,580	184
昭和 1 年	14	3,525	252
" 2 年	14	2,272	162
" 3 年	14	2,336	167
" 4 年	14	1,870	134
" 5 年	14	2,439	174
" 6 年	14	2,155	154
" 7 年	14	2,259	161
" 8 年	14	2,495	178
" 9 年	14	2,272	162
" 10 年	14	2,368	169
" 11 年	14	4,123	295
" 12 年	14	3,665	262
" 13 年	14	2,261	162
" 14 年	14	1,547	111
" 15 年	14	1,873	134
" 16 年	15	2,405	160
" 17 年	12	2,355	196
" 18 年	12	1,471	123
" 19 年	12	1,062	89
" 21 年	10	1,262	126
" 22 年	13	1,800	138
" 23 年	14	2,319	166
" 24 年	14	4,876	348
" 25 年	14	7,007	429
" 26 年	18	14,930(人)	829(人)
" 27 年	18	17,817(人)	989(人)
" 28 年	18	14,654(人)	814(人)
" 29 年	18	10,577(人)	588(人)

- 註 1 本表に計上した検察官事務総件数(人員)は普通上告,特別上告及び非常上告事件数及び裁判所法施行前における大審院の特別権限に属する第一審公判事件数を基礎として算出した。
- 2 大審院の特別権限に属する事件の捜査事務は事件少数(大正14年,昭和7年各1件)につき捜査事務は除外することとした。
- 3 昭和25年以降は資料の関係上件数を廃し人員をもつて表示することとした。(以下の表も同様)

控訴院検事局
高等検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数	定 員 対 する 一 人 当 り 件 数
大正 13 年	37	2,169	59
" 14 年	37	2,001	54
昭和 1 年	37	2,043	55
" 2 年	37	1,901	51
" 3 年	44	1,863	42
" 4 年	44	1,579	36
" 5 年	44	1,873	43
" 6 年	44	2,041	46
" 7 年	44	2,375	54
" 8 年	44	2,438	55
" 9 年	44	2,350	53
" 10 年	44	2,348	53
" 11 年	44	2,710	62
" 12 年	46	2,548	55
" 13 年	46	1,991	43
" 14 年	46	1,374	30
" 15 年	46	1,363	30
" 16 年	46	1,266	28
" 17 年	48	2,076	43
" 18 年	48	3,603	75
" 19 年	48	5,142	107
" 21 年	42	2,245	53
" 22 年	125	12,686	101
" 23 年	126	33,466	266
" 24 年	129	46,845	363
" 25 年	125	48,665	389
" 26 年	125	55,911(人)	447(人)
" 27 年	129	37,640(人)	291(人)
" 28 年	129	28,742(人)	223(人)
" 29 年	129	25,448(人)	197(人)

- 註 1 本表に計上した検察官事務総件数は、上告、控訴事件数(人員)及び高等裁判所の特別権限に属する事件の第一審公判事件数(人員)を基礎として算出した。
- 2 高等裁判所の特別権限事件は極めて少数につき捜査に関する事務はこれを除外した。

地方裁判所検事局及び区裁判所検事局
地方検察庁、区検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数			定 員 対 する 一 人 当 り 件 数		
		捜 査 事 務	公 判 事 務	計	捜 査 事 務	公 判 事 務	計
大正13年	523	324,921	35,973	360,894	621	69	690
" 14年	513	365,449	37,876	403,325	712	74	786
昭和 1年	513	376,054	36,723	412,777	733	72	805
" 2年	513	379,896	38,381	418,277	741	75	816
" 3年	578	363,458	36,071	399,529	629	62	691
" 4年	579	400,670	38,298	438,968	692	66	758
" 5年	579	427,092	44,450	471,542	738	77	815
" 6年	564	440,577	44,367	484,944	781	79	860
" 7年	570	457,284	47,441	504,725	802	83	885
" 8年	573	509,355	50,994	560,349	889	89	978
" 9年	590	45,360	52,865	598,225	924	90	1,014
" 10年	590	524,358	54,783	579,141	889	93	982
" 11年	590	505,500	58,881	564,381	857	100	957
" 12年	609	452,025	53,518	505,543	742	88	830
" 13年	626	411,643	47,103	458,746	658	75	733
" 14年	655	359,954	42,744	402,698	550	65	615
" 15年	709	399,148	47,426	446,574	565	67	632
" 16年	742	396,100	49,198	445,298	534	66	600
" 17年	565	369,751	46,841	416,592	654	83	737
" 18年	550	391,855	49,010	440,865	712	89	801
" 19年	550	386,346	44,828	431,174	702	82	784
" 21年	616	501,952	108,468	610,420	805	176	981
" 22年	1,081	1,140,910	206,153	1,347,063	1,055	191	1,246
" 23年	1,197	1,710,233	232,510	1,942,743	1,429	104	1,623
" 24年	1,524	1,915,510	202,644	2,118,154	1,257	133	1,390
" 25年	1,455	1,969,889	200,746	2,170,635	1,354	138	1,492
" 26年	1,502	2,123,941(人)	234,363(人)	2,358,304	1,414(人)	156(人)	1,970(人)
" 27年	1,570	1,847,889(人)	220,286(人)	2,068,125	1,177(人)	140(人)	1,317(人)
" 28年	1,570	2,169,943(人)	197,955(人)	2,367,898	1,382(人)	126(人)	1,508(人)
" 29年	1,570	2,810,051(人)	195,983(人)	3,006,034	1,790(人)	125(人)	1,915(人)

- 註 本表の検察官事務総件数は捜査事務については、第一察捜査事件数(人員)、公判事務については第一審及び控訴審における公判事件数(人員)を基礎とした。

捜査事件被疑者の

(1) 被疑者受理

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭 博 富 籤	演 職	殺 人
昭和7年~11年平均	685,124	524,182	1,714	90,942	3,214	2,718
" 12年~16年平均	554,285	391,529	971	91,353	2,776	1,815
" 17 年	508,465	296,393	1,269	79,280	4,274	1,284
" 18 年	509,995	308,314	443	99,473	7,953	1,195
" 21 年	691,850	448,374	430	61,061	2,974	2,439
" 22 年	1,364,076	502,870	481	110,553	3,718	2,621
" 23 年	1,927,494	657,533	632	95,928	7,194	3,928
" 24 年	2,091,210 (425,531)	676,551 (79,827)	976 (106)	61,191 (7,923)	10,963 (1,043)	3,645 (391)
" 25 年	1,988,141 (350,943)	731,158 (90,175)	1,243 (154)	46,166 (7,908)	9,849 (1,123)	3,826 (482)
" 26 年	2,051,029 (370,156)	737,413 (96,455)	1,275 (184)	32,785 (4,569)	6,857 (660)	3,801 (509)
" 27 年	1,783,814 (305,253)	693,577 (90,945)	1,404 (176)	21,502 (2,812)	6,155 (699)	3,590 (466)
" 28 年	2,103,612 (346,997)	665,246 (84,694)	1,393 (171)	16,908 (1,752)	5,170 (545)	3,681 (482)
" 29 年	2,707,980 (418,036)	672,966 (83,268)	1,291 (105)	13,915 (1,632)	4,771 (592)	4,032 (423)

- 註 1 括弧内の人員は、検察庁相互の間において行われた送致による受理人員と検
 掲記の人員に対する内数である。昭和23年以前にはその資料を欠くの
 2 昭和19年、20年は本表に関する資料がない。
 3 資料……昭和28年までは検察（刑事）統計年報により、昭和29年は法務統計

受理及び処理状況

累年比較

法		犯						特 別
傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	その他	法 犯
39,753	131,262	1,893	105,718	8,995	52,418	5,571	79,984	160,942
29,384	110,285	939	57,854	4,120	31,107	6,523	54,402	162,756
18,858	97,053	621	28,920	2,870	17,677	6,970	37,317	212,072
14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	8,238	34,562	201,681
14,424	261,806	12,039	24,980	7,733	15,777	16,684	28,027	243,476
21,766	235,503	12,664	31,871	11,248	19,905	16,420	36,120	861,206
40,828	319,399	14,753	50,734	17,556	26,439	27,314	52,828	1,269,961
59,337 (10,487)	300,473 (37,302)	11,490 (799)	73,171 (7,332)	19,496 (1,228)	36,445 (3,097)	31,994 (2,187)	67,370 (7,932)	1,414,659 (345,704)
82,216 (15,642)	289,067 (32,247)	9,484 (902)	101,674 (11,431)	23,050 (1,302)	49,989 (4,754)	27,949 (2,171)	87,245 (12,059)	1,256,983 (260,768)
85,416 (16,296)	334,766 (37,181)	7,897 (1,171)	86,268 (11,633)	15,551 (1,273)	43,602 (6,094)	29,786 (3,119)	89,409 (13,766)	1,313,616 (273,701)
93,978 (17,159)	292,557 (33,229)	6,844 (825)	87,470 (10,530)	14,616 (1,131)	41,900 (5,700)	24,739 (2,364)	98,822 (15,857)	1,090,237 (214,308)
102,373 (16,719)	258,965 (27,324)	5,729 (612)	88,822 (10,425)	13,384 (1,008)	42,127 (5,479)	19,834 (1,985)	106,860 (18,192)	1,438,366 (262,303)
113,456 (18,979)	253,249 (24,523)	6,673 (663)	83,009 (8,941)	16,415 (784)	37,070 (4,794)	15,116 (1,610)	123,969 (20,222)	2,035,014 (334,768)

察庁から家庭裁判所へ送致したものについて逆送された人員との合計数であり、同欄
 で掲記することができない。

月報の集計による。

(2) 被疑者起訴

年 度	総 数	刑					
		総 数	放 火	賭 博	博 籠	瀆 職	殺 人
昭 和 7 年	146,845	95,225	1,026	41,197	503	1,333	
" 8 年	178,493	108,928	1,000	50,390	799	1,338	
" 9 年	181,110	123,884	967	59,546	1,567	1,154	
" 10 年	187,084	123,702	895	60,700	1,580	1,113	
" 11 年	184,296	120,493	901	59,548	1,169	1,141	
" 12 年	178,224	110,318	561	54,008	670	995	
" 13 年	154,556	110,382	517	56,666	624	904	
" 14 年	149,408	106,044	377	58,384	504	810	
" 15 年	194,005	114,301	339	67,754	1,224	726	
" 16 年	197,836	119,646	308	75,759	1,923	661	
" 17 年	187,873	101,931	397	59,819	1,499	556	
" 18 年	215,458	120,847	238	77,347	3,200	526	
" 21 年	528,573	158,748	233	44,566	1,046	1,219	
" 22 年	486,092	194,462	219	66,639	1,401	1,175	
" 23 年	662,565	238,722	258	61,568	2,913	1,783	
" 24 年	548,337	184,455	348	34,029	2,413	1,523	
" 25 年	560,924	179,860	450	25,459	1,948	1,614	
" 26 年	572,030	165,781	436	17,059	1,418	1,663	
" 27 年	539,528	165,797	542	11,956	1,424	1,578	
" 28 年	709,619	163,383	468	8,876	1,297	1,639	
" 29 年	1,054,047	181,869	495	6,522	1,463	1,901	

註 資料……昭和28年までは検察（刑事）統計年報により，昭和29年は法務統計月報

累年比較

法		犯						特 別
傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	その他	法 犯
8,679	19,167	918	5,494	1,332	2,125	575	12,876	51,620
5,759	20,547	866	5,853	1,525	2,648	830	13,373	69,565
10,497	22,352	833	6,455	1,591	3,003	918	15,001	57,226
10,279	20,131	885	6,630	3,190	2,996	694	14,609	63,382
10,180	20,994	818	6,728	1,487	2,706	858	13,963	63,803
9,449	19,920	702	6,170	1,020	2,342	992	13,489	67,906
8,177	19,597	622	5,803	808	2,557	1,346	12,761	44,174
7,858	16,861	472	4,756	686	2,017	1,317	12,002	43,364
6,363	18,671	456	4,377	624	2,012	1,476	10,279	79,704
6,255	17,246	435	4,149	522	2,115	1,209	9,064	78,190
5,142	18,018	355	3,789	469	1,893	1,223	8,771	85,942
4,319	17,316	298	4,408	474	2,007	1,743	8,971	94,611
4,238	76,804	6,889	8,398	2,747	3,216	3,505	5,887	99,825
5,925	81,821	7,632	9,851	3,995	3,938	4,457	7,409	291,630
13,116	102,846	9,337	14,276	5,897	5,676	8,427	12,823	423,843
16,376	79,753	6,285	13,325	4,511	5,892	7,342	12,658	363,882
25,031	68,262	5,412	16,338	4,600	8,130	5,746	16,870	381,064
26,546	67,550	3,599	13,749	2,694	7,133	6,187	17,747	406,249
32,360	63,156	3,014	14,560	2,778	7,216	5,342	21,865	373,731
36,728	54,738	2,465	15,050	2,809	7,414	4,336	27,563	546,236
43,267	57,323	2,612	16,321	3,826	7,119	3,506	37,514	872,178

の集計による。

被疑者の受理及び処理状況

罪名	人員区分	受理人員							
		総人員	旧受	新規事件				移	
				総人員	通常警察より	その他	総人員		
刑	公務執行妨害	3,093	269	2,824	2,598	2,108	490	226	
	騒擾	14	9	5	5	—	—	—	
	放火	1,402	111	1,291	1,186	1,152	34	105	
	失火	11,234	613	10,621	9,859	9,600	259	762	
	住居侵入	10,570	513	10,057	8,992	8,273	719	1,065	
	文書偽造	7,343	1,124	6,219	5,589	3,381	1,775	630	
	猥褻、強姦、重婚	総数	8,889	529	8,360	7,330	7,155	175	1,030
		強制猥褻、強姦	5,409	163	5,246	4,859	4,770	89	387
		その他	3,430	366	3,114	2,471	2,385	86	643
	賭博、富籤	14,492	577	13,915	12,283	10,753	1,530	1,632	
	演職	総数	5,338	567	4,771	4,179	3,048	1,131	592
		職権濫用	631	102	529	440	69	371	89
		その他	4,707	465	4,242	3,739	2,979	760	503
	法	殺人	4,212	180	4,032	3,609	3,329	280	423
		傷害	総数	116,307	2,851	113,456	94,477	90,911	3,566
致死			733	34	699	577	545	32	122
その他		115,574	2,817	112,757	93,900	90,366	3,534	18,857	
過失傷害		59,712	3,547	56,165	44,478	43,734	744	11,687	
窃盗		257,042	3,793	253,249	228,726	221,644	7,082	24,523	
強盗		総数	6,907	234	6,673	6,010	5,758	252	663
		致死傷、強姦	2,380	51	2,329	2,049	2,014	35	280
		その他	4,527	183	4,344	3,961	3,744	217	383
詐欺		90,902	7,893	83,009	74,068	63,890	10,178	8,941	
恐喝	16,914	499	16,415	15,631	5,058	573	784		
横領	40,146	3,076	37,070	32,276	28,591	3,685	4,794		
贓物関係	15,686	570	15,116	13,506	12,820	686	1,610		
その他の刑法犯	31,810	2,092	29,718	24,896	20,584	4,312	4,822		
総数	702,013	29,047	672,966	589,698	552,191	37,507	83,268		

(1) 全被疑者の罪名

送事件 他の検察家庭裁判 庁より所より	起 総人員	人員	
		総人員	起 総人員
210	16	2,695	66
—	—	18	—
87	18	1,302	49
757	5	10,272	2,751
1,047	18	10,162	2,371
624	6	5,850	98
916	114	8,342	1,801
285	102	5,206	91
631	12	3,136	89
1,626	6	14,022	6,521
592	—	4,943	1,461
89	—	599	1
503	—	4,344	1,441
294	129	3,797	1,901
18,618	361	112,430	43,261
82	40	705	42
18,536	321	111,725	42,841
10,915	772	53,808	22,001
23,380	1,143	251,861	57,321
352	311	5,996	2,611
125	155	2,038	1,011
227	156	3,958	1,601
8,808	133	81,111	6,321
711	73	15,641	3,821
4,740	54	37,116	7,111
1,589	21	15,249	3,501
4,755	67	29,401	6,911
80,021	3,247	664,016	181,861

罪名	人員区分	人員		
		総人員	旧受	
特 別 法 犯	暴力行為等処罰に関する法律	4,652	176	
	爆発物取締罰則	53	6	
	銃砲刀剣類等所持取締令	11,496	265	
	火薬類取締法	2,770	58	
	行政協定に伴う刑事特別法	332	62	
	破壊活動防止法	32	22	
	麻薬取締法	2,752	78	
	食糧管理法	271,371	2,659	
	酒税法	24,877	579	
	道路交通取締法, 同法施行令	1,576,004	62,047	
	軽犯罪法	2,747	87	
	総数	総数	23,500	471
		地方の公安条例	13	—
		売春取締	19,252	356
	その他	4,235	115	
その他の特別法犯	187,452	6,514		
総数	2,108,038	73,024		
総数	2,810,051	102,071		

(註) 1 罪名は受理人員については受理
2 略式命令, 即決裁判請求欄に括
3 この資料は法務統計月報の集計

受 理 状 況

総人員	新 規 事 件			移
	総人員	通常警 察より	その他	
2,824	2,598	2,108	490	226
5	5	—	—	—
1,291	1,186	1,152	34	105
10,621	9,859	9,600	259	762
10,057	8,992	8,273	719	1,065
6,219	5,589	3,381	1,775	630
8,360	7,330	7,155	175	1,030
5,246	4,859	4,770	89	387
3,114	2,471	2,385	86	643
13,915	12,283	10,753	1,530	1,632
4,771	4,179	3,048	1,131	592
529	440	69	371	89
4,242	3,739	2,979	760	503
4,032	3,609	3,329	280	423
113,456	94,477	90,911	3,566	18,979
699	577	545	32	122
112,757	93,900	90,366	3,534	18,857
56,165	44,478	43,734	744	11,687
253,249	228,726	221,644	7,082	24,523
6,673	6,010	5,758	252	663
2,329	2,049	2,014	35	280
4,344	3,961	3,744	217	383
83,009	74,068	63,890	10,178	8,941
16,415	15,631	5,058	573	784
37,070	32,276	28,591	3,685	4,794
15,116	13,506	12,820	686	1,610
29,718	24,896	20,584	4,312	4,822
672,966	589,698	552,191	37,507	83,268

(1) 全被疑者の罪名別

(昭和29年)

送 事 件 他の検察 庁より	送 事 件 家庭裁判 所より	総人員	起 訴			不 起 訴			中 止	他 へ 送 致				未処理 人 員	
			総人員	公 請	判 求	略 式 命 令 即 決 裁 判 求	総人員	起 訴 予		その他	総人員	検 察 庁	家 庭 裁 判 所		その他
210	16	2,695	667	650	17	1,423	996	427	56	549	446	103	—	322	
—	—	18	2	2	—	7	4	3	3	6	—	6	—	—	
87	18	1,302	495	488	7	474	159	315	34	299	101	198	—	86	
757	5	10,272	2,759	42	2,717	6,115	4,519	1,596	140	1,258	773	484	1	968	
1,047	18	10,162	2,374	887	1,487	5,590	4,476	1,074	144	2,094	1,096	998	—	527	
624	6	5,850	984	962	22	3,689	1,819	1,870	232	945	762	183	—	1,327	
916	114	8,342	1,809	1,150	659	3,138	931	2,207	118	3,277	973	2,304	—	478	
285	102	5,206	917	917	—	1,858	237	1,621	55	2,376	289	2,087	—	186	
631	12	3,136	892	233	659	1,280	694	586	63	901	684	217	—	292	
1,626	6	14,022	6,522	305	6,217	5,007	3,423	1,584	592	1,901	1,647	254	—	409	
592	—	4,943	1,463	1,068	395	2,770	1,815	955	26	684	677	7	—	500	
89	—	599	14	14	—	461	37	424	10	114	114	—	—	76	
503	—	4,344	1,449	1,054	395	2,309	1,778	531	16	570	563	7	—	424	
294	129	3,797	1,901	1,901	—	1,116	302	814	57	723	361	362	—	175	
18,618	361	112,430	43,267	6,042	37,225	36,359	32,579	3,780	2,584	30,220	18,911	11,309	—	4,205	
82	40	705	422	422	—	127	52	75	3	153	75	78	—	35	
18,536	321	111,725	42,845	5,620	37,225	36,232	32,527	3,705	2,581	30,067	18,836	11,231	—	4,170	
10,915	772	53,808	22,008	638	21,370	14,167	8,605	5,562	616	17,017	12,406	4,611	—	6,001	
23,380	1,143	251,861	57,323	57,323	—	104,146	92,118	12,028	6,095	84,297	25,672	58,622	—	5,030	
352	311	5,996	2,612	2,612	—	1,140	334	806	145	2,099	482	1,617	3	355	
125	155	2,038	1,012	1,012	—	313	75	238	36	677	185	492	—	93	
227	156	3,958	1,600	1,600	—	827	259	568	109	1,422	297	1,125	—	262	
8,808	133	81,111	6,321	16,321	—	46,219	30,441	15,778	4,926	13,645	9,153	4,492	—	8,992	
711	73	15,641	3,826	3,826	—	7,370	5,246	2,124	323	4,122	1,227	2,895	—	1,092	
4,740	54	37,116	7,119	6,660	459	21,109	16,488	4,621	1,150	7,738	4,955	2,783	—	3,556	
1,589	21	15,249	3,506	3,506	—	8,821	6,995	1,826	202	2,720	1,708	1,012	—	573	
4,755	67	29,401	6,911	2,157	4,754	15,897	6,685	9,212	764	5,829	4,334	1,495	—	2,357	
80,021	3,247	664,016	181,869	106,540	75,329	284,517	217,935	66,582	18,207	179,423	85,684	93,735	4	36,953	

受 理 人 員							処 起 訴			
総人員	新 規 事 件			移 送 事 件			総人員	総人員	公 請	判 求
	総人員	通常警 察より	その他	総人員	他の検察 庁より	家庭裁判 所より				
4,476	3,685	3,449	236	791	773	18	4,344	986	469	
47	46	42	4	1	1	—	51	14	7	
11,231	8,833	8,429	404	2,398	2,362	36	11,375	3,761	523	
2,712	2,069	1,907	162	643	640	3	2,678	1,229	113	
270	229	226	3	41	40	1	328	73	6	
10	10	—	10	—	—	—	30	—	—	
2,674	2,385	1,660	725	289	277	12	2,594	1,567	1,443	
268,712	236,844	209,817	27,027	31,868	31,734	134	269,902	47,104	3,177	
24,298	20,310	614	19,696	3,988	3,961	27	24,308	7,311	494	
1,513,957	1,261,889	1,240,779	21,110	252,068	247,166	4,902	1,495,120	740,898	623	
2,660	2,324	2,188	136	336	328	8	2,684	610	113	
23,029	19,466	17,928	1,538	3,563	3,534	29	22,677	9,780	185	
13	4	4	—	9	9	—	8	3	—	
18,896	15,702	14,477	1,225	3,194	3,173	21	28,774	8,129	147	
4,120	3,760	3,447	313	360	352	8	3,895	1,648	38	
180,938	142,156	113,629	28,527	38,782	38,490	292	178,462	58,845	16,474	
2,035,014	1,700,246	1,600,668	99,578	334,768	329,306	5,462	2,014,553	872,178	23,627	
2,707,980	2,289,944	2,152,859	137,085	418,036	409,327	8,709	2,678,569	1,054,047	130,167	

時の罪名により、処理人員については処理時の罪名により、未処理人員については12月末現在
弧に入れて表示した人員は交通事件即決裁判手続法に基く即決裁判請求の人員で同欄内人員の
による。

略式命令 即決裁判 請求	理 不 起 訴 人				中 止	員 他 へ 送 致				未処理 人員
	総人員	起 訴 猶 予	その他	その他		総人員	検察庁	家 庭 裁判所	その他	
517	1,481	811	670	71	1,806	892	914	—	216	
7	32	4	28	2	3	1	2	—	5	
3,238	3,110	2,410	700	242	4,262	2,302	1,960	—	246	
1,116	645	503	142	83	721	634	87	—	114	
67	180	133	47	3	72	47	25	—	8	
—	21	—	21	9	—	—	—	—	2	
124	592	162	430	56	379	297	82	—	147	
43,927	187,270	181,808	5,462	3,096	32,432	30,941	1,491	—	1,657	
6,817	11,513	9,195	2,318	1,361	4,123	3,903	220	—	530	
(4,299) 740,275	398,236	384,274	13,962	7,488	348,498	250,660	97,838	—	81,440	
497	1,632	1,390	242	31	411	307	104	—	87	
9,595	7,499	6,371	1,128	1,047	4,351	3,781	569	1	974	
3	4	4	—	—	1	—	1	—	—	
7,982	5,954	5,093	861	1,025	3,666	3,209	457	—	639	
1,610	1,541	1,274	267	22	684	572	111	1	335	
42,371	63,749	42,636	21,113	6,753	49,115	39,649	9,465	1	9,103	
848,551	675,960	629,697	46,263	20,242	446,173	333,414	112,757	2	94,529	
(4,299) 923,880	960,477	847,632	112,845	38,449	625,596	419,098	206,492	6	131,482	

の罪名によつた。
内数である。

被疑者の受理及び処理状況

庁別	人員区分	受 理 人 員							処 理	
		総人員	旧受	新 受				総人員	起	
				総人員	他 検 察 庁 へ	の 家 庭 裁 判 所 へ	通 常 警 察 署 へ			そ の 他
東京高検管内	東京	798,422	46,946	751,476	59,598	1,900	669,083	20,895	773,941	370,665
	横浜	104,928	2,745	102,183	30,119	363	68,063	3,638	101,045	30,498
	浦和	77,437	848	76,589	17,948	64	57,467	1,110	75,582	27,373
	千葉	56,220	628	55,592	16,099	170	37,699	1,624	54,723	20,038
	水戸	42,331	57	42,274	10,743	87	29,999	1,445	42,309	15,560
	宇都宮	45,777	1,416	44,361	7,899	83	35,310	1,069	43,582	13,544
	前橋	35,288	1,483	33,805	7,576	185	25,090	954	34,395	12,129
	静岡	35,306	918	34,487	6,990	285	24,107	3,105	34,747	14,414
	甲府	14,751	185	14,566	2,588	20	11,344	614	14,492	5,461
	長野	21,363	260	21,103	3,549	36	15,753	1,765	21,169	7,706
	新潟	31,422	409	31,013	3,445	45	25,844	1,679	30,937	11,401
総数	1,263,245	55,796	1,207,449	166,554	3,238	999,759	37,898	1,226,922	528,789	
大阪高検管内	大阪	431,097	30,127	400,970	63,431	2,131	326,379	9,029	353,334	128,062
	京都	44,922	1,289	43,633	8,310	105	33,351	1,867	43,103	19,816
	神戸	143,486	1,034	142,452	31,328	474	106,043	4,607	141,867	37,717
	奈良	13,977	612	13,365	5,759	13	7,217	376	13,567	5,308
	大津	12,687	43	12,644	2,158	28	9,906	552	12,613	3,982
	和歌山	19,261	231	19,030	4,373	95	13,980	582	19,063	9,052
総数	665,430	33,336	632,094	115,359	2,846	496,876	17,013	583,547	203,937	
名古屋高検管内	名古屋	69,287	1,168	68,119	14,575	162	51,222	2,160	68,376	26,426
	津	35,816	191	35,625	5,995	34	28,519	1,077	35,660	9,350
	岐阜	16,780	22	16,758	3,764	120	11,681	993	16,766	6,986
	福井	18,047	171	17,876	1,664	19	15,818	375	17,966	5,218
	金沢	10,970	27	10,943	1,748	27	8,411	757	10,947	4,579
	富山	13,558	56	13,502	2,651	69	10,220	562	13,511	6,360
総数	164,458	1,635	162,823	30,597	431	125,871	5,924	163,226	58,919	
広島高検管内	広島	57,913	354	57,559	7,423	223	42,822	7,091	57,661	16,262
	山口	27,913	999	26,914	5,548	192	18,443	2,731	27,565	10,605
	岡山	36,924	337	36,587	6,200	129	28,056	2,202	36,708	16,673
	鳥取	11,368	32	11,336	2,131	21	8,496	688	11,337	4,430
	松江	12,197	5	12,192	1,731	11	9,622	788	12,192	4,482
総数	146,315	1,727	144,588	23,073	576	107,439	13,500	145,463	52,452	

(2) 全被疑者の検察庁管内別

(昭和29年)

訴 訟	公 判 求 請	略 式 命 令 即 決 裁 判 求	不 起 訴				中 止	他 へ 送 致				未 処 理 人 員
			総人員	起 猶	訴 予	そ の 他		総人員	検 察 庁	家 庭 裁 判 所	そ の 他	
14,514	356,151	261,362	246,695	14,667	12,242	129,672	76,312	53,360	—	24,481		
5,931	24,567	36,955	28,416	8,539	450	33,542	26,477	6,665	—	3,883		
2,546	24,827	26,117	22,819	3,298	179	21,913	17,287	4,626	—	1,855		
2,286	17,752	19,249	16,402	2,847	424	15,012	10,942	4,070	—	1,497		
1,777	13,783	14,551	12,844	1,707	284	11,914	8,565	3,349	—	22		
1,407	12,137	18,411	17,380	1,031	40	11,587	8,961	2,626	—	2,195		
2,373	9,756	11,788	10,137	1,651	249	10,229	6,527	3,702	—	893		
2,861	11,553	10,423	7,570	2,853	443	9,467	5,508	3,959	—	559		
1,063	4,398	4,900	4,100	800	159	3,972	2,287	1,685	—	259		
1,342	6,364	8,729	7,484	1,245	390	4,344	2,937	1,407	—	194		
1,578	9,823	13,901	12,413	1,488	231	5,404	3,575	1,829	—	485		
37,678	491,111	426,386	386,260	40,126	15,091	256,656	169,378	87,278	—	36,823		
11,386	116,676	121,134	114,133	7,001	6,182	97,956	72,018	25,938	—	77,763		
4,143	15,673	11,917	10,234	1,683	655	10,715	7,004	3,711	—	1,819		
6,403	31,314	65,783	62,238	3,545	1,572	36,795	28,450	8,344	1	1,619		
793	4,515	4,237	3,294	943	119	3,903	2,974	929	—	410		
638	3,344	3,692	3,252	440	70	4,869	4,206	663	—	74		
1,362	7,690	4,845	4,254	591	144	5,022	3,094	1,928	—	198		
24,725	179,212	211,608	197,405	14,203	8,742	159,260	117,746	41,513	1	81,883		
4,478	21,948	17,703	14,697	3,006	806	23,441	14,658	8,783	—	911		
1,234	8,116	17,595	16,569	1,026	169	8,549	7,011	1,538	—	156		
1,547	5,439	4,457	3,743	714	405	4,918	3,403	1,515	—	14		
746	4,472	9,879	9,423	456	70	2,799	1,942	857	—	81		
741	3,838	3,683	2,994	689	123	2,562	1,517	1,045	—	23		
929	5,431	3,385	2,743	642	123	3,643	2,823	820	—	47		
9,675	49,244	56,702	50,169	6,533	1,693	45,912	31,354	14,558	—	1,232		
4,735	11,527	28,274	23,404	4,870	688	12,437	7,426	5,011	—	252		
3,006	7,599	8,011	5,476	2,535	629	8,320	5,956	2,362	2	348		
2,874	13,799	8,867	7,125	1,742	591	10,577	6,824	3,753	—	216		
729	3,701	4,082	3,413	669	24	2,801	1,999	802	—	31		
839	3,643	4,338	3,589	749	174	3,198	2,013	1,185	—	5		
12,183	40,269	53,572	43,007	10,565	2,106	37,333	24,218	13,113	2	852		

庁別	人員区分	受理人員							処起	
		総人員	旧受	新受				総人員	総人員	
				総人員	他の 検察庁 より	家の 裁判所 より	庭 裁判所 より			通常警 察より
福岡高検管内	福岡	96,08	1,179	94,907	11,519	356	71,129	11,903	95,252	39,384
	佐賀	29,121	171	28,950	4,184	53	23,810	903	28,987	12,667
	長崎	37,396	652	36,744	5,987	115	26,015	4,627	37,069	15,476
	大分	18,097	—	18,097	2,827	103	12,157	3,010	18,097	7,397
	熊本	36,862	824	36,038	3,551	52	30,621	1,811	35,987	17,718
	鹿児島	25,605	372	25,233	2,358	45	18,713	4,117	25,390	9,932
	宮崎	18,515	16	18,499	2,757	79	11,152	4,511	18,481	6,079
総数	261,682	3,214	258,468	33,183	803	193,600	30,882	259,263	108,653	
仙台高検管内	仙台	38,116	1,042	37,074	4,293	48	23,009	9,724	35,558	10,671
	福島	49,418	933	48,485	4,968	161	39,620	3,736	47,385	12,516
	山形	18,380	212	18,168	2,689	55	14,342	1,082	18,279	5,242
	盛岡	15,492	500	14,992	2,168	34	12,057	733	15,170	6,267
	秋田	15,754	346	15,408	1,815	37	12,718	838	15,305	6,943
	青森	18,682	781	17,901	2,295	49	13,663	1,894	17,146	5,825
	総数	155,842	3,814	152,028	18,288	384	115,409	18,007	148,843	47,464
札幌高検管内	札幌	38,575	1,628	36,947	3,857	123	30,728	2,239	37,656	12,968
	函館	8,051	110	7,941	1,204	46	5,912	779	7,933	2,396
	旭川	16,652	119	16,533	2,011	22	12,513	1,987	16,467	4,475
	釧路	14,765	216	14,549	1,950	72	11,427	1,100	14,607	5,093
	総数	78,043	2,073	75,970	9,022	263	60,580	6,105	76,663	24,932
高松高検管内	高松	18,699	139	18,560	3,144	19	14,627	770	18,576	7,353
	徳島	13,767	71	13,696	2,584	37	9,774	1,301	13,714	5,995
	高知	13,905	7	13,898	2,204	55	8,186	3,453	13,878	5,932
	山形	28,665	259	28,406	5,379	57	20,738	2,232	28,474	9,621
総数	75,036	476	74,560	13,311	168	53,325	7,756	74,642	28,901	
総数	2,810,051	102,071	2,707,980	409,327	8,709	2,152,859	137,085	2,688,569	1,054,047	
参照	昭和28年 総数	2,169,947	66,335	2,103,612	441,615	5,382	1,648,163	108,452	2,067,876	709,619
	昭和27年 総数	1,847,903	64,089	1,783,814	298,675	6,578	1,360,316	118,245	1,781,553	539,528
	昭和26年 総数	2,123,943	72,912	2,051,031	361,462	8,696	1,561,589	119,284	2,059,854	572,030
	昭和25年 総数	2,138,640	150,499	1,988,141	348,372	2,571	1,565,863	71,353	2,065,728	560,924

訴 公 請	判 決 求	略 式 即 決 請	命 令 裁 判 求	理 不 起 訴				中 止	他 へ 送 致				未 処 理 人 員
				総人員	起 猶	訴 予	その他		総人員	検察庁	家 庭 裁 判 所	その他	
9,559	29,825 ⁽⁶⁵⁰⁾	34,752	25,479	9,273	1,489	19,627	10,968	8,659	—	834			
1,452	11,215 ⁽⁶²⁵⁾	8,475	7,508	967	109	7,736	6,029	1,707	—	134			
3,444	12,032 ⁽⁸⁵⁾	12,642	8,962	3,680	466	8,485	5,294	3,188	3	327			
2,164	5,233 ⁽³⁴⁹⁾	5,923	3,897	2,026	380	4,397	2,846	1,551	—	—			
3,630	14,088 ⁽²⁴⁾	9,778	7,699	2,079	1,164	7,327	3,805	3,522	—	875			
2,287	7,645 ⁽²³¹⁾	8,848	5,686	3,162	452	6,158	2,933	3,225	—	215			
1,769	4,310 ^(1,964)	7,686	6,565	1,121	500	4,216	2,613	1,603	—	34			
24,305	84,348	88,104	65,796	22,308	4,560	57,946	34,488	23,455	3	2,419			
1,761	8,910	17,876	15,453	2,423	427	6,584	4,440	2,144	—	2,558			
2,067	10,449	26,140	23,931	2,209	390	8,339	5,098	3,241	—	2,033			
1,070	4,172	9,072	8,359	713	162	3,803	2,552	1,251	—	101			
1,213	5,054	4,580	3,742	838	398	3,925	2,502	1,423	—	322			
920	6,023	4,892	4,017	875	166	3,304	1,960	1,344	—	449			
1,274	4,551	7,262	5,682	1,580	267	3,792	2,081	1,711	—	1,536			
8,305	39,159	69,822	61,184	8,638	1,810	29,747	18,633	11,114	—	6,999			
3,664	9,304 ⁽⁶⁸⁵⁾	15,310	12,245	3,065	1,501	7,877	3,710	4,167	—	919			
842	1,554 ⁽¹⁶⁸⁾	2,903	2,209	694	385	2,249	1,166	1,083	—	118			
1,426	3,049	7,398	6,302	1,096	588	4,006	2,586	1,420	—	185			
1,404	3,689 ⁽⁷⁹⁸⁾	4,970	3,404	1,566	839	3,075	2,039	1,666	—	158			
7,336	17,596	30,581	24,160	6,421	3,313	17,837	9,501	8,336	—	1,380			
1,741	5,612	6,169	5,486	683	202	4,852	3,645	1,207	—	123			
1,028	4,967	3,883	3,208	675	172	3,664	2,566	1,098	—	53			
1,548	4,384	4,223	3,243	980	250	3,473	2,211	1,262	—	27			
1,643	7,978	9,427	7,714	1,713	510	8,916	5,358	3,558	—	191			
5,960	22,941	23,702	19,651	4,051	1,134	20,905	13,780	7,125	—	394			
130,167	923,880 ^(4,299)	960,477	847,632	112,845	38,449	625,596	419,098	206,492	6	131,482			
120,340	589,279	771,032	648,765	122,267	45,680	541,545	373,417	168,121	7	102,071			
136,672	402,856	729,156	607,109	122,047	52,243	460,626	312,084	148,508	34	66,350			
144,110	427,920	851,100	727,241	123,859	92,684	544,040	376,764	167,088	188	64,089			
155,779	405,145	948,925	816,870	132,055	96,241	459,638	373,227	86,411	—	72,912			

被疑者の受理及び処理状況

罪名	人員区分	受理人員					
		総人員	旧受	新			
				総人員	新事件	移送 <small>他の検察廳より</small>	
刑	公務執行妨害	226	22	204	194	9	
	強姦	5	4	1	1	—	
	強姦未遂	47	5	42	40	2	
	居書	361	10	351	312	37	
	強姦	226	38	188	156	32	
	強姦	117	6	111	97	10	
	強姦	781	32	749	642	107	
	強姦	138	6	132	119	9	
	強姦	7,416	303	7,113	5,772	1,306	
	強姦	42	3	39	29	7	
法	強姦	7,374	300	7,074	5,743	1,299	
	強姦	8,294	188	8,106	7,146	902	
	強姦	253	18	235	195	23	
	強姦	103	11	92	79	4	
	強姦	150	7	143	116	19	
	強姦	1,855	132	1,723	1,557	160	
	強姦	745	36	709	649	52	
	強姦	466	38	428	346	81	
	強姦	1,703	103	1,600	1,393	201	
	強姦	2,168	125	2,043	1,601	424	
総	24,801	1,066	23,735	20,220	3,555		
特別法	暴力行為等処罰に関する法律	277	10	267	229	37	
	銃砲刀剣類所持等取締法	8	7	1	—	1	
	行政協定に伴う刑事特別法	309	8	301	240	61	
	行政協定に伴う刑事特別法	116	4	112	82	29	
	行政協定に伴う刑事特別法	22	—	22	18	4	
	行政協定に伴う刑事特別法	7	—	7	6	1	
	外国人登録法	19,869	606	19,263	15,898	3,350	
	外国人登録法	1,640	41	1,599	1,384	204	
	外国人登録法	607	22	585	547	36	
	外国人登録法	5,172	98	5,074	3,729	1,320	
犯	酒類管理法	5,212	219	4,993	3,616	1,361	
	酒類管理法	2,051	148	1,903	1,372	522	
	酒類管理法	454	29	425	373	48	
	酒類管理法	212	24	188	140	48	
	酒類管理法	31,144	1,197	29,947	23,631	6,218	
	酒類管理法	67,100	2,413	64,687	51,265	13,240	
	総	91,901	3,479	88,422	71,485	16,595	
	性	男	80,057	3,080	76,977	62,040	14,628
		女	11,844	399	11,445	9,445	1,972
		総	90,655	4,516	86,139	70,008	15,767
昭和28年		男	81,090	4,155	76,935	62,485	14,126
		女	9,565	361	9,204	7,523	1,641
昭和27年		男	78,886	5,611	73,275	58,790	13,916
		女	70,649	5,206	65,443	52,758	12,174
昭和26年		男	8,237	405	7,832	6,032	1,742
		女	90,188	4,861	85,327	65,693	18,988
昭和25年		男	81,455	4,595	76,860	59,554	16,711
	女	8,733	266	8,467	6,139	2,277	
総	86,395	5,830	80,565	63,861	16,501		
総	79,459	5,488	73,971	58,935	14,851		
総	6,936	342	6,594	4,926	1,650		

註 1 「新規事件」には検察官の認知、直受及び司法警察職員より送致された事件並
2 罪名は受理人員については受理時の罪名により、処理人員については処理時の

(3) 朝鮮人被疑者

(昭和29年)

受事件	処理人員							未処理人員	
	総人員	起訴	不起訴			中止	他送		
			総人員	起猶	訴予				その他
家庭裁判所より	1	203	64	90	79	11	4	45	24
1	5	1	2	1	1	1	1	1	—
—	42	15	15	3	12	3	3	9	5
2	332	93	150	114	36	7	7	82	28
—	175	69	56	33	23	16	16	34	30
4	110	22	38	5	33	2	2	48	5
—	755	377	217	82	135	32	32	129	26
4	131	75	34	4	30	1	1	21	5
35	7,113	2,791	2,234	1,902	332	231	231	1,857	319
3	41	22	5	4	1	—	—	14	—
32	7,072	2,769	2,229	1,898	331	231	231	1,843	319
58	8,087	2,214	3,029	2,349	680	107	107	2,737	185
17	218	73	53	16	37	6	6	86	21
9	85	31	18	7	11	1	1	35	7
8	133	42	35	9	26	5	5	51	14
6	1,704	322	1,022	754	268	100	100	260	180
8	669	165	278	159	119	15	15	211	55
1	425	98	215	167	48	14	14	98	29
6	1,638	530	803	579	224	32	32	273	55
18	2,027	651	767	414	353	63	63	546	175
160	23,634	7,560	9,003	6,661	2,342	634	634	6,437	1,142
1	256	46	115	41	74	4	4	91	18
—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
—	289	93	87	47	40	7	7	102	17
1	106	43	30	10	20	4	4	29	4
—	22	7	10	5	5	—	—	5	—
—	7	4	—	—	—	—	—	3	—
15	17,954	3,206	7,627	6,849	778	1,759	1,759	5,362	1,909
11	1,596	506	529	459	70	15	15	546	61
2	562	390	99	17	82	6	6	67	22
25	5,164	2,233	1,348	1,156	192	138	138	1,445	65
16	5,054	2,122	1,111	420	691	268	268	1,553	214
9	1,938	524	438	79	359	308	308	668	65
4	417	122	192	28	164	55	55	48	32
—	187	90	42	29	13	3	3	52	16
98	29,423	14,052	7,954	6,247	1,707	525	525	6,892	1,725
182	62,976	23,439	19,582	15,387	4,195	3,092	3,092	16,863	4,149
342	86,610	30,999	28,585	22,048	6,537	3,726	3,726	23,300	5,291
314	75,507	27,482	24,887	19,175	5,712	3,253	3,253	19,885	4,550
28	11,103	3,517	3,698	2,873	825	473	473	3,415	741
364	87,176	25,856	29,045	21,647	7,398	9,718	9,718	22,557	3,479
324	78,010	23,299	26,001	19,248	6,753	8,859	8,859	19,851	3,080
40	9,166	2,557	3,044	2,399	645	859	859	2,706	399
569	74,369	24,138	25,708	19,144	6,564	4,020	4,020	20,503	4,517
511	66,493	21,725	22,951	16,859	6,092	3,716	3,716	18,101	4,156
58	7,876	2,413	2,757	2,285	472	304	304	2,402	361
646	84,573	28,007	26,873	21,016	5,857	5,837	5,837	23,856	5,615
595	76,245	25,184	24,270	18,833	5,437	5,493	5,493	21,298	5,210
51	8,328	2,823	2,603	2,183	420	344	344	2,558	405
203	81,534	27,442	27,588	21,786	5,802	6,059	6,059	20,445	4,861
185	74,864	25,421	25,310	19,803	5,507	5,658	5,658	18,475	4,595
18	6,670	2,021	2,278	1,983	295	401	401	1,970	266

びに再起事件の被疑者が一括して計上されている。罪名によつた。

被疑者の受理及び処理状況

人員区分 罪名	処 理								
	総 人 員			起 訴		不 起 訴			
	総 数	A	B	A	B	A	B		
刑	公務執行妨害	148	31	117	1	10	1	4	
	騒擾	2	—	2	—	—	—	—	
	放火	249	147	102	7	9	3	5	
	居住侵入	1,097	488	609	—	6	1	12	
	文書偽造	188	88	100	—	1	1	6	
	強制猥褻	2,500	1,323	1,177	32	69	9	21	
	賭博	259	58	201	—	1	—	2	
	強姦	538	141	397	22	100	3	8	
	傷害	総致死	13,398	4,741	8,657	26	217	18	181
		その他	127	46	81	12	26	—	1
法	窃盗	13,271	4,695	8,576	14	191	18	180	
	強盗	総致死	63,682	37,509	26,713	75	519	95	252
		その他	2,068	740	1,328	53	217	8	34
	強盗	強盗	549	159	390	19	77	4	11
		強盗	87	27	60	10	28	—	1
	強盗	強盗	83	30	53	2	9	—	2
		強盗	1,349	524	825	22	103	4	20
	犯	詐欺	4,995	1,887	3,108	6	61	4	66
		横領	3,146	1,511	1,635	6	42	4	22
		横領	2,983	1,180	1,803	1	17	1	11
横領		1,062	475	587	—	6	4	11	
その他		7,949	2,542	5,407	69	347	24	176	
総 数	104,264	52,861	51,403	298	1,622	176	811		
特 別 法 犯	暴力行為等処罰に関する法律	1,042	434	608	2	8	—	10	
	爆発物取締罰則	7	2	5	—	—	—	—	
	銃砲刀剣類所持取締令	2,158	1,029	1,129	5	12	3	20	
	火薬類取締法	97	27	70	—	1	—	3	
	行政協定に伴う刑事特別法	29	11	18	—	—	—	—	
	破壊活動防止法	—	—	—	—	—	—	—	
	食糧管理法	2,128	735	1,393	17	71	6	12	
	その他の特別法犯	126,233	48,248	77,977	624	2,350	66	411	
	総 数	131,694	50,494	81,200	648	2,442	75	456	
	総 数	235,958	103,355	123,603	946	4,064	251	1,267	
性 別	男	225,584	98,332	127,252	927	3,982	236	1,200	
	女	10,374	5,023	5,351	19	82	15	67	

- 註 1 この表の人員は、処理されたものは処理時において、未処理のものは期間の末つたものは含まれていない。
 2 A欄の人員は14才台から17才台までのものであり、B欄の人員は18才台と19才
 3 他へ送致の「その他」欄に計上したものは都道府県知事又は児童相談所長に送

(4) のロ 少年被疑者の処理

(昭和29年)

中止	人 員								未 処 理 人 員		
	中 止		他 へ 送 致		家 庭 裁 判 所		そ の 他		総 数	A	B
	A	B	検 察 庁	家 庭 裁 判 所	A	B	A	B			
—	—	1	13	28	90	—	—	4	—	4	
—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	
—	1	8	4	129	83	—	—	3	1	2	
—	—	26	46	461	545	—	—	7	3	4	
—	2	9	6	78	85	—	—	6	2	4	
—	3	56	57	1,226	1,027	—	—	51	22	29	
—	—	1	11	57	187	—	—	1	—	1	
1	—	7	33	108	256	—	—	6	1	5	
5	25	331	751	4,361	7,483	—	—	121	32	89	
—	—	4	3	30	51	—	—	1	—	1	
5	25	327	748	4,331	7,432	—	—	120	32	88	
36	49	2,111	1,841	35,190	23,512	2	—	210	109	101	
2	—	63	51	614	1,026	—	—	32	9	23	
—	—	13	10	123	292	—	—	7	1	6	
—	—	—	3	17	28	—	—	—	—	—	
—	—	8	8	20	34	—	—	—	—	—	
2	—	42	30	454	672	—	—	25	8	17	
23	22	129	257	1,745	2,702	—	—	31	6	25	
2	5	71	100	1,428	1,466	—	—	33	14	19	
—	5	94	133	1,084	1,637	—	—	11	3	8	
—	—	22	32	449	538	—	—	9	3	6	
4	11	234	843	2,210	4,030	1	—	276	53	223	
53	123	3,163	4,178	49,168	44,669	3	—	801	258	543	
—	1	37	50	395	539	—	—	23	5	18	
—	—	—	—	2	5	—	—	—	—	—	
1	1	79	86	941	1,010	—	—	6	2	4	
—	—	2	7	25	59	—	—	1	—	1	
—	—	—	2	11	16	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1	5	179	380	532	925	—	—	23	3	20	
30	85	3,892	10,664	43,644	64,467	—	—	931	272	659	
32	92	4,189	11,189	45,550	67,021	—	—	984	282	702	
85	215	7,352	15,367	94,718	111,690	3	—	1,785	540	1,245	
78	189	6,967	14,842	90,122	107,039	2	—	1,735	527	1,208	
7	26	385	525	4,596	4,651	1	—	50	13	37	

日現在においていずれも少年であつたものだけを計上した。従つて、受理の後成人にな

台のものである。
 致したものである。

未処理被疑者

月別	人員区分 庁の種類別	未処理 総人員	未 済		
			15日以内	1月以内	2月以内
1 月末	地区 検	36,523	8,519	6,069	4,715
	地区 検	98,961	27,445	23,685	16,736
2 月末	地区 検	39,682	8,924	6,012	6,908
	地区 検	100,821	25,552	22,229	20,266
3 月末	地区 検	40,916	9,573	5,497	6,237
	地区 検	102,302	26,170	25,907	18,775
4 月末	地区 検	44,472	8,624	6,411	7,470
	地区 検	107,657	24,755	25,925	22,142
5 月末	地区 検	46,846	9,650	5,224	7,303
	地区 検	107,258	27,548	21,475	20,544
6 月末	地区 検	48,021	10,413	6,578	6,614
	地区 検	113,379	34,467	26,944	18,003
7 月末	地区 検	46,963	7,914	6,096	8,447
	地区 検	116,579	26,752	33,255	22,398
8 月末	地区 検	49,424	9,048	5,326	7,339
	地区 検	119,011	26,446	23,320	32,297
9 月末	地区 検	50,695	9,170	6,188	6,580
	地区 検	126,778	25,003	24,935	24,938
10 月末	地区 検	53,012	9,553	6,553	7,501
	地区 検	131,304	26,561	23,246	22,538
11 月末	地区 検	52,379	11,081	5,968	6,948
	地区 検	126,135	27,550	19,444	20,174
12 月末	地区 検	34,771	5,645	4,618	3,791
	地区 検	96,781	22,662	12,618	11,395
平 均	総 数	157,550	35,752	29,460	27,505
	地区 検	45,309	9,009	5,878	6,654
	地区 検	112,241	26,743	23,582	20,851

註 1 この表は未処理の被疑者について受理の日から当月末日までの未済期間を調査
2 地検には支部を含む。

の未済期間

(昭和29年)

期 間	未 済 期 間					
	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	1年以内	1年を超える
1 月	3,153	2,540	2,084	1,328	4,709	2,906
	10,522	10,345	4,407	2,277	3,437	107
2 月	3,581	2,458	2,027	1,800	4,996	2,976
	11,412	7,812	6,968	3,176	3,318	88
3 月	5,024	2,936	1,899	1,783	4,860	3,107
	11,663	7,383	4,687	4,376	3,205	136
4 月	4,952	4,006	2,618	1,629	5,347	3,415
	11,901	8,664	5,310	3,650	4,954	356
5 月	5,771	3,866	3,332	2,264	5,851	3,585
	14,229	8,180	6,095	3,400	5,319	468
6 月	5,197	4,147	3,010	2,651	6,117	3,294
	12,069	9,023	4,650	3,449	4,237	532
7 月	4,874	3,505	3,503	2,383	6,656	3,580
	11,974	8,086	5,811	3,049	4,583	671
8 月	6,731	3,806	3,044	2,973	7,349	3,808
	14,285	8,628	5,551	3,953	4,138	393
9 月	5,397	4,976	3,171	2,499	8,699	4,015
	25,695	10,102	6,442	4,086	4,876	701
10 月	5,267	4,158	4,246	2,625	4,921	4,188
	19,242	20,798	7,190	4,764	6,130	835
11 月	5,015	3,545	3,170	3,333	9,173	4,146
	14,723	15,393	16,745	4,702	6,574	830
12 月	3,111	2,605	2,071	1,883	7,363	3,684
	10,213	8,789	9,851	14,030	6,255	898
平 均	18,833	13,812	9,823	6,880	11,422	4,059
	4,839	3,545	2,848	2,304	6,670	3,558
	13,994	10,267	6,975	4,576	4,752	501

したものである。

労働関係事件統計

(1) 昭和29年度 労働関係事件月別人員統計表

年 月	区 分	受 新						受 理				既 済				未 済		
		旧 受		新 受 計				受 理 合 計		起 訴		不 起 訴		中 止			送 致	
		通 常 司 法 職 員	警 察 職 員	通 常 司 法 職 員	警 察 職 員	他 の 検 察 庁	行 庁 以 外 の 検 察 庁	労働基準官より	労働基準官以外より	その他	新 受 計	公 判 請 求	略 式 命 令 請 求	起 訴 猶 予	そ の 他		中 止	送 致
昭和29年	1月	431	132	103	77	18	330	761	17	57	40	20	3	77	214	547		
	2月	547	118	86	66	18	288	835	45	52	39	16	6	84	242	593		
	3月	593	154	106	82	34	376	969	39	58	71	35	23	117	343	626		
	4月	626	157	85	57	26	325	951	36	59	40	12	6	91	244	707		
	5月	707	192	86	55	24	357	1,064	54	59	75	23	9	123	343	721		
	6月	721	214	148	49	28	439	1,160	62	121	77	38	11	155	464	696		
	7月	796	162	137	45	42	386	1,082	54	102	81	38	12	155	442	640		
	8月	640	146	105	89	24	364	1,004	51	54	62	33	10	82	292	712		
	9月	712	211	146	63	33	453	1,165	94	88	53	24	21	134	414	751		
	10月	751	384	197	47	25	653	1,404	116	129	76	33	16	217	587	817		
	11月	817	271	225	82	21	599	1,416	118	147	84	40	10	239	638	778		
	12月	778	220	257	83	30	590	1,368	128	223	131	67	33	301	883	485		
	計	431	2,361	1,681	795	323	5,160	5,591	814	1,149	829	379	160	1,775	5,106	485		

(2) 昭和29年度 労働関係事件法令別月別人員統計表

法 令 別	区 分	受 新						受 理				既 済				未 済		
		旧 受		新 受 計				受 理 合 計		起 訴		不 起 訴		中 止			送 致	
		通 常 司 法 職 員	警 察 職 員	通 常 司 法 職 員	警 察 職 員	他 の 検 察 庁	行 庁 以 外 の 検 察 庁	労働基準官より	労働基準官以外より	その他	新 受 計	公 判 請 求	略 式 命 令 請 求	起 訴 猶 予	そ の 他		中 止	送 致
労働関係調整法	1月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	3月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	4月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	5月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	6月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	7月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	8月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	9月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	10月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	11月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	12月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
労働基準法	1月	244	15	38	76	4	133	377	2	17	19	8	24	70	307			
	2月	307	8	29	56	6	108	415	8	24	19	4	23	80	335			
	3月	335	9	41	77	3	130	465	6	17	34	9	48	114	361			
	4月	351	12	23	51	3	89	440	5	25	9	2	28	70	370			
	5月	370	22	17	52	5	96	466	4	11	25	4	35	84	382			
	6月	382	25	59	48	10	142	524	4	43	36	9	60	154	370			
	7月	370	18	42	43	2	105	475	6	32	33	14	44	133	342			
	8月	342	10	27	83	5	125	467	7	15	41	17	24	106	361			
	9月	361	12	24	52	14	102	463	13	21	20	4	26	87	376			
	10月	376	14	25	47	10	96	472	5	22	40	13	35	123	349			
	11月	349	13	48	72	3	136	485	13	30	33	9	50	138	347			
	12月	347	11	83	82	12	188	535	23	78	70	23	91	298	237			
	計	244	169	456	748	77	1,450	1,694	96	335	379	116	488	1,457	237			

法令別	区分 月別	受新					受理合計			既訴				済			未済
		旧受	通警 常司 法員り	他の 検察	庁より	船員 労務	官より	その他	新受計	起 公判請求	既訴 略式命令	不起訴 起訴猶予	その他	中止	送致	既済計	
船員法	1	—	1	6	—	—	5	12	—	1	2	—	—	—	5	8	4
	2	4	—	1	1	—	—	8	—	—	1	—	—	—	7	8	4
	3	4	—	—	10	—	—	19	—	—	3	—	—	—	6	15	8
	4	8	—	—	5	—	—	23	—	—	—	—	—	—	4	4	19
	5	19	—	—	2	—	—	12	—	—	6	—	—	—	4	20	11
	6	11	—	—	7	—	—	27	—	—	11	—	—	—	3	17	10
	7	10	—	—	4	—	—	40	—	—	14	—	—	—	12	27	13
	8	13	—	—	2	—	—	16	—	—	2	—	—	—	1	4	12
	9	12	—	2	8	—	—	3	—	—	5	—	—	—	4	4	12
	10	12	—	—	2	—	—	9	—	—	2	—	—	—	6	10	11
	11	11	—	—	8	—	—	25	—	—	5	—	—	—	4	10	11
	12	6	—	—	5	—	—	12	—	—	6	—	—	—	1	19	6
計	—	—	5	6	6	3	89	157	—	24	57	—	1	72	154	3	
鉦山保安法	1	10	—	—	1	—	—	3	—	1	—	—	—	—	—	4	9
	2	9	—	—	1	—	—	2	—	1	—	—	—	—	3	3	8
	3	8	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	4	4	6
	4	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	4	4	12
	5	12	—	—	1	—	—	14	—	—	—	—	—	—	1	1	13
	6	13	—	—	—	—	—	14	—	—	—	—	—	—	3	3	11
	7	11	—	—	—	—	—	17	—	—	3	—	—	—	7	7	10
	8	10	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	4	4	10
	9	20	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—	—	8	8	20
	10	23	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—	8	8	23
	11	22	—	—	—	—	—	36	—	—	—	—	—	—	15	15	22
	12	21	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	7	11	21
計	10	11	20	14	30	75	85	3	26	12	9	2	20	72	154	13	

法令別	区分 月別	受新					受理合計			既訴				済			未済
		旧受	通警 常司 法員り	他の 検察	庁より	労働 基準 官より	官より	その他	新受計	起 公判請求	既訴 略式命令	不起訴 起訴猶予	その他	中止	送致	既済計	
労働者災害補償保険法	1	7	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	7
	2	7	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	7
	3	7	—	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—	13
	4	5	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	5	6	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	9
	6	8	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	7	3	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	8	2	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	9	4	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	10	6	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	6
	11	4	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	12	7	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	7
計	7	5	13	18	2	38	45	2	16	4	3	—	—	20	45	—	
職業安定法	1	163	112	58	—	—	8	341	14	34	18	11	3	44	124	217	
	2	217	109	54	—	—	2	383	37	27	17	9	4	53	147	236	
	3	236	138	52	—	—	21	447	33	30	32	25	22	54	196	251	
	4	251	145	54	—	—	4	458	31	32	29	10	5	57	164	294	
	5	294	167	66	—	—	6	535	48	44	44	17	4	75	232	303	
	6	303	189	77	—	—	9	579	57	70	28	27	9	89	278	301	
	7	301	134	91	—	—	14	540	45	63	31	24	8	99	270	270	
	8	270	133	74	—	—	8	485	44	37	19	15	8	55	178	307	
	9	307	193	109	—	—	11	622	78	59	26	16	18	101	298	324	
	10	324	370	167	—	—	4	865	109	103	32	20	8	172	444	421	
	11	421	249	160	—	—	10	840	105	102	43	29	7	168	454	386	
	12	386	207	167	—	—	14	774	104	137	52	36	18	203	550	224	
計	163	2,146	1,129	10	111	3,396	3,559	705	738	371	239	114	1,168	3,335	224		

法令別	区分 月別	受新				受理		既済				未済						
		旧受	通警察 通常司法	他の 検察	庁より	労働 基準 官署	その他	新受計	受理合計	起 公判請求	既 訴 略式命令		不 起 訴 猶予	不 起 訴 その他	中 止	済 送 致	既 済 計	
失業保険法	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国家公務員法	1	4	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	4	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

法令別	区分 月別	受新				受理		既済				未済						
		旧受	通警察 通常司法	他の 検察	庁より	労働 基準 官署	その他	新受計	受理合計	起 公判請求	既 訴 略式命令		不 起 訴 猶予	不 起 訴 その他	中 止	済 送 致	既 済 計	
地方公務員法	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	14	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

公安関係事件統計

(1) 昭和29年度 公安関係事件統計表 (月別)

年 月	区 分	受				理				既				未 済
		旧 受	新			受 合 計	起 訴 公 請	起 訴 猶 予	不 起 訴 其 他	中 止	送 致	既 済 計	未 済	
			通 常 警 察 職 員 に よ り	新 受 計	家 庭 裁 判 所 に よ り									
昭和29年	1月	267	57	10	67	334	9	1	101	13	1	125	209	
	2月	209	67	14	84	293	13	2	24	13	3	56	237	
	3月	237	48	4	52	289	19	1	55	55	5	136	153	
	4月	153	48	9	62	215	12	—	11	13	3	48	167	
	5月	167	117	1	120	187	12	—	29	12	13	66	221	
	6月	221	66	97	163	384	58	—	29	21	11	123	261	
	7月	261	72	114	186	447	10	—	29	11	26	76	371	
	8月	371	190	227	437	808	16	7	35	12	5	75	733	
	9月	733	124	247	375	1,108	56	3	24	37	24	149	959	
	10月	959	131	67	230	1,189	17	9	93	140	47	307	882	
	11月	882	166	122	311	1,193	19	6	44	45	67	184	1,009	
	12月	1,009	71	14	126	1,135	46	31	339	358	12	920	215	
総計		267	1,157	127	2,213	2,480	287	60	813	730	36	2,265	215	

(2) 昭和29年度 公安関係事件統計表 (法条別)

法 条 別	区 分	受						理						既				未 済
		旧 受	新					受 合 計	起 訴 公 判 請 求	不 起 訴			中 止	送 致	既 済 計	未 済		
			通 常 警 察 職 員 に よ り	家 庭 裁 判 所 に よ り	其 他	新 受 計	其 他			起 訴 猶 予	其 他							
95条(公務執行妨害)		15	108	—	—	44	152	167	34	—	45	62	8	2	151	16		
103条(犯人蔵匿)		—	5	—	—	1	6	6	1	—	2	2	—	—	5	1		
104条(証拠湮滅)		—	1	—	—	1	1	1	—	—	1	1	—	—	1	—		
106条(騒擾)		10	4	—	—	—	4	14	1	—	2	2	1	8	14	—		
108条(放火)		—	4	—	—	—	4	4	2	—	1	—	—	4	—			
109条62条(放火補助)		—	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	1	—			
112条(放火未遂)		—	2	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	2	—			
123条(水利妨害)		—	5	—	—	—	5	5	1	—	3	1	—	5	—			
125条(往来危険)		—	24	2	—	—	26	26	8	—	3	3	1	7	22	4		
127条(往来危険罪の結果的加重)		—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	1	—			
129条(過失往来危険)		1	—	—	—	1	1	2	1	—	—	1	—	2	—			
130条(住居侵入)		20	133	—	—	116	249	269	32	2	200	15	—	15	264	5		
132条(住居侵入未遂)		—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—			
133条(信書開披)		—	2	—	—	3	5	5	—	—	5	—	—	5	—			
169条(偽証)		—	4	—	—	—	4	4	3	—	1	—	—	4	—			
172条(誣告)		1	—	—	—	2	2	3	—	—	1	—	—	1	2			
199条(殺人未遂)		—	13	—	1	1	15	15	10	—	1	2	1	15	—			
201条(殺人未遂)		—	2	—	—	—	2	2	1	—	—	—	—	1	—			
203条(殺人未遂)		—	12	—	1	2	15	15	7	—	2	5	—	15	—			
204条(傷害)		18	224	52	—	42	318	336	31	19	92	69	12	107	330	6		
208条(暴行)		10	44	1	—	28	73	83	6	—	16	6	1	26	54			
211条(業務上過失致死傷)		—	—	—	—	4	4	4	—	—	—	4	—	4	—			
220条(逮捕禁制)		20	67	18	1	39	125	145	21	—	47	37	—	30	135	10		
222条(脅迫)		1	1	—	—	—	1	2	—	—	2	—	—	2	—			
223条(強制)		—	8	2	—	5	15	15	7	—	7	1	—	15	—			
230条(名誉毀損)		1	1	—	—	7	8	9	—	—	8	—	—	8	—			
231条(侮辱)		—	—	—	—	3	3	3	—	—	3	—	—	3	—			
234条(威力業務妨害)		11	66	12	—	378	456	467	11	12	67	298	—	53	441	26		
235条(窃盗)		—	62	—	—	114	176	176	1	—	94	9	—	11	115	61		
240条(強盗致死傷)		—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—			
246条(詐欺)		2	1	—	—	—	1	3	1	—	—	2	—	3	—			
249条(恐喝)		—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—			
252条(横領)		—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1			
253条(業務上横領)		—	2	—	—	6	8	8	4	—	4	—	—	8	—			
260条(建造物損壊)		—	12	—	—	6	18	18	—	—	18	—	—	18	—			
261条(器物損壊)		15	7	1	—	16	24	39	—	—	1	33	—	4	38	1		
暴力行為等処罰に関する法律		114	258	39	—	65	362	476	85	18	180	84	4	94	465	11		
銃砲刀剣類所持取締令		—	20	—	—	1	21	21	12	—	2	2	1	—	17	4		
爆発物取締罰則		3	17	—	—	2	19	22	1	—	—	15	4	—	20	2		
火薬取締法		—	26	—	—	—	26	26	3	9	5	—	2	4	23	3		
道路交通取締法		—	12	—	—	26	38	38	—	—	11	27	—	—	38	—		
破綻防犯法		22	—	—	—	3	3	25	—	—	—	23	—	—	23	2		
軽安犯法		—	2	—	—	—	2	2	—	—	2	—	—	—	2	—		
食糧管理法		—	1	—	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	1	—		
船舶保安法		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特別公務員職権濫用罪		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計		267	1,157	127	3,926	2,213	2,480	287	60	813	730	36	339	2,265	215			

違法争議行為事件統計

(1) 昭和29年度 違法争議行為事件人員統計表

区 年 月	受 新				理 受				既 起				済			
	旧 受	通 常 司 法 官 員 に よ り	他 の 検 察 官 に よ り	家 庭 裁 判 所 に よ り	其 他 の 裁 判 所 に よ り	受 合 計	公 判 求 求	判 略 命 令 請 求	起 猶 予	不 起 訴 予	其 他 の 訴	中 止	送 致	既 済 計	未 済	
																新受計
昭和29年 1月	165	30	—	—	7	202	4	1	95	13	—	—	113	89		
2月	89	11	—	—	13	113	—	—	16	11	—	—	27	86		
3月	86	32	—	—	4	122	3	1	21	31	—	5	61	61		
4月	61	19	5	—	9	94	—	—	2	4	—	—	6	88		
5月	88	21	—	—	1	110	7	—	17	2	—	—	26	84		
6月	84	10	—	—	92	186	17	—	21	8	—	—	46	140		
7月	140	59	—	—	113	312	3	—	18	2	—	24	47	265		
8月	265	118	20	—	224	627	8	—	21	10	—	—	39	588		
9月	588	41	2	—	246	877	8	3	18	22	1	17	69	808		
10月	808	90	—	—	53	951	5	—	90	138	—	11	244	707		
11月	707	128	23	—	88	946	10	5	11	20	—	66	112	834		
12月	834	58	40	—	8	940	26	12	294	273	10	111	746	194		
総 計	165	617	90	—	858	1,730	91	22	624	554	11	234	1,536	194		

(2) 昭和29年度 違法争議行為事件罪別人員統計表

罪 名	区 分	受 新				理 受				既 起				済			
		旧 受	通 常 司 法 官 員 に よ り	他 の 検 察 官 に よ り	家 庭 裁 判 所 に よ り	其 他 の 裁 判 所 に よ り	受 合 計	公 判 求 求	判 略 命 令 請 求	起 猶 予	不 起 訴 予	其 他 の 訴	中 止	送 致	既 済 計	未 済	
																	新受計
95条 (公務執行妨害)	刑	1	46	—	—	—	47	9	—	—	—	—	—	33	15		
130条 (住居侵入)	刑	20	103	—	—	114	217	26	—	21	3	—	—	232	5		
133条 (信託)	刑	—	2	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	5	—		
172条 (殺人)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
199条 (殺人)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
203条 (殺人)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
204条 (殺人)	刑	18	198	47	—	283	22	22	13	92	59	11	98	295	6		
208条 (業務上過失致死)	刑	—	38	1	—	67	2	2	7	4	4	—	—	13	54		
211条 (業務上過失致死)	刑	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	4	—		
220条 (禁捕)	刑	20	27	18	—	79	2	—	30	32	—	—	28	90	9		
222条 (禁捕)	刑	1	1	—	—	2	2	—	2	—	—	—	—	2	—		
223条 (禁捕)	刑	—	7	2	—	10	5	—	4	—	—	—	—	10	—		
230条 (毀誉)	刑	—	1	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	8	—		
231条 (業務妨害)	刑	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—		
234条 (威力脅迫)	刑	—	60	12	—	455	11	11	8	298	3	—	52	430	25		
235条 (窃盗)	刑	5	61	—	—	175	—	—	61	94	9	—	11	114	61		
246条 (窃盗)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
252条 (横領)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
253条 (横領)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
260条 (業務上物件損壊)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
261条 (業務上物件損壊)	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
力	法	93	51	9	—	123	216	12	1	98	65	—	30	206	10		
糧方路船	法	3	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—	—	3	—		
管自運安	法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
員	法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
務	法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
職	法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
濫	法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
暴食地道船特	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
別	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
公	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
務	刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	刑	165	617	90	—	858	1,730	91	22	624	554	11	234	1,536	194		

財政関係法令違反事件法令別

法令別	区別	受理							起 公判請求
		旧受	新受					受理合計	
			通常司法警察 職員より送致	他の検察庁 より送致	国法による 犯則取締	その他	新受計		
国	税	860	584	4,833	17,740	3,841	26,998	27,858	905
直接	税	54	5	2	57	4	68	122	50
	所得税法	18	2	2	12	3	19	37	13
	法人税法	36	3	—	45	1	49	85	37
間接	税	806	579	4,831	17,683	3,837	26,930	27,736	855
	酒税法	521	525	3,965	16,241	3,404	24,135	24,656	662
	砂糖消費税法	6	—	6	91	8	105	111	3
	物品税法	167	46	298	569	93	1,006	1,173	183
	印紙税法	92	8	551	768	311	1,638	1,730	2
	骨牌税法	1	—	4	12	—	16	17	4
	取引所税法	—	—	4	—	4	8	8	—
	揮発油税法	—	—	—	2	—	2	2	—
	その他	19	—	3	—	17	20	39	1
	国税犯則取締法	1	—	—	4	5	9	10	1
地方	税法	15	13	16	15	12	56	71	4
専売	法	302	1,340	2,055	3,399	1,504	8,298	8,600	235
	たばこ専売法	296	1,336	2,004	2,893	1,370	7,603	7,899	228
	塩専売法	6	3	48	503	130	684	690	4
	アルコール専売法	—	1	3	3	4	11	11	3
税務	代理士	2	7	6	1	1	15	17	1
計		1,180	1,944	6,910	21,159	5,363	35,376	36,556	1,146

受理並びに処理人員調

(昭和29年1月~12月)

既					済					未 済	
訴		不起訴			中 止	送致			既 済 計		
略式命令請求 起訴計	起訴計	起訴猶予	その他	不起訴計		他の検察庁へ 送致	家庭裁判所へ 送致	その他へ 送致			送致計
7,475	8,380	9,380	2,861	12,241	1,572	4,706	215	14	4,935	27,128	730
—	50	16	12	28	1	4	—	—	4	83	39
—	13	7	7	14	—	—	—	—	—	27	10
—	37	9	5	14	1	4	—	—	4	56	29
7,475	8,330	9,364	2,849	12,213	1,571	4,702	215	14	4,931	27,045	691
6,617	7,279	9,112	2,287	11,399	1,354	3,870	212	12	4,094	24,126	530
75	78	4	19	23	5	5	—	—	5	111	—
330	513	81	100	181	48	300	2	1	303	1,045	128
441	443	161	413	574	162	517	1	1	519	1,698	32
3	7	1	3	4	1	4	—	—	4	16	1
1	1	—	6	6	—	1	—	—	1	8	—
—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	2	—
8	9	5	19	24	1	5	—	—	5	39	—
2	3	2	5	7	—	—	—	—	—	10	—
3	7	9	22	31	5	21	3	—	24	67	4
2,232	2,467	807	1,929	2,736	911	2,109	182	1	2,292	8,406	194
2,046	2,274	596	1,723	2,319	898	2,054	165	1	2,220	7,711	188
185	189	210	204	414	13	52	17	—	69	685	5
1	4	1	2	3	—	3	—	—	3	10	1
1	2	5	—	5	—	5	—	—	5	12	5
9,713	10,859	10,203	4,817	15,020	2,488	6,846	400	15	7,256	35,623	933